### 秋田県公文書館

### 师究紀要

### 第十八号

講演録 「地域災害・水害と文化財・歴史資料レスキュー」 ―新潟県を中心に―矢	田	俊	文…	1
講座記録				
徳川林政史研究所公開講座in秋田 「史料に見る江戸時代の森林」		· • • • • •		17
佐竹北家文書・佐竹西家文書について佐	藤		隆…	34
「秋田県庁旧蔵古文書」における廃藩置県以後資料 ―ISAD(G)を応用した構造分析―柴	田	知	彰…	49
秋田県公文書館における普及活動の進展齋 太		奈	美 研···	69
小坂鉱山における自家用発電に関する考察神	居	正	暢…	79
彙報				

平成二十三年度市町村・公文書歴史資料保存利用推進会議 基調講演(十一月八日)

## 地域災害 ・水害と文化財・歴史資料レスキュ

-新潟県を中心に―

講師

新潟大学人文学部教授(災害·復興科学研究所兼務) 矢 田 俊

文

氏

### は じ に

究所では、文化財や歴史資料のレスキューの方法に関する研究等を 害・復興科学研究所が設置され、その教授も兼務しております。研 私は新潟大学人文学部の教授でありますが、今年度より大学に災

政・ボランティアがどのように活動したかについてお話したいと思 発生していますので、文化財や歴史資料のレスキューのため、行 すが、かなり大きな地震でした。近年大きな地震災害が立て続けに チュード九であまりに大きかったため、小さい地震のように見えま は、東日本大震災の翌日十二日にマグニチュード六・七を記録した 越沖地震、二〇一一年三月十一日の東日本大震災が起きました。実 年の中越地震が起きた後に始まりました。その後、二〇〇七年に中 六・八とほとんど変わりません。三月十一日に起きた地震がマグニ 長野県北部地震が起きています。規模は中越地震のマグニチュード 新潟県における文化財や歴史資料のレスキュー活動は、二〇〇四

います。

七年間の文化財・歴史資料の取り組み―二〇〇四年十一月より

すが、その詳細については別 年以後のレスキュー活動の取 ユー活動については、 た二〇〇四年の中越地震の 表の年譜をご覧ください。ま り組みについてお話いたしま ワークを中心とした二〇〇四 『山古志民俗資料館収蔵品救 新潟県歴史資料救済ネット 山古志村で行ったレスキ D V D

取り組みの歴史 新潟県歴史資料救済ネットワークを中心に



五分版と一〇分版で製作しま 出プロジェクトの記録』を二

ただきたいと思います。
自身が撮影して記録保存する方法を採っていますので、ぜひご覧いい被災地における文化財・歴史資料レスキュー活動の様子を私たちいます。さらに新潟大学学術リポジトリに収めており、インターネいます。このDVDはクリエイティブ・コモンズの考え方で作成して

大りました。
人りました。

があったことがこの資料で初めてわかりました。さらに、小渓堂ががあったことがこの資料で初めてわかりました。「北越小千谷小渓堂」と版行元が書かれており、小千谷町に小渓堂という本屋(書籍商)と版行元が書かれており、小千谷町に小渓堂という本屋(書籍商)と版行元が書かれており、小千谷町に小渓堂という本屋(書籍商)と版行元が書かれており、小千谷町に小渓堂という本屋(書籍商)となる。「高天神記」という書籍が見つかりました。「北越小千谷小渓堂」と版行元が書かれており、小千谷町に小渓堂という本屋(書籍商)となる。

なりました。 本屋の他に茶の販売もしていたという地域の文化の様子も明らかに

壊も危ぶまれたことから、すべての収蔵資料を搬出することになりていた施設で、震災時、敷地は地面にひび割れが生じ、資料館の倒キューしました。民俗資料館は、小学校の廃校舎を使って設けられさて、山古志地域(現長岡市)では民俗資料館の収蔵資料をレス

ました。

た。 震災時、壁などに針金等で固定されていた資料は無事でしたが、 震災時、壁などに針金等で固定されていた資料は無事でしたが、 震災時、壁などに針金等で固定されていた資料は無事でしたが、 震災時、壁などに針金等で固定されていた資料は無事でしたが、

いました。館内の収蔵資料を出して札を付けて整理しました。です。五月には四トントラック四台を借り上げ、二日間で作業を行ました。山古志村は四月まで雪が残り、また六月は梅雨に入るため博物館に移す計画でしたが、雪が降り始めたため翌年五月に延期し当初、十二月中に民俗資料館の収蔵資料を運び出し新潟県立歴史

り、中の歴史資料は新潟大学人文学部で引き取ることになりました。調査と歴史資料のレスキューを行いました。蔵は解体することとな山古志でのレスキューが終わった後、七月に小千谷市山谷で蔵の

歴史資料のなかには大正時代の高田師範学校生が書いた日記も見つかり、人文学部附置地域文化連携センターに寄託されました。このかり、人文学部附置地域文化連携センターに寄託されました。このがり、人文学部附置地域文化連携センターに寄託されました。このが多す。師範学校生の日記なので内容は勉強と部活のことが大半ですが、関東大震災の記録もありました。関東大震災の際、東海道線は不通で、新潟県や関西方面への避難者は大宮から信越線経由で避難しています。高田駅(上越市)に多くの避難者が下りたことも日難しています。高田駅(上越市)に多くの避難者が下りたことも日難しています。高田駅(上越市)に多くの避難者が下りたことも日難しています。高田駅(上越市)に多くの避難者が下りたことも日難しています。高田駅(上越市)に多くの避難者をどうやって変とは共通するところがあり、過去の記録から避難者をどうやって変とは共通するところがあり、過去の記録から避難者をどうやって支援するかを学ぶことは重要だと思います。

していただき、後にお返ししました。器類をレスキューして新潟県立歴史博物館に運び入れ一時預かりをします。柏崎市では被災した土蔵を調査しました。商家からは陶磁次は二○○七年、中越沖地震の際のレスキュー活動についてお話

生から三日後には近隣市町村の図書館司書の方たちがボランティアした。柏崎市立図書館では書架の本が全部床に落ちました。地震発照の調査を兼ねて行ってきました。阪神淡路大震災の教訓で、図書館等の書架は地震のゆれで倒れないように設置されるようになりまの調査を兼ねて行ってきました。阪神淡路大震災の教訓で、図書館表、柏崎市立図書館も被災し、当時、私が新潟大学附属図書館また、柏崎市立図書館も被災し、当時、私が新潟大学附属図書館

し散乱するほどの揺れの強さになります。館でも同様の状態でした。マグニチュード六・七では、本が飛び出び出すと、床が本の山のような状態になります。新潟工科大学図書で落ちた本の配架を手伝っておられました。地震で本が書架から飛

で、文化財が災害時に助かることがある良い事例です。倒防止に仏像の前にテグス糸を張っていたため、地震で倒れました的防止に仏像の前にテグス糸を張っていたため、地震で倒れましたが途中で引っかかり破損せずに済みました。安価な費用の予防対策が途中で引っかかり破損せずに済みました。あらかじめ転

は「避難所に様々なチラシが配られるが、チラシは本当に命の綱で大に避難所に配布した文化財・歴史資料レスキューのチラシに関連をしてお話します。避難所には様々なチラシが配られ、これらが避難してお話します。避難所と自宅とを行き来しています。そこで、七月に一クを問い合わせ先とする「被災地区の皆さんへ! ―歴史資料についてのお願い―」というチラシが教育委員会ルートで避難所に配布されました。チラシには新潟資料ネットの携帯電話番号も連絡先として印刷されていました。その効果があり、新潟資料ネットの事務局をしている私のところに資料の救済に関する相談の電話が掛ってきました。早速お伺いし被災の様子を拝見しました。幸い被災資料はレスキューを要する程の状態ではありませんでしたが、その方料はレスキューを要する程の状態ではありませんでしたが、その方料はレスキューを要する程の状態ではありませんでしたが、その方料はレスキューを要する程の状態ではありませんでしたが、その方料はレスキューを要する程の状態ではありませんでしたが、その方料はレスキューを要する程の状態ではありませんでしたが、その方といて避難所に様々なチラシが配られるが、チラシは本当に命の綱で

ある」と話しておられました。

へのエールを送ると共に、中山間地の復興の特徴を紹介することで紹介し、忘れられ始めている震災を再想起させること、そして復興の段階に入りました。六月から八月にかけて、新潟県立歴史博復興の段階に入りました。六月から八月にかけて、新潟県立歴史博復興の段階に入りました。六月から八月にかけて、新潟県立歴史博復興の段階に入りました。六月から八月にかけて、新潟県立歴史博

には、新潟大学人文学部もお手伝いしました。史・文化を伝え得る存在であることを示すことでした。この企画展興における文化財の役割を紹介し、そして身近な文化財こそが歴した。目に見えない面では、被災文化財の重要性を伝え、地域の復

活用できることを発見できたわけです。 活用できることを発見できたわけです。

わかりました。解体業者の方がダンボールに入れて残しておいてく関しては、長岡市文書資料室への解体業者の方からの連絡で存在がが廃棄処分されることが往々にしてありますが、この星野家文書にます。被災した蔵が解体される際、中にある古文書や民具等の一切出古志に返還された資料のなかに星野家の文書・歴史資料があり

しうる資料が残された事例でもあり、文化の復興は生活の復興と同意料といえます。まだ掘り起こされていない歴史の真実を明らかに県養蚕学校の助教諭になりました。一九二五年に山古志の竹沢村に県養蚕学校の助教諭になりました。一九二五年に山古志の竹沢村に県養蚕学校の助教諭になりました。一九二五年に山古志の竹沢村に県養蚕学校の助教諭になりました。一九二五年に山古志の竹沢村に見る合資料が残されたいます。論文に使用された写真は、今回山古古る論文が掲載されています。論文に使用された写真は、今回山古古る論文が掲載されています。論文に使用された写真は、今回山古書に戻した星野家文書にあった乾板写真のようで、きわめて貴重な高いです。星野仙之丞は東京帝国大学農学部を卒業し、長野県小れたのです。星野仙之丞は東京帝国大学農学部を卒業し、長野県小れたのです。星野仙之丞は東京帝国大学農学部を卒業し、長野県小れたのです。星野仙之丞は東京帝国大学農学部を卒業し、長野県小れたのです。星野仙之丞は東京帝国大学農学部を卒業し、長野県小れたのです。星野仙之丞は東京帝国大学農学部を卒業し、長野県小れたのです。

旧小学校校舎を利用した民俗収蔵庫に移されました。
は、近の一○年の活動として、二○○四年の中越地震後にレスキューに小学校校舎を利用した民俗収蔵庫に移されました。震災前あった三住宅建物の修復よりも建て替えを選択されました。震災前あった三住宅建物の修復よりも建て替えを選択されました。震災前あった三年の一○年の活動として、二○○四年の中越地震後にレスキューニの一○年の活動として、二○○四年の中越地震後にレスキュー

時でなければならないというひとつの好例でもあります。

歴史的な建造物であっても保存するのは現実には困難なことです。すなわち町屋そのものも保存するべきだと思っています。しかし、
こ.蔵、d.建物に分類されます。私は理想的には、d項目の建物、スターほか文献資料、b.民具、屏風、漆器、陶磁器(モノ資料)、A家における被災資料を分類すると、a.文書、日記、写真、ポ

だと思います。そこで、最低限、解体前に図面をとるなどの調査は行っておくべき

す。村名の由来は長野県と新潟県の境に位置するためで、生活圏は ができます。小千谷市A家の場合も新潟県歴史資料救済ネットワー が介在すれば、 間に新潟資料ネットのようなボランティア団体が入ると作業がスム をきっちり梱包しています。 新潟県側にもある地域です。八月上旬、新潟資料ネットも参加して 起きました。最も被害の大きかった長野県栄村のことをお話ししま クが介在して県、小千谷市とともに返還作業が実施されました。 ーズに進みます。自治体との信頼関係が築かれたボランティア団体 言うのは現実には無理なことです。そのような際に、個人と行政の 文化財の所有者に対して、個人の所有物は個人の責任で救済せよと かどうかという少々微妙な問題があります。積極的に職務規定にな 蔵にあった資料をまるごとレスキューしました。 文化財・歴史資料レスキューがおこなわれました。大地主の家の土 い仕事をおこなうことはできません。しかし、被災した歴史資料や 県や市町村が市指定文化財でない資料もレスキューの対象にする さて、二〇一一年三月の東日本大震災の翌日、長野県北部地震が 個人所有で市指定文化財でない資料も救済すること 搬出の際には資料

月三十日に新潟・福島豪雨に襲われ地元新潟県が被害を受けまし外被災地のレスキュー活動を支援する側だと思っていたところ、七東日本大震災後、私たち新潟県歴史資料救済ネットワークは、県

てやられてしまいました。

てやられてしまいました。この時、NHK大河ドラマ「天地人」にもを場した雲洞庵という曹洞宗寺院の所蔵資料も被災しました。上杉登場した雲洞庵という曹洞宗寺院の所蔵資料も被災しました。上杉かが、雲洞庵の重要な文書は一階に置いてあり、これが浸水ですべたが、雲洞庵の重要な文書は一階に置いてあり、これが浸水ですべたが、雲洞庵の重要な文書は一階に置いてあり、これが浸水ですべたが、雲洞庵の重要な文書は一階に置いてあり、これが浸水ですべきが、雲洞庵の重要な文書は一階に置いてあり、これが浸水ですべきが、雲洞庵の画を表してあり、これが浸水ですべきが、雲洞庵の画を表した。

の高い季節を避け、次の作業は三月以後に行う予定です。 の高い季節を避け、次の作業は三月以後に行う予定です。 の高い季節を避け、次の作業は三月以後に行う予定です。 の高い季節を避け、次の作業は三月以後に行う予定です。 の高い季節を避け、次の作業は三月以後に行う予定です。 をという地位にある寺であることを証明する貴重な資料である寛永年間の文書があり、乾燥作業の最中発見されました。湿度した。 をいため、真空パックに入れて冷蔵庫に保管し、徐々に乾燥させると要があります。 水損資料の中には雲洞庵が越後の曹洞宗諸寺院を仕切る僧録という地位にある寺であることを証明する貴重な資料である寛永年間の文書があり、乾燥作業の最中発見されました。湿度ある寛永年間の文書があり、乾燥作業の最中発見されました。湿度ある寛永年間の文書があり、乾燥作業の最中発見されました。湿度の高い季節を避け、次の作業は三月以後に行う予定です。

## 別表 歴史資料・文化財レスキュー活動の年譜

### 二〇〇四年

十月二十三日 中越地震 マグニチュード六・八

十月三十一日 シンポジウム「市町村合併と公文書保存」の直前に

で事務局を新潟大学人文学部に置くことが要望される新潟歴史救済ネットワーク立ち上げのための会合、公文書シンポ

十一月二十日 第一回小千谷市A家蔵歴史資料運び出し

二トントラック二台分の歴史資料を新潟県立歴史博物館に運び込

む、参加者二五名

十一月二十九日 第二回小千谷市A家蔵歴史資料運び出し

史博物館に運び込む、参加者四一名二トントラック一台、大型乗用車四台分の歴史資料を新潟県立歴

ニング・目録作成作業を新潟県立歴史博物館で行う、参加者三六十二月十一日 搬入したニトントラック四台分の歴史資料のクリー

名

十二月十九日 小千谷市にて歴史資料確認調査、参加者二二名

### 二〇〇五年

録作成、参加者二三名、三台のデジタルカメラで撮影、二〇六八四月十七日 十日町情報館が救出した岡田隆生家の古典籍の資料目

コマ

一一人、点数一五六五点、個数九一七六個日・一月八日・一月三十日・三月十二日の四日間、参加者延べ一育課・新潟県立歴史博物館に送付、目録作成作業は十二月十一館に運びいれた資料目録の電子化版を小千谷市教育委員会社会教館に運びいれた資料目録の電子化版を小千谷市から新潟県立歴史博物

**五月二十一・二十二日** 山古志からの民具・文書の搬出、両日で一

六台分、四カ所に搬入、新潟県立歴史博物館・長岡市・新潟県・総出動、運びだした民具は四トントラック三台、二トントラック○名の参加、県内の博物館・大学に勤務している民俗学研究者

柏崎市と連携、古文書は約二〇〇箱を搬出

学生三〇名、以後毎年実施、山古志の住民も参加業、新潟県文化行政課文化財収蔵庫、新潟大学教員(民俗学二名)、八月三十日~九月一日 山古志から搬出した民具の資料目録作成作

### 二〇〇七年

七月十六日 中越沖地震 マグニチュード六・八

## 七月十九日 柏崎市の土蔵と図書館の調査

いについて(お願い)」送付、二〇〇四年にも送付されている化行政課長・新潟県立文書館長の連名で「被災『文書等』の取扱七月二十日 市町村教育委員会文化財主管課長宛に新潟県教育長文

・ 「アイン・アーク二名で救出活動を行う、一トン積みワゴン車二台 では一下にの文化財歴史資料救出グループ四名・新潟歴史資料救 七月二十二日 柏崎市西本町商家A家で東北芸術工科大学を中心と

というチラシが避難所に配布されることが決まる。チラシ記載の振興課から「被災地区の皆さんへ―歴史資料についてのお願い―」七月二十八日 柏崎市災害対策本部の決定で柏崎市総合企画部文化

展開催

資料救済ネットワーク問い合わせ先は新潟県立歴史博物館・新潟県立文書館・新潟歴史

料救済ネットワークに連絡が入る という柏崎市民から新潟歴史資

八月四日 三日に相談をうけたお宅の状況調査に出向き、資料の一

ック三台で旧寺泊高校に一時避難、参加者四○名、初めての真夏ブズ分野)と新潟歴史資料救済ネットワークが連携、四トントラ会・新潟県立歴史博物館・新潟大学災害復興センター(アーカイ兵・避難のお手伝いを約束

### 二〇〇八年

の取り組み

六月二十一日~八月三日 新潟県立歴史博物館「山古志 ふたたび」

八月二十六~二十八日 山古志から搬出した民具の資料目録作成作

志村民二名、整理・カード作成終了、資料点数二二〇点二名・学生一七名・長岡科学博物館一名・山越分室一名・旧山古業(於:県文化行政課文化財収蔵庫)、新潟大学教員(民俗学)

### 1010年

還・講演会・目録作成・文書調査を行った。参加のべ人数は七二資料室と連携して、二○○五年に山古志から搬出した文書の返九月十九~二十一日 長岡市山古志支所・長岡市立中央図書館文書

・坂牧家文書 坂牧善辰、夏目漱石と交流

合長などを務める、星野家住宅は移築保存し活用される予定蚕業学校の助教諭・教諭、山古志にもどると新潟県山古志養鯉組・星野家文書 星野仙之丞、一八九六―一九二五、長野県の小県

行政文書

### 二〇二一年

三月十一日 東日本大震災

三月十二日 長野県北部地震 マグニチュード六・七

三月二十七日 津南町・十日町市方面に行く、両自治体の文化財担

当職員と話ができた

・津南町の状況

を参考に今後(四月初め)広報をして呼びかけていく予定にいたのが幸いしてケースごと揺れ、被害がなかった。十日町の例など情報館より個人所蔵の歴史資料に関する呼びかけの参考例をいただく。町の文化財審議委員からも声があり、十日町の例などただく。町歴史民俗資料館に移築した茅葺き民家の壁の崩落の破損と、町歴史民俗資料館に移築した茅葺き民家の壁の崩落を参考に今後(四月初め)広報をして呼びかけていく予定を参考に今後(四月初め)広報をして呼びかけていく予定を参考に今後(四月初め)広報をして呼びかけていく予定を参考に今後(四月初め)広報をして呼びかけていく予定を参考に今後(四月初め)広報をして呼びかけていく予定を参考に今後(四月初め)広報をして呼びかけていく予定を参考に今後(四月初め)広報をして呼びかけていく予定を参考に今後(四月初め)広報をして呼びかけていく予定を参考に今後(四月初め)広報を見から、

・十日町市の状況

いる。市広報紙にも載せる。「捨てないで!歴史資料」と題したビラを作成して呼びかけて

三月三十日 文化庁の文化財科学会、全国大学博物館学講座協議会、(全史料協)、日本文化財科学会、全国大学博物館学講座協議会、(全史料協)、日本文化財科学会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会国美術館会議(全美)、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会国美術館会議(全美)、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会文化財救援ネットワーク

スキューへの支援体制について発表を行う 四月二十九日 新潟市歴史博物館、東日本大震災における文化財レ

スキューへの支援体制について発表を行う **五月十三日** 新潟県立歴史博物館、東日本大震災における文化財レ 地域災害・水害と文化財・歴史資料レスキュー

文化遺産防災ネットワークからの要請をうけて、共同で梱包材・五月二十五日(新潟県立歴史博物館および新潟市歴史博物館、山形

県立米沢女子短期大学、山形大学に輸送養生材などの支援物資を提供することとし、物資保管場所の山形

て、共同で梱包材などの支援物資を提供することとし、物資を発化財・歴史資料救済保全ネットワーク準備会からの要請をうけ六月五日 新潟県立歴史博物館および新潟市歴史博物館は、茨城文

から三名)
志の会による文化財保全活動(第二回目)に二〇名参加(新潟県赤月十七~二十日 長野県北部地震被災地栄村での地域史料保全有

**六月** 坂牧善辰宛夏目漱石書簡が長岡市に寄贈

 新潟県立文書館文書調査委員、新潟県立歴史博物館、新潟市歴史 一大月二十五・二十六日 長岡市山古志支所・長岡市立中央図書館、 書資料室と連携して、長岡市山古志の旧種苧原小学校において、 当ネットが主体となって搬出し、昨年九月に新たに保管場所となった旧種苧原小学校に再び運び込まれたもの。参加のべ人数七四 で大書資料は、中越地震で被災した山古志の施設から二○○五年に 当ネットが主体となって搬出し、昨年九月に新たに保管場所となった旧種苧原小学校に再び運び込まれたもの。参加のべ人数七四 大月二十五・二十六日 長岡市山古志支所・長岡市立中央図書館文

※別訂で青冬星ボランニイアン博物館、上越市公文書センター、上越市総合博物館、高校教員、

長岡市文書整理ボランティア)

た保全のための予備調査にいく 六月二十六~二十八日 新潟大学の一名、岩手県に考古資料を中心

研チーム合同 民俗資料の保全・調査に行く、民博・東北学院大・奈文研・東文博物館の五名、宮城県石巻市牡鹿町鮎川旧牡鹿町文化財収蔵庫で 六月二十八~三十日 新潟大学・新潟市歴史博物館・新潟県立歴史

て物資を輸送 て物資を輸送 お手県立博物館からの要請をうけ

(人的被害:死者四名、行方不明者一名、住処被害:全壊二六、高で床上一メートル以上に達した、新潟県調べ(八月五日現在)に土石流が発生、お堂を破壊、宝物殿一階に流れ込む、土砂は最七月三十日 新潟・福島豪雨、南魚沼市の雲洞庵の裏山を流れる沢

半壊八二、床上浸水一五九六、床下浸水七二八三)

○冊廃棄処分。県立図書館や県内の図書館等に寄贈を呼びかける。八月五日 阿賀町公民館図書室三川分室、本の処分作業、約四○○八月五日 新潟県立歴史博物館に雲洞庵より文書等の保全依頼

名、八日:約四〇名(内、新潟県七日二七名、八日一八名) 八月七・八日 長野県栄村文化財レスキューに参加。七日:約五五

・四メートル以上浸水

八月二十日 新潟県南魚沼市雲洞庵水損史料保全の取り組みに参加

新潟資料ネット九名

開、十月十八~三十日、長岡市立中央図書館で公開九月二十四~三十日 長岡市山古志で坂牧善辰宛夏目漱石書簡を公

二名参加 A家の文書を小千谷市に返却、小千谷市寄贈分、新潟資料ネット**九月二十日** 新潟県立歴史博物館が一時的に預かっていた小千谷市

十月十五日 雲洞庵水損史料保全の取り組みに参加、新潟資料ネッ

十月十八日 二〇〇七年中越沖地震被災絵馬の保全、新潟県立歴史

博物館の取り組み

### - 新潟県内の主な取り組み

例として新潟県の事例を紹介します。 被災した歴史資料を救出する作業や、救出した資料を活用する事

○九年三月には十日町情報館のボランティアが取り組んだ資料は「縮っています。十日町情報館のボランティアが取り組んだ資料は「縮門屋蕪木家文書」六万点、「野沢家文書」四千点、「星名家文書」一門屋蕪木家文書」六万点、「野沢家文書」四千点、「星名家文書」一一古文書から読み解くふるさとの歴史─』を刊行しました。新潟県の震災復興基金を活用した事業でした。

再生していくことが果たされていて、顕著な取り組み事例として紹地域の住民とともに資料を整理する作業を通じて、地域の文化を

介しておきます。

シが作成され避難所に配布されました。その後、チラシを見た市民「被災『文書等』の取扱いについて(お願い)」の通知を受けてチラーがのことが実施された意義は大きかったと思います。柏崎市でも、

館と長岡市立中央図書館文書資料室が、市民向けに文書を出してい 付けで同様の通知が出されました。この通知を受けて、十日町情報 て命の綱になる情報源です。二〇〇四年の中越地震でも十一月二日 う相談の連絡が入っています。チラシは避難者の日々の生活にとっ から新潟県歴史資料救済ネットワークに「どうしたらいいか」とい

### 2 歴史資料の救済を職務とする組織の存在

る組織が必要です。 出動するように、歴史資料や文化財の被災に関しても即座に対応す ける組織が存在することは重要です。火災が起きたら消防署が直ぐ 災害が起きた際、 歴史資料や文化財のレスキューに直ちに駆け付

は引き受けることになっています。すなわち、文化財未指定の資料 有する歴史・民俗資料」と書かれていて、レスキューが必要な資料 文化財に限るというような記載が入っていません。 失しないよう資料保存の支援を行う」として初めから組み込まれて 保有する歴史・民俗資料が散逸・廃棄され、県民の貴重な文化が喪 県立歴史博物館の事業計画の中に「震災により被災した個人の方が す。救済活動は、二〇〇七年度新潟県中越大震災復興計画において、 置付けられている機関で、私たちとしては非常に心強く思っていま も引き受けているわけです。これに基づいて、 いました。この事業計画には、救済対象を国や県、また市町村指定 新潟県立歴史博物館は文化財及び歴史資料の救済も職務として位 柏崎市の二田物部神 「個人の方が保

> 引き受けました。また、刈羽村民俗資料収蔵庫の民具の一時避難先 家の資料も一時預かりをされています。 文化財や歴史資料の救出を職務とする組織の存在は重要です。 を見つけ出し、搬出活動を指揮しています。未指定の貴重な県民の 新潟県歴史資料救済ネットワークが救出した被災資料の一時避難を 社が所蔵する文化財と歴史資料が救出されました。また、柏崎市 山形県文化財保存チームと 商

がなかったため、新潟県立文書館に寄託されることになりました。 害を受けました。地元上越市には文書を保管するための適切な場所 同館は二〇〇四年の中越地震の折にも相当数の文書を引き受けてい 点を預かっています。大瀧家には文書蔵がありましたが、震災で被 ○七年の中越沖地震の時には、上越市吉川区の大瀧家文書二万三千 道されました。 ます。県立文書館が大瀧家の文書を引き受けたことは、 新潟県立文書館は被災した文書を受け入れ保管しています。二〇 新聞にも報

### 3 文化財・歴史資料の保全・救済を行うボランティア団体の存

身動きの取れる団体と行政とが連携を取ることは有効です。 の活動で暫時つながなければなりません。災害が年度末に起きても 余の少ない状況下にあったわけです。その時には、 回の東日本大震災も三月十一日に起きたため、 要な役割を果たします。災害は日時を問わず発生するものです。今 災害時、行政が動きにくい場合は、ボランティア団体の活動が 自治体は年度予算残 行政以外の団体

山形や福島の資料ネットワークは、既に二○○四年や二○○七年の時から新潟資料ネットと連携していて、東日本大震災では直ちにの時から新潟資料ネットと連携していて、東日本大震災では直ちにの時から新潟資料ネットと連携していて、東日本大震災では直ちにの時から新潟資料ネットと連携していて、東日本大震災では直ちにの時から新潟資料ネットと連携していて、東日本大震災では直ちにの時から新潟資料ネットと連携していて、東日本大震災では直ちにの時から新潟資料ネットと連携していて、東日本大震災では直ちにの時から新潟資料流では、二○○七年七月二十日に柏崎市文化財保護を歴史資料調査会というボランティア組織が新潟県にはあります。 名、長岡市立中央図書館文書館職員一名、文書館文書館が調名、長岡市立中央図書館文書資料室二名で、過去に県立文書館が調名、長岡市立中央図書館文書館職員一名、文書館文書館が新潟県にはあります。 本社のの時から新潟資料ネットワークが負担し、多くの参数出を救出しました。作業費用はネットワークが負担し、多くの参数出を対出しました。作業費用はネットワークが負担し、多くの参数出を対出しました。作業費用はネットワークが負担し、多くの参数出を対出しました。作業費用はネットワークが負担し、多くの参数出を対しませている。

# 4 文化財・歴史資料保全・救出する自治体・組織の連携

救済ネットワークとが連携しました。□○○七年の中越沖地震では、公共図書館も横の連携により各地の図書館の復旧に当っています。また、柏崎市西本町商家の資料救た。この時には、陶器なども救出されています。刈羽村民俗資料収た。この時には、陶器なども救出されています。刈羽村民俗資料収た。この時には、陶器なども救出されています。刈羽村民俗資料収た。この時には、陶器なども救出されています。刈羽村民俗資料収入。この時には、陶器なども救出されています。刈羽村民俗資料収入の図書館の復旧に当っています。また、柏崎市西本町商家の資料救の図書館の復旧に当っています。

現在

財歴史資料救出グループは平時においても交流しています。なぜなさて、新潟県立歴史博物館と新潟資料ネット、そして山形の文化

治体と組織の連携をなしえないからです。 ら、平時の交流がなければ、文化財や歴史資料を保全・救出する自

## 5 地震被災地からの文化財・歴史資料救済の課題

う四京が斧げられます。 文化財や歴史資料を地震被災地から救済する際の課題としては、

次の四点が挙げられます。

①県・市町村、博物館、文書館等の機関とボランティア組織の連

②文化財・歴史資料の救出を職務とする組織

携

③救出した文化遺産の搬入先の確保

④文化財・歴史資料保管庫からの丸ごとの救出(い)

少なく、自治体で廃校になった校舎などを確保することは非常に重ィア団体には無理ですし、大学にも保管スペースになる広い場所が特に③の搬入先確保が重要です。搬入先の確保となるとボランテ

要だと思います。

# 三 広域震災と文化財歴史資料の救出体制と課題―東日本大震災と

# 館・文書館・大学・資料ネットの連携も必要になります。また県外されている必要があります。同時に、各県内の教育委員会・博物広域震災の発生を想定したとき、各県に資料ネットワークが設立1 広域震災と文化財歴史資料の救出体制―東日本大震災と現在

においては、被災地に対する隣県・他県の支援体制の確立も重要で

<u>-</u>

動を行っています。 地元資料ネットの作業を手伝い、宮城県、福島県、岩手県で救済活地元資料ネットの作業を手伝い、宮城県、福島県、岩手県で救済活す。東日本大震災では、山形ネットをはじめ各地の資料ネットは、

行われました。

## 広域震災と文化財歴史資料の救出の課題

問題が出てきます。 で対の全部を救済するのか、優先順位の高いものを救済するのかのがは救命救急の医療現場でみられるものです。広域被災になると、 がは救命救急の医療現場でみられるものです。広域被災になると、 に域で資料が被災した場合、実は緊急性の度合いによる救済の優

だけではなく民俗資料でもテンバコが必要でした。被災して非常に理に使用します。東日本大震災後のレスキュー活動では、考古資料考古学では出土した土器を入れる「テンバコ」と呼ばれる箱を整

規模が大きくなれば、災害の状況によって、被災資料の整理のありでは「テンバコをもっと送ってくれ」との要望がありました。災害汚れた民俗資料をテンバコに入れたわけです。県外からの物資提供

方もまったく変わってくる事例です。

大な課題です。 大な課題で命を落とされまし 大な課題です。 大な概書を受けました。 陸前高

資料の保全面から考えると、たとえば津波が想定される場所に資料を集中管理、保管することの是非も検討しなければならないと思います。宮城県歴史資料救済ネットワークの話では文書のデジタルデータが残った例もあります。津波だけでなく、火災、水害などとのような災害が発生するかわかりませんから、資料情報等を分散保存することも考慮すべきであると思います。原本とデジタル化し保存することも考慮すべきであると思います。原本とデジタル化し保存することも考慮すべきであると思います。原本とデジタル化した複製を同じ場所に保管して一緒に被災したのでは、複製をとったた複製を同じ場所に保管して一緒に被災したのでは、複製をとったた複製を同じ場所に保管して一緒に対災したのでは、複製をとったた複製を同じ場所に保管して一緒に対災したのでは、複製をとったた複製を同じ場所に保管して一緒に済ります。原本とデジタル化した複製を同じ場所に保管して一緒に対災したのでは、複製をとったならずに済みましたが、データが残ったおかげで資料情報がゼロにならずに済みましたが、データが残ったおかげで資料情報がゼロにならずに済みましたが、データが残ったおかけで資料情報がゼロにならずに済みました。

# 四 公文書・歴史資料保存利用機関がいま期待されていること

## 1 災害資料の保存・調査・研究・活用

テーマであることがわかりました。

二〇一一年三月十一日の東日本大震災以後、特に地震や津波についての歴史記録に関心が持たれています。私も歴史地震の研究をしいての歴史記録に関心が持たれています。私も歴史地震の研究をしいての歴史記録に関心が持たれています。私も歴史地震の研究をしいての歴史記録に関心が持たれています。私も歴史地震の研究をしいての歴史記録に関心が持たれています。私も歴史地震の研究をしいています。

事業も開催されています。歴史的な災害の記録に関する企画展や災害の記録を学習にいかす

災を契機に企画された展示です。 大阪城天守閣では、テーマ展「南木コレクションシリーズ第十一 大阪城天守閣では、テーマ展 がら五月八日まで開催しました。また、金沢市立玉川図書館近世史 料館では、平成二十三年度近世史料館夏季展「古文書に見る災害― 料館では、平成二十三年度近世史料館夏季展「古文書に見る災害― 大阪城天守閣では、テーマ展「南木コレクションシリーズ第十一

に掲載されました。この刊行物の序文には、「これほど大きな災害岡のすがた』十(長岡郷土史研究会編集・発行、二〇一一年五月)開催する取り組みをされています。その教材は、『古文書にみる長会に協力を依頼して災害資料をテキストに使用した古文書講習会を長岡市中央図書館文書資料室は、大震災以後に地元の郷土史研究

認する資料として採り上げてみました。」と記されています。いて幾度となく災害が起こったことは事実です。それを明らかにすがた』では、入門コースの方には古文書の基本、一般コースでは、災害にちなんだ内容を扱うことにいたします。特に一般コースでは、この長岡の地に起きた災害に関わる古文書を集録し、その事実を確ごの長岡の地に起きた災害に関わる古文書を集録し、その事実を確にはなかったかもしれませんが、私共の身近なところで、過去におではなかったかもしれませんが、私共の身近なところで、過去にお

り、 あり、 波対策に関する専門調査会)が作成されました。その中に「歴史的 日 と防災に関する国民の理解を向上させるために、学校教育はもとよ に繰り返された地震・津波災害についての災害文化の継承が重要で 震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成二十三年九月二十八 会では新発田藩の藩政資料を使って検討を行っているようです。 げて検討をされていると聞いております。新潟県津波対策検討委員 震・津波資料の検討を行っています。秋田県でも、委員会を立ち上 中央防災会議において、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地 さらに、防災の観点から、各県の津波対策検討委員会が歴史地 様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の 中央防災会議・東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津 今回の地震・津波に関する調査を踏まえて、 地震・津波災害

新潟の歴史的災害としては、一九六四年六月十六日に新潟地震が

実務者などの参画のもとで検討し、

開発を進めることなどが重要で

ある。」と書かれています。

になるものですので、残していくべき資料であると思います。 ているのかが重要です。各県でも過去の地震や洪水など災害に関す 部を津波が襲いました。新潟地震に関する公文書がどれだけ残され 起っています。マグニチュード七・五の地震により、新潟市内中心 る公文書があると思いますが、それらは災害対策の重要な検討材料

軒でした。この地震記録が今後の災害対策に重要な材料となるとと に遭い、流失家・小屋一六軒、潰家六軒、死人五人の被害を出しま 波が襲っています。本荘藩領塩越村(にかほ市象潟町塩越)も津波 害をもたらしました。この時には新潟市内中心部を六メートルの津 グニチュードは七・七で、出羽・佐渡・越後・能登に大きな津波被 重要です。日本海側で江戸時代最大の津波を起した地震でした。 もに、先にみた災害教育や防災などへの活用が期待されます。 した。秋田藩城下町の地震被害は、久保田町で潰屋一八軒、半潰八 一八三三年(天保四)十月二十六日に起きた庄内沖地震の資料も マ

が保存され、公文書館はそれらの資料をしっかりと把握されていま の地震の記録が見られます。各市町村にも災害関係の歴史的な記録 同館所蔵の野上陳令日記や渋江和光日記には、一八三三年(天保四) ージからダウンロードできます。私も活用させていただいています。 された資料集の活用が有用です。秋田県公文書館でも平成二十年度 企画展「武士の日記を読む」を開催され、パンフレットがホームペ 文書館・図書館・教育委員会等が所蔵する資料については、 過去の災害を知る、 防災への理解を高めるなどさまざまな場面 刊行

での活用が求められます。

2

きます。それらを都道府県や市町村の公文書館がどうやって引き受 災害が起こらなくても世代や地域が変わる中で歴史資料が消えてい は成り立ちえないわけです。地元との結びつきが重要です。それと、 と文書の所有者との関係が一番深いわけで、それなくして所在調査 最後に文書の所在調査についてお話しましょう。やはり、市町村 文書の所在調査

### お わ IJ に

けるかが課題になります。

災害前に取り組みを始めておけば、

後はスムーズに動けます。

ょう。もちろん私たちはそれらを無視することのできない重要なこ 牌、家族のアルバム、ペット、自らの作品、コレクションなどでし 私たちが考える大事なものと被災者の方が考える大事なものとの間 料レスキューは研究のために活動しているわけではありませんが、 明らかにする拠り所です。たとえそれが、文化財指定の資料であっ とだと思います。 にはずれがあるようです。被災された方にとって大切なものは、位 ても、未指定の文化財であっても変わりがありません。私たちの資 家に伝わる文化財・歴史資料は、自らの家の文化、地域の文化を

ること、廃棄・売却せずに一時的に預けてみてはどうかと所有者の 大切にしてきた家の文化財や歴史資料を一時避難させる準備をす

思います。
思います。
思います。
思います。
とにつながりますし、被災地を励ます材料にもなるとは地域文化を改めて認識し直し、新たな地域文化形成のための素材は地域文化を改めて認識し直し、新たな地域文化形成のための素材に表示の文化財や歴史資料を残していくこと、後世に伝えていくこと方に話し、納得してもらうことは重要だと思います。大切にしてき

調査・活用は大切であると思います。以上で終わります。期ですので、防災対策のための過去の地震・津波等の資料の保存・地震の静穏期はおわり、活動期に入ったと思われます。こういう時重要なことをお話しておきます。一九九五年の阪神淡路大震災以後、重要なことをお話しておきます。一九九五年の阪神淡路大震災以後、

## 徳川林政史研究所公開講座:11秋田 |史料に見る江戸時代の森林|

はじめに

当館多目的ホールを会場に開催された。テーマに、徳川林政史研究所(東京都豊島区)主催の公開講座が、平成二十三年十一月二十六日、「史料に見る江戸時代の森林」を

政の実態を徐々に明らかにしている。こうした研究成果に基づき、当館の所蔵資料をはじめ各地に残された林政関係資料から秋田藩林研究所では、平成二十年から秋田での資料調査を継続しており、

のあり方を考える講座を企画した。研究所と当館が協力して、秋田の事例を中心として江戸時代の森林

太田尚宏氏(研究所主任研究員)・脇野博氏(秋田工業高等専門学講座当日は、研究所の竹内誠所長よりご挨拶をいただき、前半は

報告者とともに質疑・討論が 後半は田原昇氏 (同非常勤研究生)による報告、所非常勤研究生)による報告、所非常勤研究生)による報告、

する。 子について、その概要を紹介日の三報告と質疑・討論の様以下本稿では、公開講座当



進められた。

### 報告

報告1 図像・映像に見る江戸時代の伐木・運材

徳川林政史研究所主任研究員 太田 尚宏

江戸時代の人々の山に対する認識 蒸気機関などの動力がなかった江戸時代において、大量の木材を輸送するには、川の流れを利用た江戸時代において、大量の木材を輸送するには、川の流れを利用た江戸時代において、大量の木材を輸送するには、川の流れを利用た江戸時代において、大量の木材を輸送するには、川の流れを利用されば、 
これは、当時の山仕事に携わる人々の空間認識を如実に示している。 
森林の利用は、流送する河川の存在を前提にして初めて成り立る。 
森林の利用は、流送する河川の存在を前提にして初めて成り立る。 
たとえ山中で大きな樹木を伐採しても、それを川の水で流送することのできる大きさに造材し、実際に運ぶことができなければ、 
ることのできる大きさに造材し、実際に運ぶことができなければ、 
木材としての価値は生まれてこないのである。

当時の技術水準で山から引き出すことが無理だと判断された所からな急峻な場所や、川の水量が乏しく運材が困難な所などは敬遠され、でとさかのぼっていく。伐採した樹木を山から引き下ろすのが困難な急峻な場所や、川の水量は、、伐木・運材作業を行う場所を制約する山の急峻さや川の水量は、、伐木・運材作業を行う場所を制約する

先へは進むことができなかった。

修が進んだため、大型木材の生産が可能であったとされる。 修が進んだため、大型木材の生産が可能であったとされる。 修が進んだため、大型木材の生産が可能であったとされる。 修が進んだため、大型木材の生産が可能であったとされる。 修が進んだため、大型木材の生産が可能であったとされる。 修が進んだため、大型木材の生産が可能であったとされる。 修が進んだため、大型木材の生産が可能であったとされる。 修が進んだため、大型木材の生産が可能であったとされる。

桴に乗り、鳶棹・竹棹を使って流れて来る木材を操作し、 用いて樹木を伐り倒すこと、②は伐り倒した樹木を用途に応じた長 利用しながら一本ずつ木材を運んだ(管流しという)。⑤は河川 た木を集めて山から引き下ろし、谷筋まで搬出することである。④ さや形状に切り分けて、搬出しやすくすることである。③は造材し ④小谷狩、⑤大川狩、⑥筏送りという手順をふんだ。①は斧や楔を、これがの、 ままかもがり こかだ 運材は、①元伐り(伐倒)、②木造り(造材)、③山落し(谷出し)、 たうえで筏組みされ、 て綱場と呼ばれる集材場へ運ばれた木材は、 ..... 本流で行われる管流しで、岩場などでは日用と呼ばれる運材夫が小 は谷筋から本流までの輸送で、堰をつくって水を溜め、その浮力を (岩場に引っかかること)や衝突による破損などを防いだ。こうし **江戸時代の伐木・運材** 江戸時代の大材生産地帯における伐木・ ⑥の方法で河口付近にある貯木場まで運ばれ 役人による検査を受け 掛り木

ることになる。

した橇による輸送で代替する場合もあった。なお、秋田地方などの降雪地帯では、③~⑤を冬山の積雪を利用

秋田杣子造材之画 「秋田杣子造材之画」は、幕末~明治初期の小田杣子造材之画 「秋田杣子造材之画」は、幕末~明治初期の山本郡二ツ井町仁鮒周辺のスギの伐木・運材の様子を描いたもの出口が養子となった際に実家から持参したものといわれる。実家の成田家は、秋田藩御直山の山守をしていた。この原本は現在、秋田県立博物館に所蔵されている。なお、徳川林政史研究所には、金野県立博物館に所蔵されている。なお、徳川林政史研究所には、金野県立博物館に所蔵されている。なお、徳川林政史研究所には、金野家に伝わった原本を比較的忠実に模写したものと思われる写本を所入の栄田神子造材之画」は、幕末~明治初期の

子が描かれている。 では、夏山・冬山それぞれの林業生産の様

### 夏山

①入山 ②飯場づくり ③伐倒 ④杉皮剥ぎ ⑤長小羽割り

⑥小羽割り ⑦小羽運び

### 冬山

(1) ヨチゾリ運材 (1) 巻き立て (4) テッポウ流し (5) 矢来場 (8) 角材づくり (9) 寸甫割り (0) 雪道づくり (1) バチゾリ運材

⑥筏づくり ⑦筏流し

降雪を利用したソリによる運材ができない夏山には長小羽・小羽・右が「秋田杣子造材之画」の構成である。ここから仁鮒地域では、



木曽地方の伐木・運材 次に、大規模な装置を用いた運材が行われた木曽地方を見てみたい。同地方では、江戸初期における江戸 材生産などにより、運材に便利な木曽川下流部の森林資源が次第に 材生産などにより、運材に便利な木曽川下流部の森林資源が次第に おりしたため、伐採地域は急峻な谷筋を持つ上流部・支流部へと展 対生産などにより、運材に便利な木曽川下流部の森林資源が次第に

の場所で太くて重量のある丸太などを運ぶため、桟手・臼・修羅・ほど、高度になっていくことが求められた。木曽山では、急な傾斜伐木・運材の技術は、伐採地が川の上流や深い谷地へ進めば進む

特徴があった。留といった大がかりな装置を築造して山落しや小谷狩を行うという。

木・運材ができる場所が減っていたことを示している。はこうした難所に伐採地を求めなければならないほど、容易に伐達は江戸中期以降のことといわれているが、逆にいえば、その頃にこうした修羅や桟手といった装置は、急峻な山地からの伐り出し

報告2 秋田藩林政と森林資源の保続

秋田工業高等専門学校教授 脇野 博

りも、成果がなかったから繰り返し改革が行われたとも考えることしかし、三度も林政改革が実施されたことは、保続に熱心というよしたことをもって、森林の保続に熱心であったと評価されてきた。これまで、秋田藩は留山や植林を推進し、三度も林政改革を実施

有効であったのかどうかを検討する。 有効であったのかどうかを検討する。 有効であったのかどうかを検討する。 な、広葉樹を伐った跡に自然に杉が生えたという天然更新であったとを示唆している。そこで、これまで森林枯渇に対する主な対策にをを示唆している。そこで、これまで森林枯渇に対する主な対策ができる。また、戦前の岩崎直人の研究は、文化期林政改革の植林ができる。また、戦前の岩崎直人の研究は、文化期林政改革の植林ができる。また、戦前の岩崎直人の研究は、文化期林政改革の植林

( ( ( 大) (

を入れたが、これも成果があがらなかった。そして、文化期(一八改革では、新林育成、杉・檜植林、薪炭材保護、野火焼の注意に力政が窮乏し、乱伐が進んだ。宝暦十一年(一七六一)の第二期林政正度実施された。正徳二年(一七一二)の第一期林政改革では、特三度実施された。正徳二年(一七一二)の第一期林政改革では、特十八世紀以降、深刻化した森林枯渇に対処するため、林政改革が



革では、 直営にするなど、抜本的な改 る、材木伐採は村請をやめ藩 植林の分収を三公七民にす 林台帳整備、 〇四~一七)の第三期林政改 木山支配の強化、 山林区分確立、 山

の姿勢を示すものとして、 で秋田藩の積極的な森林保続 施された林政改革は、これま でおよそ一〇〇年間に三回実 これら正徳期から文化期ま 高

改革は森林保続という面からみれば失敗であり、その目的を果たせ 材採材もまれであるという状況であり、文化期の改革までの二回の 〇 年 四年の間に寸甫類は七~八割減となり、寛政期(一七八九~一八〇 ていると解釈することもできる。十九世紀初頭の森林は、わずか三、 されたことは、改革が必要なほど森林が枯渇し続けたことを意味し い評価が与えられてきた。 なかった 頃までは二尺以上の角材が採材できたが、今は一尺五寸の角 しかし、一〇〇年間に三回も改革が実施

一年(一八一九)から五ヶ年間に植林した杉についての記録によれ 文化期の林政改革では植林が積極的に推進された。しかし、

> 期の林政改革も森林保続においては実効性に乏しかった。 の多くはまだ小径木で利用できなかったために伐採されることな 講じられなかった。一方、岩崎直人によれば、文化期以降の秋田杉 さらに、文化期改革の基本方針・施策を見ても、 かる割には益が少なく、天然杉に勝るものなしと総括されている。 ば、植林した杉の八割が成木にならず、杉の植林は膨大な経費がか に育った秋田杉林の恩恵を受けることになった。したがって、文化 て秋田藩が消滅し、その後国有林が成立したため、国有林が大径木 く、大径木に育ち伐採利用できる時期を迎える前に明治維新によっ このように森林保続の面からみたとき、植林の有効性は低かった。 と森林の無駄な伐採防止という、保続策としては消極的な施策しか 未成長樹木の保護

る。 政策が実施された秋田国有林経営ではないであろうか。今後、 生産が毎年継続できる条件を揃えた森林)思想などドイツ林学によ たと評価できる。なお、森林保続政策が実現するのは法正林(材木 ると、秋田藩林政における森林保続政策は実質的には効果がなかっ なく、天然更新によって形成されたという岩崎直人の主張と合わせ 伐採優先主義であった。そして、秋田杉は植林による人工造林では 藩林政についてのさらなる検討と国有林経営の再検討が必要であ る徹底的管理により、長期的視野に立つ計画的・自覚的な森林保続 以上、近世期を通じて、秋田藩林政の基調は森林保続ではなく、

## 報告3 秋田藩における銅山用山林の経営計画

徳川林政史研究所非常勤研究生 芳賀 和樹

七五六、二〇一一年)も参照されたい。
 七五六、二〇一一年)も参照されたい。
 七五六、二〇一一年)も参照されたい。
 七五六、二〇一一年)も参照されたい。
 七五六、二〇一一年)も参照されたい。
 七五六、二〇一一年)も参照されたい。
 七五六、二〇一一年)も参照されたい。
 七五六、二〇一一年)も参照されたい。
 七五六、二〇一一年)も参照されたい。

明治初期までの鉱業は大量の森林資源を消費した。採掘の過程では坑道を支える坑木の需要があり、精錬の過程では薪と炭が必須であり、薪と炭は主に「青木」と呼ばれる針葉樹から生産される材木あった。坑木は主に「雑木」と呼ばれる針葉樹から生産される材木あと、まず銅の鉱石を薪で焼いて硫黄分を除去し、酸化銅へと変化ると、まず銅の鉱石を薪で焼いて硫黄分を除去し、酸化銅へと変化ると、まず銅の鉱石を薪で焼いて硫黄分を除去し、酸化銅へと変化ると、まず銅の鉱石を薪で焼いて硫黄分を除去し、酸化銅へと変化ると、まず銅の鉱石を薪で焼いて硫黄分を除去し、酸化銅へと変化ると、まず銅の鉱石を薪で焼いて硫黄分を除去し、酸化銅の森林資のある。このように、江戸時代における鉱業の発展には周辺の森林資源が不可欠であった。

最盛期を迎えた。こうした阿仁銅山の発展によって、周辺の森林資○○万~四○○万斤(約一八○○~二四○○トン)の銅を生産する「阿仁銅山は寛文十年(一六七○)に開鉱し、十八世紀初めには三

歴期には森林資源の減少が問題となった。 歴期には森林資源の減少が問題となった。 歴期には森林資源の減少が問題となった。 歴期には森林資源の減少が問題となった。 歴期には森林資源の減少が問題となった。 歴期には森林資源の減少が問題となった。

そこで宝暦十二年(一七六二)には「番山繰」が創案された。番山繰とは、設定した期間内において材木・薪炭を安定供給するための森林経営計画である。さらに番山繰は伐跡地の森林資源の持続的利用を意図しており、いわゆる輪伐に相当する。この宝暦十二年の番山繰の計画は、銅山掛山の森林資源を調査した上で立案され、伐跡地における森林資源の保護・育成を図りながら、銅山掛山を持続的に利用することを目指したものであった。以降、藩は状況に合わせて番山繰の計画を修正しながら、銅山掛山の持続的利用と阿仁銅山への林産物の安定供給を図っていく。以下では、天保十二年(一八四一)から十四年にかけて修正・立案された炭木山の番山繰計画についてみていきたい。

したもので、近年炭を焼いたために雑木が充分に生育していない山木山の山林を細かく区分して実地調査し、生産できる炭の量を把握十二年から炭木山全体の雑木の生育状況が調査された。本調査は炭この炭木山における番山繰の修正・立案にあたっては、まず天保



持ち山からも炭を買い入れな ければならないことが判明し けでは森林資源が不足し、村 の結果、銅山掛山の炭木山だ が焼けるかを予測した。調査 うになるまでに何年かかる 資源が回復して炭が焼けるよ 回復したらどれだけの炭

では、雑木の管理と維持も図 このため銅山掛山の炭木山

藩が村々に対して銅山掛山へ杉を植林するよう奨励した際にも、 採することで雑木の育成を図ろうとした。また杉の植林も制限され、 られた。役人が炭木山を見分したところ、青木の繁茂している山林 木山における雑木の生育が妨げられる場所については植林が禁止さ を発見した。役人はこの状況を炭木山の衰えと認識して、青木を伐 炭

要を満たせるように、炭を焼く山林と量、村持ち山から買い入れる は毎年約六〇万貫目 に三十年間炭を安定供給する計画を立てた。当該時期の阿仁銅山で 天保十四年、藩は先述した炭木山の雑木調査を踏まえ、 (約二二五〇トン) の炭が必要であり、この需 阿仁銅山

> 林での炭焼きが終わった後、続けて、森林資源が回復した山林で炭 充分に生育していた山林だけでは三十年分の炭を供給できないた が焼けるような緻密な計画が立てられたのである。 に組み込まれた。すなわち、計画時に雑木が充分に生育していた山 林資源の回復にかかる期間と回復後に焼ける炭量が考慮され、計画 め、計画時に雑木が充分に生育していなかった山林についても、 炭量が一年ごとに計画された。計画は緻密であり、計画時に雑木が

番山繰によって銅山掛山の持続的利用が図られたことがあったと考 らも、周辺の森林資源を枯渇させず、長期の稼行ができた要因には、 資源を詳細に調査した上で計画され、森林資源の回復にかかる期間 えられる 評価することができる。阿仁銅山が大量の材木・薪炭を消費しなが と回復後に焼ける炭量までもが考慮された緻密なものであり、高く 以上のように、天保十四年に立案された番山繰は、炭木山の森林

### 質疑・討論

司 会 に用いて江戸時代の林業の伐採と運送について技術的な側面から紹 また会場からも質問をうけてさらに議論を深めたいと思います。 ます。フリートークのようにより話を深めるようなかたちで行い、 さて本日の報告では、まず太田さんにより、 田原と申します。ここからは報告をふまえた質疑・討論とし 画像資料をふんだん

山林を保ってきたかという報告をいただきました。介をいただき、その後お二人の方に秋田藩林業史に関して、いかに

脇野さんの報告は「秋田藩林政と森林資源の保続」という大きないあるのではないかという報告だったととらえました。自重ぎみにお話くださいましたが、その結末は、秋田藩の林業にまつわる改革は評価としてはどうだったか、未は、秋田藩の林業にまつわる改革は評価としてはどうだったか、まは、秋田藩の林業にまつわる改革は評価としてはどうだったか、まは、秋田藩全体を見すえた諸改革の位置づけについいかあるのではないかという報告だったととらえました。

必要な資源を確保できたのではないかというお話でした。極的な意味で保続政策が行われ、そのおかげで銅山経営については面に限定してお話くださいました。脇野さんの報告に対し、より積林資源をいかに保っていくかについて、阿仁銅山という局地的な側これに対して芳賀さんの報告は、秋田藩のなかでも特に銅山用山

るのではないか、という事例がありましたらお願いします。 たのではないか、保続政策を積極的に評価してもよい部分が見られたのではないか、保続政策を積極的に評価してもよい部分が見られるように、局地的・限定的な利用林については保続が成し遂げられるように、局地的・限定的な利用林については保続が成し遂げられるように、局地的・限定的な利用林については保続が成し遂げられるのではないか、という事例がありましたらお願いします。

**坳野** 私の趣旨は、全体として考えたときに、改革なり保続政策が

これが実行されたのかどうかです。ことです。ですから、逆に芳賀さんに聞きたいのは、計画を立ててとです。ですから、逆に芳賀さんに聞きたいのは、計画を立てて機能したのかどうか、実行されたのかどうかを考えてみたいという

私がこのような疑問を持ったのは、幕府の事例を含めて江戸時代の林政を見ていきますと、改革や保続・禁伐政策は多く出ていますが、実際に法令が出るのと実行されたのは別だと思いました。どうず、法令が出されたから保続していたとしているように思えましたので、実現したのかどうかを確認する必要があるとして、このような道に入りました。その点で芳賀さんの事例はどうだったのでしょうか。

のご指摘もあろうかと思います。しかし私は、前提として相手が生これだけ申しますと、何度も修正しているのは失敗ではないかと

きた物ですから、元々そこまで計画通りにはいかないのではないかきた物ですから、元々そこまで計画通りにはいかない面もよそ二十年ほど後に修正することを前提として柔軟に立てられているのではないかと思いますが、その状況にあわせて計画を柔軟に変えてあるだろうと思いますが、その状況にあわせて計画を柔軟に変えていくことが非常に高い技術ではないかと、むしろ積極的に評価できるのではないかと考えております。

司会 そういった考え方から見直すと、脇野さんによる林政改革の列挙そのものが、実は計画の見直し案であって、むしろ伐採主義のなかでも山林が利用され続けたことを考えますと、芳賀さん流にいる訂正変更主義のなかで、なんとかなっていたという積極的な見方させる例など、いくつかは植林で木も育っていますし、そういうもさせる例など、いくつかは植林で木も育っていますし、そういうもつを全部否定するわけではなく、あくまでも全体的な傾向として見ていただきたいと思います。

いといけないと思っています。は難しい面があると思いますが、そのような要素は当然組みこまなかなり目分量といいますか、現在ですら山林の細かいデータの把握いたとは思います。そもそも江戸時代の山林については把握自体がいといけないと思っています。

全体として見たときに、この番山繰も修正部分はありますが、結局を体として見たときに、この番山繰も修正部分はありますが、結局を体として見たときに、この番山繰も修正部分はありますが、結局今日やらず明日二日分やればいいと順繰画を毎日立てますが、結局今日やらず明日二日分やればいいと順繰画を毎日立てますが、結局今日やらず明日二日分やればいいと順繰画を毎日立てますが、結局今日やらず明日二日分やればいいと順繰がら、その計画倒れになったかどうかをはっきりさせたい。修正すから、その計画倒れになったかどうかをはっきりさせたい。修正すから、その計画倒れになったかどうかをはっきりさせたい。修正都分と計画倒れ部分をどこで区別をするかは難しいと思いますが、結局を体として見たときに、この番山繰も修正部分はありますが、結局を体として見たときに、この番山繰も修正部分はありますが、結局を体として見たときに、この番山繰も修正部分はありますが、結局を体として見たときに、この番山繰も修正部分はありますが、結局のでは、対している。

は計画倒れに終わっていたところがあるのではないかと…。そのためには何かのかたちで検証しなければいけないちで検証しなければいけないのですが、その辺は検証できるのでしょうか。萩藩の番組山は、計画倒れがずっと続き、立て直しはするけれど、結局最後はやめてしまいます。そういう意味ではっきりしていますが、この場合はどうでしますが、この場合はどうでしょう。



たのか、実態をきちんと検討して明らかにしないと、結論は出せなしてはいけないと思います。その計画が本当に遂行されてどうだっ芳賀 ご指摘の通りで、私も計画が立てられたという点だけで評価

いだろうと思います。

価されて良いと思っております。

「はなれて良いと思っております。とだし、天保十四年に立てられた計画は約二十年後、文久元年にただし、天保十四年に立てられた計画は約二十年後、文久元年にただし、天保十四年に立てられた計画は約二十年後、文久元年にただし、天保十四年に立てられた計画は約二十年後、文久元年に

表をお伝えするとしたら、どのような流れになるでしょうか。受け取られていたか、受け手の側を含めてあらためて脇野さんの発でしたが、秋田藩林政全般では生産物がどのようなかたちで市場でます。そこで生産物の受け手、芳賀さんの報告ではその対象は鉱山司会 さて、ここまでは生産する側の話題に終始していたかと思い

ですので調べたいと思います。 ですので調べたいと思います。御用材は関西などに積み出されて建築用材になったと思います。その需要者、関西や江戸の人たちになりますになったと思います。御用材は関西などに積み出されて建築用材 として伐り出して販売し

ますし、藩内の材木商人やそれに連なる商人たちの生業にもなって一方、小羽・保太木・寸甫など、これは地元でもかなり消費され

いたと思います。本日紹介した史料でも、商人が寸甫や小羽が採れいたと思います。本日紹介した史料でも、商人が寸甫や小羽が採れいたと思います。本日紹介した史料でも、商人が寸甫や小羽が採れいたと思います。本日紹介した史料でも、商人が寸甫や小羽が採れいたと思います。本日紹介した史料でも、商人が寸甫や小羽が採れいたと思います。本日紹介した史料でも、商人が寸甫や小羽が採れいたと思います。本日紹介した史料でも、商人が寸甫や小羽が採れいたと思います。本日紹介した史料でも、商人が寸甫や小羽が採れいたと思います。

司会 対して芳賀さんですが、銅山の経営状態をふまえたときに、 で念の入った番山繰を立案してまで維持する必要があったのかどう か。あったとするならば、阿仁銅山の経営そのものが少しずつ先細 か。あったとするならば、阿仁銅山の経営そのものが少しずつ先細 か。あったとするならば、阿仁銅山の経営そのものが少しずつ先細 っている流れがあったなか、それでもこういった番山繰を維持しよ うとした理由を少し説明していただきたいと思います。

を確保するか非常に苦心していまして、当時銅山掛山だけでは炭が摘は、その通りだと思います。しかし、史料を見ますと、いかに炭最盛期に比べれば炭はそれほど必要なかったのではないかとのご指表の一のの一から五分の一になっていると思います。そうすると、芳賀 阿仁銅山の生産量は、最盛期に比べ、今回お話した時期です

代大原彦四郎が元伐の休山命令を出します。その休山を契機に元伐

を行う村の見直しが行われ、

他の手段で生計が維持できる場合は伐

はないかと思います。 ほど炭の確保に苦心するなかで、やはりこの計画は必要だったので しているにもかかわらず、村持ち山から買い入れなければいけない 確保できませんでした。銅の生産量が四分の一から五分の一に減少

意図から、計画が立て続けられたのではないかと思います。 番山繰を計画しておかないと、そういった時に備えられないという か。またいつ良い鉱脈に当たるかわからないと考えていたならば すが、当時経営している人間には計り知れないのではないでしょう 補足すれば、銅の生産量が減るというのは後から見ればわかりま

木を流通させてお金に換えるだけではなく、山林に関わる人たちの 司会 ここで視点を変えまして、江戸時代の林業経営には、単に材

のでしたが、森林資源が枯渇していくなかで十八世紀半ばに飛騨郡 初めは飛騨国内四○○ヶ村のうち一二八ヶ村が参加する大規模なも という幕府の御用材を村方が伐り出すシステムを作っていきます。 思いますが、その点を紹介しつつ、今回の秋田の事例にもそういっ 騨の山を事例にして、山林と生計といった側面の研究をしていたと 生計を維持するための救済策という側面があります。太田さんは飛 繰り広げたあげく、地元の人たちが老中に駕籠訴まで行って、元伐 た側面があったのかについてお聞きしたいと思います。 飛騨の山は、十七世紀末に江戸の商人が請負で入って乱伐を

> 減らされます。寛政改革が過ぎた頃の段階で最終的には二五ヶ村に まで減っていきます。この二五ヶ村は山稼ぎ以外に何もやることが り出しを行わないとして、一二八ヶ村だったものが四八ヶ村にまで

ない村です。

格を持った伐り出しというのが毎年行われました。 伐り出さなくていいと言いますが、その二五ヶ村の生計を維持して り山稼ぎ以外ありません」と言います。幕府としてはもう飛騨から ろ、 言葉がありますが、飛騨国の場合は、その二五ヶ村の御救山的な性 いくために、とにかく毎年伐り出しを行います。「御救山」という 高山に赴任してきた郡代や代官は実地調査を行ったうえで「やっぱ 飛騨の代官や郡代は、幕府勘定所から「あの二五ヶ村を何とかし 他の余業稼ぎを行うようにしろ」と命令されますが、江戸から

す。飛騨の場合は、暮らしを成り立たせるための山の使い方が顕著 御救山といって一時的に開放して伐り出させることがよく行われま かというところですね にみられますが、秋田の場合はそのような事例がどうなっているの 東北地方の場合は、今まで御留山だった場所を、飢饉などの時に

米代川中流域のあたりで幕末段階だと、 どちらかというと中小材を伐り出している場面が描かれています。 中流域の幕末から明治の初め頃にかけての様子です。小羽や寸甫 を出すのが主軸なのだろうと思います。 本日ご紹介した「秋田杣子造材之画」ですが、仁鮒という米代川 おそらくこのような中小材

運材手段もひとつ大きな要因で、木曽のような大規模な運材のと 山なのかまで、しっかり見たうえで話をしていかないといけないと ・ 森林資源が枯渇している時に、どの部分までが当時伐り出せた も、森林資源が枯渇している時に、どの部分までが当時伐り出せた も、森林資源が枯渇している時に、どの部分までが当時伐り出せた も、森林資源が枯渇している時に、どの部分までが当時伐り出せた も、森林資源が枯渇している時に、どの部分までが当時伐り出せた も、森林資源が枯渇している時に、どの部分までが当時伐り出せた も、森林資源が枯渇している時に、どの部分までが当時伐り出せた も、森林資源が枯渇している時に、どの部分までが当時伐り出せた も、森林資源が枯渇している時に、どの部分までが当時伐り出せた

さいう点についてお聞きしたいと思います。
業以外の他の余業に力を入れる姿が秋田藩にはあったのではないかう見方もできるのではないか、あるいは生計を維持するために、林脇野さんがおっしゃっているような消極的な保続政策で十分だといいう。

思っています。

しをしていただきたいのですが…。ではなく御救としての、いかにも江戸時代らしい側面からみた見直の生計を維持するための番山繰であったかもしれないという、経済続けて芳賀さんには、鉱山維持のためではなく、実は炭焼きたち

御救のために、森林資源が枯渇しそうになってもやったのかという例もありますので、御救の側面はついてまわったと思います。ただおしたい、山子を食べさせるために伐採をしてほしいと藩に頼む事脇野 秋田藩でも、大きな材木の御用材のときに、山元の村をうる

落のようなところは、ほとんどないのではないかと…。と、今まで見てきた範囲では、飛騨の山稼ぎでしか生活できない村

もう一つ、最近考えていることは、私は材木の伐り出しを林業の部分を占めているのではないかと…。材木の伐採こそ林業の主軸にして考えてきましたが、実は薪炭生産が林業のなかでかなりで、薪炭は大したことないと思ってきたのですが、当時のエネルギー源は炭や薪しかないわけですから、薪炭生産こそが林業の主軸で、そのなかで藩の財源の補助や、たまたま美林が生えるので材木の伐採があったと…。だから秋田藩の林業全体で見たときに、材木の伐採の比重は意外と少ないのではないのかなと思うようになりました。

いといけないと今は感じています。が、どちらかというと薪炭生産、広葉樹の方をもう少しみていかな資源の保続という点で、私は針葉樹の保続を中心に考えてきました資源の保続という点で、私は針葉樹の保続を中心に考えてきました。とびなると御救の内容も変わってきて、御用材の伐採よりも、意

芳賀 銅山掛山の村々の百姓が暮らしを成り立たせていくために 大変外水田が多い地域だと思いますが、やはり阿仁銅山向けの炭 は、案外水田が多い地域だと思いますが、やはり阿仁銅山向けの炭 が変の生産に関わることが重要であったと思います。そのため番山 は、案外水田が多い地域だと思いますが、やはり阿仁銅山向けの炭

司会 さてさて、お二方とも、私の質問からうまく逃げているよう司会 さてさて、お二方とも、私の質問からうまく逃げているようのと…。また先ほどの保続の事例は、三十年サイクルではなかどうかと…。また先ほどの保続の事例は、三十年サイクルではなかどうかと…。また先ほどの保続の事例は、三十年サイクルではなかどうかと…。また先ほどの保続の事例は、三十年があるがとうかという、するどい質問を会場からお願いします。くて三十年二サイクルで、木を伐って次に伐るまでは十五年ですね。十五年で元の木に再生するのは、期間としては非常に短いと思います。

詳しい方がいらっしゃれば教えていただきたいと思います。らいである程度炭が焼ける山に育つのではないかと思っています。られてからかなり年数が経過している山で、計画の十六年目には炭ける年ではなく、三十年以上を見込んでいます。この山は以前に伐芳賀 例として取り上げた山の計画は、森林資源の回復期間として

ですから枯渇という点からは、そもそも計画の段階から枯渇は見

育成というよりは伐採主義ではないかと思いました。えているもので、計画そのものが無理ですし、芳賀さんのところも

能を使っていますので何も問題は無いと思います。 会場 薪炭林は、もともとそういう伐期で繰り返し、萌芽という機

脇野先生に質問ですが、国有林の問題を、その初期のところの問題を追及していったときに、必ず脇野先生がおっしゃられる天然更新ができなかったという、その歴史に戻ると思います。そうしたとかと思います。岩崎直人氏は、決してすべてが天然更新で回復できかと思います。岩崎直人氏は、決してすべてが天然更新で回復できいるとは言っていません。地域によって違うということを述べているとは言っていません。地域によって違うということを述べていかり把握されて、それで秋田県全体としてあてはまるのかどうかっかり把握されて、それで秋田県全体としてあてはまるのかどうかっかり把握されて、それで秋田県全体としてあてはまるのかどうかいますので、脇野先生に質問ですが、国有林の問題を、その初期のところの問題を、その初期のところの問題を、その初期のところの問題を、その初期のところの問題を、その初期のところの問題を、その初期のところの問題を、その初期のところの問題を、その初期のところの問題を、その初期のところの問題を、その初期のところの問題を追放していただきたいと私は思います。

**脇野** 確かに、岩崎さんは米代川川上地域を対象にしていますが、 ということで、本日言ったようなことを立てていますので、もしか います。そこはまだ研究途上ですが、ただ自分のなかでの問題意識 ということで、本日言ったようなことを立てていますがでの問題意識 ということで、本日言ったようなことを立てていますが、

に植林などをしっかりして、まさに人間の手で森を作ってしまおうたということですが、私のイメージでは国有林というのは、人工的それから、国有林が天然更新がうまくいかないことでスタートし

きりしていません。 のではないかと思っていますが、その辺はまだ自分のなかでもはっ 引き継いだというよりは、 営が、秋田藩の取り組み、 のではないかと考えるところもあります。そういう点では国有林経 にもならないので、とにかく外国の最先端のものを入れようとした した。今は逆に切れているのではないか、江戸時代の方法ではどう のを前提にしてドイツ林学が接ぎ木されたのかと以前は思っていま 江戸時代の林政・林業と国有林は連続していて、江戸時代にあるも 知りたいと思っているところで、いろいろ史料を見ています。私は、 時代までの方法をどのように意識して扱ったのかという点は、私も 更新との関係では、 と、それを意識的に行ったところがすごいのではないかと…。天然 秋田に国有林経営を入れるときに、例えば江戸 それに対するアンチテーゼとして現れた 実質的には天然更新になっていたものを

お願いしたい。 林の活着率がゼロということはないと思いますが、その辺をひとつ<mark>会場</mark> 脇野先生は、植林が失敗したというお話でしたけれども、植

残っています。 ところもありますし、先ほどご指摘があったように植林の杉も当然**脇野** 植林が全部だめだったというわけではなく、植林に成功した

持続的発展と言えば現代的すぎるので、悩んでとりあえず保続と

うことではありません。 識的かどうかというあたりに大変興味があるので、 そのような社会を、意識的に自然保護を追求して大事にした社会で 的な持続的発展の追求よりも、 護しようとしたのか、持続的発展を望んだのか。植林は持続的発展 うかという点です。例えば江戸時代というのは、人間の屎尿もゴミ 枯渇させないようにしながら利用することを意識的にやったのかど 告上では極端なかたちになっていますが、決して何もなかったとい あると言えるのかということです。少しややこしい理屈ですが、意 しかしそれ以上に木を伐ってしまっていると…。するとやはり意識 を望んだと思いますし、ある程度実現してるところがありますが、 たのかどうかというところが大事だと思います。意識的に自然を保 疑問があります。結果的には同じであっても、それを意識的にやっ けです。それを現代のエコロジー的な発想でみていいのか、という 意見がありますが、あれは意識的ではなくて、それしかなかったわ も肥料として利用して、たいへんエコロジーな時代であったという いう言葉を使っていますが、私が一番言いたいことは、森林資源を 目の前の伐採を優先していると…。 植林の評価も報

ので、現時点ではお答えすることができません。た。ただし、その計画内容は具体的に史料として残っておりませんだ。 針葉樹の用材林の輪伐計画も秋田藩では実施されていまし

ます。薪炭林の輪伐が計画的であったからといって、用材林の輪伐なお、薪炭林と用材林の輪伐は、分けて考える必要があると思い

いと思います。 ではないかと思います。 違うと思います。また、樹木が利用可能になるまでの期間が短いと という全てを伐採する方式で伐採しますので、もともと計画自体が 林は択伐という一部を伐採する方式で伐採しますが、薪炭林は皆伐 も計画的であったと結論するのは早計だと思います。針葉樹の用材 いう点で、薪炭林の方が計画を立てやすく、実行もしやすかったの 用材林の輪伐の実態については今後調べた

すが、そういう事例があるのかどうか。 す。その結果厖大な杉の上物の権利を住民が獲得して、それが から返してくれと、地元住民たちが仙台高裁までいって争っていま 木沢の林が国有林に編入される際、私たちの管理で成林したものだ っているようなお話でしたが、現在の評価をうかがいたい。また長 必ずその後の権利、地元住民の権利がどこかに残るはずだと思いま 「秋木」の成立に非常に影響します。植林が奨励されたのであればいい。 脇野先生は、ドイツ林学の徹底的管理で営林行政はうまくい

かをお聞きしたい。 時期の問題が絡みますが、 藩で指定したことがあるのかという問題と、天然更新の場合に伐採 芳賀先生は、薪と炭の違いについて樹種にふれてますが、樹種を 薪木の場合にどのような指示があったの

い山があり、 明治後期の写真をみると、木曽の山でもほとんど上に木が一本もな 太田先生は、先ほど昔の図面は非常に大雑把だと言われましたが、 阿仁の山奥でも、今ならばとても見通しはききません

> どの前提、 られるような現実があったのではないかと思います。ですから先ほ が、遙か彼方まで見通しがきき、大きな木であれば一目瞭然で調べ 正確に資源状況がわかったのではないかと思っていますが、その辺 推計を中心とした略図のようにとらえるよりも、非常に

について質問します。

脇野 少なくとも戦前までの範囲で考えたいと思っております。 りませんが、結論としては、現在まではドイツ林学は継承されず、 は何か、どのように日本が受容したかをきちんと研究しなければな 想は、現在は基本的に無いのではないかと思います。ドイツ林学と 学の考え方は崩壊するのではないかと思います。その後、法正林思 どうか私にもわかりません。ただ少なくとも第二次世界大戦のとき に、とにかく材木を伐れ伐れということで、そのあたりでドイツ林 ドイツ林学の導入につきましては、 現在まで続いているのか

ます。長木沢の場合は農民が関わっていた山林だと思います かなりあり、そのような証文が残っていれば認められることもあり ありますので、そういう山では自分たちが育てたという権利意識が しませんでしたが、例えば、藩の山でも住民が木を育てるところも それから長木沢につきましては、本日は山林の制度について報告

芳賀 炭焼きに使うといった使い分けがあったようです。 に牛や馬で運びますが、薪は川で流して運びます。ナラは川に流す と沈むので薪には伐らず、 薪と炭の生産における樹種の使い分けですが、 一方で炭焼きには非常に適しているので 炭は焼いた後

も詳細なものも、非常に大雑把なものも作られます。詳細な絵図も太田 山絵図の問題ですが、どういう目的で作るかによって、とて

今回は川と山との関係を明確に示そうとした絵図を例示させていたもちろんあります。すべて大雑把だったとは申し上げていませんし、も言絹だものも、非常にナ衆扎たものも代ですます。言絹だ糸図も

だいたところです。

研究所主任研究員の太田からご挨拶させていただきます。 研究は端緒についたばかりです。まだまだやらねばいけないことが研究は端緒についたばかりです。まだまだやらねばいけないことが

ました。ありがとうございました。 我々にとっても、非常にためになり、刺激になるご質問をいただき **太田** たくさんお集まりいただきましてありがとうございました。

脇野さんには、たいへん刺激的な内容のご報告をいただきました。います。

とうございました。できれば、非常にうれしいと思っております。本日は本当にありができれば、非常にうれしいと思っております。本日は本当にありがみなさまのご協力をいただきながら、また秋田の地で公開講座が

### おわりに

係者と思われる方の参加が多く見受けられた。

・博物館などの文化施設、報道機関、さらには林業関係機関にも広く案内を送付した。その効果であろうか、林業や森林行政の関書館・博物館などの文化施設、報道機関、さらには林業関係機関に公開講座の当日は、五十名の定員に対して、秋田県外の方を含む

にはじめて当館に足を運んでいただいた方が十五名であった。の概要を紹介する。回答者は四十名で、うち今回の公開講座を機会最後に、講座修了後に参加者から協力していただいたアンケート

報告については、内容がわかりやすかったこともうかがえた。 近世秋田の林業政策についてはじめて触れる方もいるなかで、 が、また映像資料について新鮮な驚きを感じ、秋田県内でもより多た。 また映像資料について新鮮な驚きを感じ、秋田県内でもより多た。 また映像資料について新鮮な驚きを感じ、秋田県内でもより多た。 また映像資料についてがいてはじめて触れる方もいるなかで、 難しいテーマを含みながらも、豊富な画像や映像、資料を準備して、 の方々に見てほしいとの声もあり、 森林の生態や林業に関する基礎知識の確認を求める声もあり、 森林関係者や専門知識を持つと思われる参加者からの期待が高かったこともうかがえた。

その影響か、会場からの質問の時間がもっと欲しかったとの声が圧見解の相違を引き出しながらの討論を楽しんだ様子が感じられた。の理解が深まったとの声が大きかった。一方的な講義形式ではなく、質疑・討論については、テンポのいい司会進行により、報告内容

なかったようである。倒的で、発言できずにやや不完全燃焼となってしまった方も少なく

ど、講座の枠を越えて幅広いご意見をいただいた。と、講座の枠を越えて幅広いで意見をいただいた。秋田県内ではなかなか得られない有意義な時間と感じた方、県外からの知識を得られる企画方、県内外の研究者の交流会の場を希望する方、さらには秋田県全体の交流の問題として共催による活性化・情報交換を求める方な体の交流の問題として共催による活性化・情報交換を求める方なが、講座の枠を越えて幅広いご意見をいただいた。

とつの形として、今後の継続も検討していきたいと考えている。る参加者の貴重な声もふまえ、秋田県公文書館による情報発信のひめ、多くの方々の協力により実現したものである。アンケートによこのたびの公開講座は、主催した徳川林政史研究所の方々をはじ

(当館古文書班学芸主事)が担当した。いた。「はじめに」「二(質疑・討論」「おわりに」は、加藤昌宏脇野博氏・芳賀和樹氏の各報告者にそれぞれ原稿を執筆していただ【追記】本稿において、「一(報告)の各報告概要は、太田尚宏氏・

# 佐竹北家文書・佐竹西家文書について

佐

藤

隆

### じめに

は

は、目録の巻頭の解題及び参考資料にまとめてあるので、そちらを書・佐竹西家文書目録』を刊行した。これまで佐竹宗家の資料群として再整理し資料群名も本来の姿に戻した。以下、本稿はこの目録の解題としてまとめて整理されていたが、今回の整理で別についてまとめ、次いで両資料群全体の特色について触れ、その中から一例として御条目について最後の章でまとめてみた。 なお、資料群の伝来の経緯や内容分類及び江戸期の当主について なお、資料群の伝来の資料であるので、そちらを

### 一 御苗字衆及び所預について

参照してもらいたい。

年(一七〇六)に中村光得が作成した「源姓佐竹総系図」がもとに 賜るのに、許可なく自動的に「義」を名乗ることを許されていた。」 りで、他の分流諸家が初めて出仕のときに藩主の名の一字「義」を う形での監視もうけた。四家のみは久保田城で元服するのがしきた とめてある。 2を参照。 なっている。北家・西家の佐竹入部以前の当主については、表1・ の始祖以後の系図は何種類かあるが、それらを比較すると、宝永三 藩の旗本給士が与下として派遣されてその政・軍務を補佐するとい 住)等に駐屯して所預を兼ね、時によっては自分の家臣の外に、本 は御一門と呼ばれ、それぞれ角館・湯沢・大館(東は城下根小屋町 佐竹四家の始祖を系図上に示すと、図1のようになる。佐竹四家 御苗字衆とは『秋田県史』によると、次のように説明されている。 北佐竹・南佐竹・小場佐竹・東佐竹の四家は、 中略されている部分は、 目録の巻頭に参考資料としてま 御苗字衆あるい

佐竹義久(南酒出六郎源義茂第二子)が「常州那珂郡小場県ニ住スなお、小場氏の始祖については、「佐竹小場氏系図」によると、

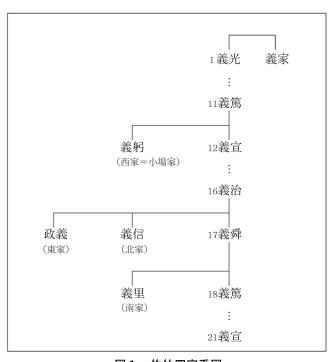


図1 佐竹四家系図

国義の養子であるとされている。孫二到テ女子ノミ有テ男子ナシ義躬ヲ養テ嗣トス」とあり、義躬は因テ小場氏ヲ称ス」とあり、実義、国義と続き、その後は「義久子

ような見解が出された。 御苗字衆に関連して、戦国期の三家の創出については、最近次の

代の義舜の弟・義信と政義から北家と東家が、その子の十八代義篤の弟・義里から南家が創出されるが、佐竹氏の南奥進出に関連して、その三家が新興勢力と宗家の間に立って活動していることがあげられている。特に北義斯と東義久の活動が顕著であった。北条氏と対抗する一方で南奥への進出を目指していた佐竹氏にとって、一門抗する一方で南奥への進出を目指していた佐竹氏にとって、一門抗する一方で南奥への進出を目指していた佐竹氏にとって、一門抗する一方で南奥への進出を目指していた佐竹氏にとって、一門抗する一方で南奥への進出を目指していた佐竹氏にとって、一門たす存在として、三家のような一族や国衆と佐竹氏を結びつける役割を果まの義宣にとって、豊臣大名として急激に拡大した領地経営をどのように行うかは、大きな課題となった。佐竹氏は秋田移封をうけて、一門を次のように位置づけていった。

地に派遣しつつ、軍事編成上は近習出頭人を駆使して藩政を掌握し、期は一門の勢力が強かったが、秋田移封により一門や外様大身を要佐竹氏の家臣団構成について、根岸茂夫氏は、義宣の時代は戦国

### 表 1 佐竹北家当主一覧

諱名	生没年/享年/通称/続柄/事績
1 義信 (よししげ)	文明8 (1467) ~天文2 (1588)、68歳。又次郎、左衛門尉。
	宗家第16世義治第三子。
2義住	永正16 (1519) ~天文 8 (1539) 戦死、21歳。虎菊丸、又次郎。義信嫡子。
3義廉 (よしかど)	生没年不詳。乙菊丸、又二郎、又七郎、左衛門尉、号恵悟斎。義住弟。
4義斯 (よしつな)	天文14 (1545) ~慶長4 (1599)、55歳。
	又七郎、左衛門尉、号夢庵、法名賢哲。義廉嫡子。
5 義憲 (よしのり)	元亀元 (1570) ~慶長4 (1599)、30歳。又七郎、左衛門。義斯嫡子。
	天正18(1590)小田原で豊臣秀吉に拝謁。
	文禄元 (1592) 朝鮮出兵で名護屋に従軍。
6義廉(よしかど)	文禄元 (1592) ~慶長19 (1614)、23歳。又七郎。義憲嫡子。
	慶長7 (1602) 久保田長野に邸あり、仙北郡長野に住せしむ。
	元和7 (1621) 嗣子となった義継 (義重季子) が宗家の嗣となり断絶。
7義隣 (よしちか)	元和 5 (1619) ~元禄15 (1702)、84歳。
~ (8~16代略)~	
17義尚	嘉永元 (1848) ~明治42 (1909)、62歳。竹之助、盛貞、虎菊、河内。
18義敬	明治33(1900)~明治43(1910)、12歳。明治42(1909)家督。
19敬次郎	明治34(1901)~昭和53(1978)、77歳。
	明治43 (1910) 兄義敬卒により家督。男爵。「北家御日記」ほか寄贈。

### 表 2 佐竹西家(小場家)当主一覧

諱名	生没年/享年/通称/続柄/事績
1義躬	康永 2 (1343)~応永10(1403)61歳。大炊助。宗家第11世義篤第二子。
2 惟義 (これよし)	貞治 3 (1364) ~応永30 (1423) 60歳。三郎、参河守。義躬嫡子。
3義信(よしのぶ)	応永11 (1404) ~嘉吉 2 (1442) 39歳。三郎、参河守。惟義嫡子。
4義実	永享 3 (1431) ~ 明応 3 (1494) 64歳。三郎、参河守。義信嫡子。
5 義忠 (よしただ)	宝徳2 (1450) ~文亀3 (1503) 54歳。大炊助、始め忠義。義実嫡子。
	弟義広は前小屋氏の祖。義積卒後再び家事を見る。
6 義積 (よしつみ)	文正元(1466)~明応 2 (1493) 28歳。三郎。義忠嫡子。
	父に先立ちて卒す。
7義実	延徳元(1489)~天文 9 (1540) 52歳。三郎、式部大輔、初名義貫。義積第二子。
	父早世により祖父の嗣となる。
8 義忠	永正 3 (1506) ~天正14 (1586) 81歳。六郎、参河守。義実嫡子。
9 義宗	天文21 (1551) ~慶長16 (1611) 60歳。三郎、右兵衛尉、式部大輔、参河守、
	のち幽庵。宗家義昭第三子、義重弟。
	永禄12(1569)小田城主。天正14(1586)采地1000石を賜う。
	慶長7 (1602) 六郷に住す。慶長8 (1603) 久保田城下に移る。
10義成	永禄12 (1569) ~寛永11 (1634) 66歳。六郎、右兵衛尉、式部大輔。義宗嫡子。
~ (11~19代略)	~
20義遵 (よしゆき)	天保 9 (1838)~明治34(1901)64歳。
	九郎、隆之助、石見、大和、初義倫、義貴、義純、字君彝、号桂城、醒翁軒、
	以遠斎、松斎。義茂嫡子。
21正一 (しょういち	明治6 (1873) ~明治42 (1909) 37歳。
22義度 (よしのり)	明治26 (1893) ~大正 2 (1913) 21歳。
23義履 (よしふみ)	明治29(1896)~昭和33(1958)63歳、義度弟。佐竹西家文書を寄贈。

※渡辺喜一編『新編佐竹七家系図』(加賀谷書店刊)をもとに作成

の家格が形成されていった、とする。内の軍事的役割の中核として位置づけられ、引渡・廻座等の家臣団一門や譜代の勢力削減に成功した。二代義隆の時代に佐竹一門が藩

『秋田県史』の説明は次の通りである。目あるいは軍事的要地に領地を与えられた所預とは、何であったか。では、秋田藩において軍事的役割の中核として、交通の要衝や境

れ る う 等の任に当ったのである。(本藩の旗本給人を所預に配属したのは 陪臣)とは別に、本藩の旗本給人の一団をも自己の組(与)下とし 同戸沢氏の角館、 小野寺氏本拠横手の外、南部領境の十二所、旧秋田氏城下町桧山、 当たらせた。北部の中心旧浅利氏城下比内(大館)と南部の中心旧 旧城を修築して、そこに家臣団を駐屯させ、軍事的・政治的支配に 直後から、 て指揮し、与下衆は所預の城館の周囲に集住して民政・治安・防備 又は藩主より配属された与力衆。いずれにしても佐竹氏よりみれば とくにこれを所預又は所持と称した。所預は自己の家臣(譜代家臣 族・譜代衆の反乱を防止するという意味も多分にあったと考えら 族・譜代重臣を配して城主となし、元和六年(一六二〇)以降は 「領国支配の本拠としての久保田城と侍町の築造とともに、 戦国時代以来の領内各地の小城下町に支城を建設したり 山形最上領に対する湯沢・院内などの地に、一門 入部

うにまとめられている。※は所預の所在地(所預はこれ以外に十二『秋田市史』では、御苗字衆の関係する支城については、次のよ

所、院内にも置かれた)。

※大館城:赤坂氏→小場義成(佐竹西家)

※桧山城:小場義成→多賀谷氏 元和六(一六二〇)破却

※角館城:芦名氏→佐竹北家 元和六(一六二〇)破却

長野城:佐竹北義廉慶長十九(一六一四)廃城

慶長十七(一六一二)廃城

六郷城:佐竹義重

金沢城:佐竹東義賢 元和八(一六二二)破却

※横手城:伊達盛重→須田氏→戸村氏

※湯沢城:多賀谷氏→佐竹南義種

戊辰戦争の激戦が行われている。

「支城は当初、戦国の城館の跡地で、領外と境を接したり、領内で支城は当初、戦国の城館の跡地で、領外と境目や交通の要衝に、人は入れ替えられながらも一門が置かれ続けたのである。中でも、御苗字衆の置かれた三カ所、大館・角館・はたのである。中でも、御苗字衆の置かれた三カ所、大館・角館・と境目や交通の要衝に、人は入れ替えられながらも一門が置かれ続いた。

のようになる。
以上、御苗字衆や所預について、これまでの見解をまとめると次

き、他領との摩擦のため、領内へ大身の一門を配置し、そこには同た。初代義宣は、一門の抑圧策と、藩政初期の藩内辺境の不安な動の創出に始まり、その軍事的影響力を持ったまま秋田移封が行われの間古字衆である佐竹四家の創出は、戦国期の南奥進出に伴う三家

(所持) という位置づけが明確になっていった。字衆の地位が向上し、一門を中核とする座格制が形成され、所預には一門監視の役割を担った。二代義隆の時代に、一門とくに御苗時に給人として直臣も配置され、有事の際の軍事編制となり、平時

いては、次の三点について疑問が残る。 しかし、御苗字衆・所預の形成過程は以上として、その実態につ

でも所預の支配実態は明らかにされていないこと。第一に、所預そのものの実態を示す資料はほとんどなく、現在ま

村支配の実態はほとんど明らかになっていない」としている。見えるのは貞享年間(一六八四~八七)から」として、「所預の郡『秋田市史』によれば、「所預ないし所持というの呼称が史料に

しても、どのような関係であったのか曖昧であること。 第二に、所預と給人の関係についても、明確な上下関係でないに

『秋田県史』では「所預は、当初、組下を指揮して、居城城下は勿論、一郡・一定地域の軍事・収納・民政を管掌する、いわば領主の論、一郡・一定地域の軍事・収納・民政を管掌する、いわば領主はなかった」として『梅津政景日記』の湯沢給人の例をあげている。はなかった」として『梅津政景日記』の湯沢給人の例をあげている。第三に、所預の藩政への関与の仕方がどの程度であったかが明確でないこと。

『秋田県史』では、御苗字衆の政務への係わりについては、「彼

(B) としている。 等は本藩の政務そのものに関与する道は、すでに塞がれていたので 等は本藩の政務そのものに関与する道は、すでに塞がれていたので を楯にして連合して人事や行政に干渉するなどの権限を持ってい を楯にして連合して人事や行政に干渉するなどの権限を持ってい

国文学研究資料館所蔵の「佐竹南家文書」に基づいている)。家の資料の中にないものだろうか(『秋田県史』の記載の大部分は、態あるいは藩政への関与などを見ることが出来る資料が、北家・西以上の疑問点を解決するべく、御苗字衆の家政や所預の支配の実

とめる。 とめる。

### 二 資料群の特色について

田県歴史資料目録第二十六集』として整理された。整理の仕方はい昭和六十三年に古書店より購入した分が追加され、平成二年に『秋当時の当主から秋田県立秋田図書館に寄贈され、昭和三十二年に当時の当主から秋田県立秋田図書館に寄贈され、昭和三十二年に

分類基準によっている。内容の内訳は表3の通り。ずれも、日本十進分類法(NDC)に基づく図書館独自の郷土資料

旧分類の多い項目を抜き出すと次の通り。最初の番号は資料番号。

二八八	二八八二	= -		佐竹西家文書	三四二	= -	<u></u> 	佐竹北家文書
家系譜・家伝・紋章	系図	政治史・政治事情	戊辰戦争		財政史・財政事情	政治史・政治事情	近世史=北家御日記ほか	
七四点	八三点	一二五点	一四六点		一二三点	一二六点	七九六点	

っている。 では、北家御日記とそれに関連する下達文書でまとままがの文書のうち、三一二の政治関係に含まれるものは雑多で、下ほかの文書のうち、三一二の政治関係に含まれるものは雑多で、下はなの文書は、北家御日記とそれに関連する抜書が中心だが、その

七の貨幣・通貨の分類となっている。西家文書は、三一二の政治関政政策・財政行政に入れられており、銀札発行に関するものは三三西家文書では、同じような財政再建に関する文書は、三四三の財

三一七の行政という項目にも同じような文書があるなど、その分け関係や巡見使関係もはいっており、このほかに三一〇の政治一般と係では、江戸期と明治期が半々となっており、江戸期のものは境目

①内容による分類のみ(図書分類に基づいている、大雑把な項目)以上、旧目録の問題点としては次の三点が挙げられる。

方はかなり恣意的である。

②時代による区分がない

③文書の様式による区分がない

資料番号については、これまで五〇年以上にわたって使われてき

たため混乱を避ける意味で踏襲することとし、内容分類を改めるこ

とでこの問題点を改善することにした。

新たな分類に関する原則は以下の四点とした。

①時代を近世と近代で大きく二分する

②特色ある分類を別項目とする(北家「日記」、西家「戊辰」)

→北家文書はⅠ近世、Ⅱ近代、Ⅲ日記の三大分類

西家文書はⅠ近世、Ⅱ戊辰、Ⅲ近代の三大分類

③文書の様式(形態)によって次の分類を行う

→形態による分類が出来ない場合は内容による分類とする

(必要に応じて、この項目をさらに分割した)

④それぞれの項目ごとに基本的には年代による配列とする

→年不明の場合は月日順、月日も不明の場合は資料番号順とし

表 3 旧資料番号一覧

大分類   分類番号   内容   一九   図書利用法、読書   一九   図書利用法、読書   一二九   蔵書目録   一七五   神社   一七六   祭祀   一八五   寺院、僧職   一八六   仏会   一八七   布教、伝道   一九〇   キリスト教   二歴史、地誌   二〇九   有職故実、儀式典礼   二一二   二   戊辰戦争   二八〇   伝記一般   二八〇   伝記一般   二八〇   伝記一般   二八〇   伝記一般   二八〇   伝記一般   二十二   二十二   八十二   二十二   二十   二   二	点数 16 3 7 4 2 1 1 42 146 6 74 83
○二九       蔵書目録         一七五       神社         一七六       祭祀         一八五       寺院、僧職         一八六       仏会         一八七       布教、伝道         一九〇       キリスト教         二歴史、地誌       二〇九       有職故実、儀式典礼         二一二       二人長戦争         二八〇       伝記一般	3 7 4 2 1 1 42 146 6 74
- 哲学	3 7 4 2 1 1 42 146 6 74
一七六       祭祀         一八五       寺院、僧職         一八六       仏会         一八七       布教、伝道         一九〇       キリスト教         二歴史、地誌       二〇九       有職故実、儀式典礼         二一二       二人反戦争         二八〇       伝記一般	7 4 2 1 1 42 146 6 74
一八五     寺院、僧職       一八六     仏会       一八七     布教、伝道       一九〇     キリスト教       二歴史、地誌     二〇九     有職故実、儀式典礼       二一二.     二 戊辰戦争       二八〇     伝記一般	4 2 1 1 42 146 6 74
一八六       仏会         一八七       布教、伝道         一九〇       キリスト教         二歴史、地誌       二〇九       有職故実、儀式典礼         二一二.       二 戊辰戦争         二八〇       伝記一般	2 1 1 42 146 6 74
一八七     布教、伝道       一九〇     キリスト教       二歴史、地誌     二〇九     有職故実、儀式典礼       二一二.     二 戊辰戦争       二八〇     伝記一般	1 1 42 146 6 74
- 九○ キリスト教 二歴史、地誌 二○九 有職故実、儀式典礼 二一二. 二 戊辰戦争 二八○ 伝記一般	1 42 146 6 74
二歴史、地誌 二○九 有職故実、儀式典礼 二一二. 二 戊辰戦争 二八○ 伝記一般	42 146 6 74
二一二. 二   戊辰戦争   二八〇   伝記一般	146 6 74
二八〇 伝記一般	6 74
二八〇 伝記一般	6 74
	74
二八八   家系譜、家伝、紋章	
二八八. 二 系図	
二八八. 三 家伝、家史	6
二八八. 六 旗、紋章	1
二八九   個人伝	53
二八九 個人伝 二九一. 二 (郡誌、市町村誌)	
大館市、北秋田郡	3
三社会科学  三一〇   政治一般	3
三一二 政治史、政治事情	125
三一七 行政	73
三一八 市町村行政	1
	5
三二四 民法、私法	9
三二六     刑法       三二七     司法制度、訴訟手続	1
三二七  司法制度、訴訟手続	4
三三七 貨幣、通貨	2
三三八 金融、銀行 三四二 財政史、財政事情	4
三四二財政史、財政事情	42
三四三    財政政策、財務行政	30
三六九  社会病理、社会事業	2
三六九 社会病理、社会事業 三七二 教育史、教育事情	3
二 5	
三七三   教育制度、教育政策	1
三八三 衣食住 三八四 社会風習	4
三八四   社会風習	4
三八五   祭礼、年中行事	1
	26
三八七	47
三九〇国防、軍事	1
三九三戦史、軍事事情	6
三九三 戦史、軍事事情 三九九 古兵法	2
五工学 五二五 建築設計、建築施行法	3
五二七 住宅	1
五六九   鉱業経済、経営	1
五九〇 家事、家政	28
六産業	2
六一一   農業経済	19
六二〇   園芸	2
六五○ 林業	2
七芸術 七〇九 古器、骨董	1
七五〇   工芸美術	9
	9
七八九  武道	3
七九一茶道	2
七九三 花道	1
計	919

Metal TW Ft	I I W	八坂五日	4.4	I→ 3E/.
資料群名	大分類	分類番号	内容	点数
佐竹北家 (AK)	二歴史、地誌	二〇九	有職故実、儀式典礼	21
		二一二	近世史	795
		二八八	系譜、家伝、紋章	5
		二八八. 三	家伝、家史	5
	三社会科学	三一二	政治史、政治事情	12
		三一七	行政	2
		三四二	財政史、財政事情	9
		三八六	冠婚葬祭	2 3
		三八七	礼儀作法、社交	3
			計	854
佐竹北家追加分	一哲学	一八五	寺院、僧職	1
	二歴史、地誌	<u> </u>	戊辰戦争	4
		二八〇	伝記	26
		二八八	系譜、家伝、紋章	40
	三社会科学	三一二	政治史、政治事情	126
		三二二. 五	法制史、旧時代法令(近世)	16
		三二七三三八	司法制度、訴訟手続、裁判	3
		三三八	金融	3 2
		三四二	財政史、財政事情	112
		三四五	貢祖	5
		三七二	教育史、教育事情	5
		三八五	祭礼、年中行事	1
		三八六	<b>冠婚葬祭</b>	6
		三八六三八七	冠婚葬祭 礼儀作法、社交	12
		三九三	戦史、軍事事情	2
	六産業	六一一	農業経済	25
		六一四	農業工学	12
		六五一	村制史	5
	七芸術	七七九	大衆演芸	1
		七八七	狩猟	4
		七八九	武道	2
			計	410

の解題及び目次を参照のこと。 歌上の原則のうち、③の文書の様式については 書・記録類(宛先なし)等に分類した。詳細は目録 上申文書(下→上の関係)、書状類(対等関係)、留 上申文書(下→上の関係)、書状類(対等関係)、留 上申文書(下→上の関係)、書状類(対等関係)、留 との解題及び目次を参照のこと。

次のようになっている。(④の年代については、年代がわかるものは、概ね)

年代不明である。

中代不明である。

北家文書は、御日記はすべて年代がわかるのである。北家御日記を除いて江戸期の資料のうち年代がわかるものは二七一点で、全体の六割であり四割はわかるものは二七一点で、全体の六割であり四割はわかるものは二七一点で、全体の六割であり四割は

る。 半々で、江戸期で年代のわかる資料は三九五点であ 三割である。そのうち江戸期のものは双方がほぼ 西家文書で年代がわかるものは七割、年代不明は

年代に、北家は一七五〇~一八五〇年代に、残されしたのが、表4である。西家は一七〇一~一八〇〇江戸期で年代のわかるものをさらに年代別に表に

	西家(395点)	北家(271点)
~ 1600	2 点	
1601 ~ 1650	1 7	1 点
1651 ~ 1700	4 4	1 0
1701 ~ 1750	1 0 2	5 9
1751 ~ 1800	1 3 0	9 3
1801 ~ 1850	6 6	9 2
1851 ~	3 4	1 6

とめられる。 とめられる。 とめられる。 とめられる。

北家文書の①につい では、この資料群自体 が北家御日記が伝来の 中心であり、御日記は 中心であり、御日記は

体がその関連で参考に された記録として残さ れたもののまとまりと 考えられる。②につい ては、北家に財政関係

がれており、

資料群全

表 4

江戸期の年代別分布表

ことがわかる。 た資料のピークがある 以上の点を踏まえて 所預の支配の実態を表していそうなものをあげた。 に関わったためであろうと思われる。③は北家日記の記載以外に、 の当主であった義邦と義文が久保田城で藩政を司り、特に財政再建

佐竹北家文書

①北家御日記以外明治期以降がほとんどない (三%のみ)

②下達文書のうち財政再建に係わるものが大半 (四〇%)

③知行関係として証文・分知許可・指紙・代知覚がある

佐竹西家文書

①戊辰関係の軍功書・由緒書(一五%)が大量にある

②藩主の直書 (一二%) から藩主との関係性がわかる

④文書の整理の過程の目録が残されている③御指紙、巡見使関係、明治期の家政関係などがある

い。

西家文書は、①について、給人や家人の由緒書(明治初期のものを含めて)や戊辰戦争の軍功書などが大量に残されており、各家の状況がわかる資料が多い。これは、西家文書自体の整理が義遵によって明治になってから行われたことによると思われる。実質的には状況がわかる資料が多い。これは、西家文書自体の整理が義遵によいるが、

から「義」の字を賜った一字書付も多く残されていることから、藩②について、藩主の直書は三代義処からすべて揃っており、藩主

るのは、

義敦と義厚の

治世のはじめに、北家

は時宜に応じて書状のやりとりがあったことがわかる。は時宜に応じて書状のやりとりがあったことがわかる。は時宜に応じて書状のやりとりがあったことがわかる。は時宜に応じて書状のやりとりがあったことがわかる。は時宜に応じて書状のやりとりがあったことがわかる。

判紙などもある。

保三年(一八三二)の蔵書目録は、藩庁全体の蔵書目録であり、西段御長持・大箪笥・小箪笥などがあったことがわかる。ただし、天の資料から、資料の保管場所として御家老部屋箪笥・大広間・御上期に記録類の整理が断続的に行われたことがわかる。また、それら期に記録類の整理が断続的に行われたことがわかる。また、それら期に記録類の整理が断続的に行われたことがわかる。江戸

家文書に入っている理由は不明である。

ら送られた礼状などがある。 年に大館郷土博物館に佐竹西家から永久寄託された分がある。主に、明治期以降の書簡類とモノ資料(陣笠やマントなど)であり、例えば明治三十四年の義遵氏の葬儀に関わる狩野亨吉の書翰や、義履氏ば明治三十四年の義遵氏の葬儀に関わる狩野亨吉の書翰や、義履氏は明治三十四年の義遵氏の葬儀に関わる狩野亨吉の書翰や、義履氏は明治三十四年の義遵氏の葬儀に関わる狩野亨吉の書翰や、発展に関わるののほか、平成十一~十二年に大館郷土は、当館所蔵のもののほか、平成十一~十二年に大館郷土は、当館所蔵のもののほか、平成十一~十二年に大館郷土は、当館のでは、1000円では

いる。佐竹東家の文書の所在は確認されていない。 に竹南家文書」は、国文学研究資料館(東京都立川市)が古書店 「佐竹南家文書」は、国文学研究資料館(東京都立川市)が古書店 を通じて昭和二十二年に購入し、未整理のものも含めて公開されて が古書店

### 一 御条目について

の中心となる御条目についてまとめておく。が多くを占めているが、この章では資料群の解題の一例として、そが多くを占めているが、この章では資料群の解題の一例として、そ

臣団や領民の団結を訴えるものが多い。その意味でこの法度形式のある。内容的には、藩財政の苦渋を強調し、「国家」保持のため家「「御条目」は、「御条目」「執達」「別紙」の三点から成る法度でまず、御条目について金森正也氏は次のように述べている。

る。」
・
登場は、藩政の危機段階を区分するメルクマークになりうると考え

座を仰いで行われた。」
「御条目」という法度形式は宝暦年間に定式化する。藩主自身「「御条目」という法度形式は宝暦年間に定式化する。藩主自身

それぞれの形態によって別々に分類した。れている。セットでまとまって残っていないので、資料群としてはしもセットとして残されておらず、それぞれが独立して包紙に包ま出されるという形式であるが、北家・西家の資料群の中では、必ず出入利利の形式は、宝暦以降に御条目・執達・別紙をセットとして

本来条目とは箇条書きにした法度形式の文書で、笠谷和比古氏に本来条目とは箇条書きにした法度形式の文書が「仍執達如件」)の変形で、法度も条目の一つである。また、法度とが「~者也」)の変形で、法度も条目の一つである。また、法度とが「~者也」)の変形で、法度も条目は御内書(御内書は言い切り条々や定・覚などの表題があり、条目は法度より低位の命令書で、生み類している。

内容である「別紙」は、被仰渡の形式をとるため、包紙で三つがま家老から、言い切り文言が「仍執達如件」として出された。具体的書と同じ「~者也」として出され、「執達」は御条目と同じ内容で書きでないものでも、藩主の直書という形で、言い切り文言が御内すなわち、秋田藩では、「御条目」は宝暦期以降に必ずしも箇条

とまっていない限り、日付や内容で判断するしかない。

行借上の割合についての覚が出されている。い切りは「依而執達如件」)が読み上げられて、同じく御座敷で知の也」)が読み上げられ、次いで御座敷で御副役によって執達(言の地」)が読み上げられ、次いで御座敷で御副役によって執達(言へ、が府四」では、天明八年の九月十六日の条に、まず御座之間で

動形についての覚(別紙がついている)が出されている。 電を行・町奉行・財用奉行・副役・家中一統あてに、役職の取扱や で本行・町奉行・財用奉行・副役・家中一統あてに、役職の取扱や で本行・町奉行・財用奉行・副役・家中一統あてに、役職の取扱や で本行・町奉行・財用奉行・副役・家中一統あてに、役職の取扱や で本行・町奉行・財用奉行・副役・家中一統あてに、役職の取扱や で本行・財用奉行・副役・家中一統あてに、役職の取扱や で本行・財用奉行・副役・家中一統あてに、役職の取扱や で本行・財用奉行・副役・家中一統あてに、役職の取扱や で本行・財用を行・副役・家中一統あてに、役職の取扱や で本行・財用を行・副で、本行・財産のでは、ないでは、本行・財産のでは、対産のでは、対産のでは、本行・財産のでは、本ののでは、本行・財産のでは、本ののでは、対産のでは、本ののでは、本のでは、本ののでは、本ののでは、本ののでは、本ののでは、本のので

清兵衛より持参」とあり、九月二日に出された御条目のみの写が四にも残されている。その包紙には「寛政元年酉九月六日御刀番井上「寛政元年の改正条目」と呼ばれているものであり、佐竹北家文書この御条目は、義和の藩政改革の嚆矢となるもので、いわゆる

佐竹北家文書・佐竹西家文書について

じてその写が各所へ伝えられたものと思われる。い。基本的には読み上げによって内容が口頭で伝えられ、必要に応時に出された執達と覚(別紙)は、北家・西家ともに残されていな日後に御刀番によって北家に伝えられたことがわかる。御条目と同

り、この御条目はない。また、寛政元年の八月十六日~九月二十五日までは記事を欠いておまた、寛政元年の八月十六日~九月二十五日までは記事を欠いておなお、北家御日記を見ると、天明八年九月に御条目の記載はなく、

北家と西家に残された御条目のうち、年代のわかるものについて、その内容をまとめたのが表5である。傾向的には、文政十一年(一七九九)までは西家に残されたものが多く、以後は北家に残されたものが多い。全四九点のうち、両家に共通して残されているもの、以上の三点のみであり、藩から仰せ渡された御条目で固じような内容でも、別のものとして出されているもの、以上の三点のみであり、藩から仰せ渡された御条目であるにも関わらず、理由は不明であるが同じものが残されている訳ではない。また、同じ年月で同じような内容でも、別のものとして出されているものがある。人事や賞罰のものも御条目となっていることから、はたして御条目は藩の法度として最高の形式のものか疑問が残る。はたして御条目は藩の法度として最高の形式のものか疑問が残る。はたして御条目は藩の法度として最高の形式のものか疑問が残る。の資料群に残された御条目九九点のうち、年代の不明なものも含めて、内容によって分類したのが表6である。

体が財政再建関係を多く残しているからで、西家の内訳のように、北家の御条目の八割が財政再建に関わっているのは、北家文書自

への周知ということで)、御条目の形態をとったと考えられる。でいるものと考えられる。西家文書は幕末に近づくにつれ御条目が少なくなるので、財政再建関係はやや増えるとして、七~八割であられた。したがって、人事や賞罰もその延長として、七~八割であられた。したがって、人事や賞罰もその延長として、七~八割であられた。したがって、人事や賞罰もその延長として、七~八割である。

達のすべてが伝来していない理由であろう。 
達のすべてが伝来していない理由であろう。 
をおいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。それが、北家・西家双方に重要な法度として御条目・執るまいか。

いては今後の課題としたい。 以上、御条目についてのみ検討したが、それ以外の文書形態につ

表5 御条目一覧 (同じ家の資料群で同年同月で全く同じものは省いてある) 49通

和曆	西曆	月	内容	資料群
享保17	1732	5月	豊前守(義堅)養子	西家
元文4	1739	4月	徳寿丸お弘め	西家
寛延2	1749	10月	御遺領被仰出	西家
宝暦 1	1751	12月	倹約ほか五ヶ条	西家
宝暦 3	1753	9月	御遺領被仰出	西家
宝暦 7	1757	7月	銀札仕法停止に付倹約	北家
宝暦 7	1757	11月	御財用難渋に付	西家
宝暦 8	1758	5月	御遺領被仰出	西家
宝暦 8	1758	8月	主君幼年、壱岐守へ相談	西家
宝暦 8	1758	8月	知行借上	西家
宝暦 8	1758	8月	知行借上	北家
宝暦 9	1759	5月	国目付取り扱い	西家
宝暦13	1763	5月	主君御直政	西家
明和1	1764	10月	<b>検約</b>	西家
明和1	1764	10月	<b>検約</b>	北家
明和 2	1765	2月	御入部御用御滞被相弁候様被成置度思召	西家
明和 2	1765	2月	入部費用調達のため御用銀穀被仰付	北家
明和 2	1765	3月	入部之手当甚乏しきに付	西家
明和4	1767	閏9月	財用向難渋に付	西家
明和 5	1768	12月	財用差支に付借用	西家
明和 6	1769	9月	五ヶ年家中差上銀	西家
明和 9	1772	4月	諸事厳重御省略	西家
天明 1	1781	8月	財用向御難渋に付	西家
天明 5	1785	8月	委細は左近様被仰渡	西家
天明 5	1785	8月	知行借上予告	北家
天明 8	1788	1月	四六割合御借上	西家
寛政 1	1789	9月	政事財用立直に付	北家
寛政11	1799	6月	半知借上被仰渡	北家
寛政年間	1789~	8月	学館建立	西家
文化8	1811	1月	御用所造営	西家
文化13	1816	11月	厳重御簡略に付	西家
文化13	1816	11月	厳重御簡略に付	西家
文政11	1828	9月	厳重御簡略に付	西家
文政11	1828	9月	五ヶ年四六割合借上	西家
文政11	1828	9月	四六割合申付	西家
文政11	1828	9月	知行借上ほか被仰渡	北家
文政11	1828	9月	生活に関する規制	西家
文政11	1828	9月	衣服・道具・飲食等に付条々	北家
天保 4	1833	11月	大凶作に付米取扱形仰渡	北家
天保 5	1834	5月	大凶作に付被仰渡	北家
天保6	1835	12月	大検に付被仰渡	北家
天保 9	1838	3月	大検に付被仰渡	北家
天保 9	1838		余米家口に応じ相渡	西家
天保13	1842	7月	雄丸様(義睦)御曹司と称すべし	西家
弘化3	1846	11月	佐竹義睦襲封通知	北家
安政2	1855	11月	倹約に付被仰渡	北家
<u></u>	1875	7月	佐竹義堯襲封通知	北家
文久4	1864	2月	佐竹栽売襲封通知 倹約に付被仰渡	北家
<u> </u>	1865	4月	<ul><li>・ 関わたり板炉優</li><li> 亀丸養子縁組に付被仰出</li></ul>	北家
ノいロ ム	1009	4 月	电心食 」隊組に円双甲山	413

表6 御条目内訳(年代不明も含む、両家の重複もあり)

		北家(37)	西家(66)※別紙等4あり
a	財政再建、倹約	29	41
b	養子、遺領、襲封	3	13
С	心得、風俗取締	3	8
d	その他	2	4
		(諸役勤形改正、賞罰)	(国目付取扱2、
			学館建立、御用所造営)

をひとことでまとめると次 のようになる。 て、次の二点をあげておき ること 最後に、今後の課題とし 残っていないこと るが、まとまりとしては 態を示す資料は散見はす ③所預としての支配の実 考えられること 整理によって成立したと 義遵による明治期以降の ②佐竹西家文書は、 御日記とそれに関連する ①佐竹北家文書は、北家 資料群であると考えられ 佐竹

特に同じ御苗字衆である佐竹南家文書との比較①大名家文書の中での一門の文書群の位置づけ

②近世文書の分類項目の妥当性の検討と標準化あるいは他大名家の場合との比較

てみてきた。 資料群の特色 竹西家文書の資料群につい

以上、佐竹北家文書と佐

おわり

に

①については、「佐竹南家文書」(国文学研究資料館蔵)は、すで (1)については、「佐竹南家文書」(国文学研究資料館蔵)は、すで (1)については、「佐竹南家日記」(湯沢市立湯沢図書館蔵)につい 走められている『佐竹南家日記』(湯沢市立湯沢図書館蔵)につい でも、何らかの形で収集公開が可能かどうか検討したい。その上で、 が名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要があろう。他大名の 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要があろう。で大名の 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要があろう。で大名の 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要があろう。で大名の 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要があろう。で大名の 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要があろう。で大名の 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要があろう。で大名の 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要があるう。で大名の 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要があるう。で大名の 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要があるう。で大名の 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要がある。また、翻刻が 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要があるう。で大名の 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要がある。また、翻刻が 大名家一門の資料の特色を再度まとめ直す必要がある。で、一部では、「佐竹南家文書」(国文学研究資料館蔵)は、すで

②については、目録記述の標準化と関係する大きな問題であるが、
 ②については、目録記述の標準化と関係する大きな問題であるが、
 ②については、目録記述の標準化と関係する大きな問題であるが、
 ②については、目録記述の標準化と関係する大きな問題であるが、
 ②については、目録記述の標準化と関係する大きな問題であるが、
 ②については、目録記述の標準化と関係する大きな問題であるが、

くことが今後も必要となってくる、ということの再確認に過ぎなか

(古文書班 さとうたかし)

(1)『秋田県史』第二巻近世編上、P一〇三

(2) 資料番号 AS二八八. 二—三三

(3) 資料番号 AS二八八: 二—一九—一

(4) 佐々木倫朗『戦国期権力佐竹氏の研究』(思文閣出版 二〇一一年)

(5) 根岸茂夫 「近世前期秋田藩の軍事体制」 『近世武家社会の形成と構造 (吉川弘文館 二〇〇〇年)

6 『秋田県史』第二巻近世編上、P一三四~五

(7) 『秋田市史』第三巻近世通史編、P一六 表1「初期における支城要所配備」

8 同右、P一六

9 『秋田県史』第二巻近世編上、P一四八

10 同右、P一五〇

(11) 同右、P一〇三

12 同右、P一一三

13 同右、P一四九

資料番号 AO○二九—三「御家老部屋箪笥書籍取調帳」、

AO○二九—五「大広間日記類取調帳」、

A○○二九―一二 「大箪笥入別録類」(小箪笥の分類あり)

A○○二九—一○「御上段御長持入記」、

AO〇二九—一—一·二

<u>16</u> 金森正也「寛政期秋田藩における改革派官僚の形成」(秋田県公文書

館研究紀要第八号)

<u>17</u> 金森正也『藩政改革と地域社会』(清文社 二〇一一年)

(18) 笠谷和比古『近世武家文書の研究』(法政大学出版会 一九九八年)

19 資料番号 AS二八九—一八

資料番号 AK五一二—五四

# |秋田県庁旧蔵古文書| における廃藩置県以後資料

# ISAD(G)を応用した構造分析

### は じ め に

以後の県庁簿冊と一緒に保存されていた。 書館が設立されるまでは、 分類されていた資料群である。平成五年(一九九三)に秋田県公文 「秋田県庁旧蔵古文書」 は、 総務部文書広報課の記録書庫で、明治期 県庁旧蔵の文書の中で古文書として

録を同じ書庫にまとめた形である。 保存されている。すなわち、大名文書を構成する家伝記録と藩庁記 貴重文書書庫には、県立秋田図書館から移管された「佐竹文庫」も 庁旧蔵古文書」を秋田藩庁文書の一部と考えて右のように区分した。 「秋田県庁旧蔵古文書」 公文書館への移管後、明治期以後の県庁簿冊は公文書書庫で、 は貴重文書書庫で保存されている。「秋田県

D (公文書館開館後の追加分) に四分類された。平成二十一年の目 に簿冊類) さて、「秋田県庁旧蔵古文書」は、公文書館開館後、 ・県B(おもに一紙文書) ・県C(おもに絵図類) 県 A (おも 県

> 柴 田 知 彰

が確定した。内訳は、県A四二四点、県B一、一〇四点、県C一、 一〇五点、 『秋田県庁旧蔵古文書』刊行時の資料整理で、総数二、七〇五点 県D七二点である

録

称で統一することにしたい 本稿中では、 なお、平成二十一年の目録刊行時に、従前の の絵図資料について」「『秋田県庁旧蔵古文書』について」がある。 書書庫収蔵資料の概要」「秋田県庁文書」、佐藤隆氏「古文書課所蔵 (「秋田県庁文書」) の資料群名を「秋田県庁旧蔵古文書」に改めた。 「館蔵資料の伝来と再整理についての覚書き」、伊藤勝美氏「貴重文 「秋田県庁旧蔵古文書」に関わる先行研究としては、菊池保男氏 目録刊行以前についても「秋田県庁旧蔵古文書」の名 「秋田県庁旧蔵史料」

ことは、 すなわち秋田県庁文書群の一部に該当するものを分析対象とする。 「秋田県庁旧蔵古文書」が明治四年 本稿は、「秋田県庁旧蔵古文書」に含まれた廃藩置県以後資料、 既に佐藤氏により指摘されていた。目録刊行時には、 (一八七一) 以後の資料を含む

文書」は、大名文書と県庁文書の複合文書であると言える。五八点で約二四・四%を占めることが判明した。「秋田県庁旧蔵古五八点で約二四・四%を占めることが判明した。「秋田県庁旧蔵古本稿の調査では、資料群総数二、七〇五点の内、廃藩置県以後六

本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の約四分の一を占める廃藩置県以後資料本稿の目的は、複合文書の2000年により、2000年によりをより、2000年により、2000年により、2000年により、2000年により、2000年により、2000年により、2000年により、2000年により、2000年により、2000年により、2000年により、2000年により、2000年により、2000年により

D(G)を応用した構造分析を行い、『秋田県庁文書群目録』第一~(一九四七)まで全容を解明することができた。これを基にISA県庁の職制および文書管理制度の変遷については、昭和二十二年県が田県布達集」と「秋田県報」にほぼ網羅されている。そのため、これに対し、廃藩置県以後の県庁の処務細則や文書管理規程は、これに対し、廃藩置県以後の県庁の処務細則や文書管理規程は、

と言えよう。 田県庁文書群の一部であることから、構造分析の前提は整っている八集を刊行した。「秋田県庁旧蔵古文書」の廃藩置県以後資料も秋

作業になると考えられる。明確化できる。大名文書と県庁文書の複合文書であるため、必要な資料を抽出することで、約四分の三を占める秋田藩庁文書の範囲をまた、「秋田県庁旧蔵古文書」から構造分析可能な廃藩置県以後

本稿のもう一つの目的は、廃藩置県以後について、目録『秋田県 中国職務規程表と照合することで、県A・県B・県Cの各資料につ を少なくない。また、『秋田県庁文書群目録』に付した各機構改正 も少なくない。また、『秋田県庁文書群目録』と対照できるようにする 方田蔵古文書』を『秋田県庁文書群目録』と対照できるようにする が田県での絵図類には、県庁簿冊と密接に関わるもの とが照できるようにする

置付けを大きく左右すると思われる。
一類や一紙文書に比べ文章情報が少ないため、右の調査が歴史的位を範囲内で作成背景や作成目的の調査も試みた。絵図類の場合、簿廃藩置県以後資料の大半を占める県Cの絵図類に関しては、可能

AD(G)の階層構造を応用した。 構造分析の方法は、『秋田県庁文書群目録』の編成に準じてIS

# 廃藩置県以後資料を含んだ経緯

旧蔵古文書」に含まれて複合文書を形成した経緯を、先ず整理して本章では、構造分析の対象である廃藩置県以後資料が「秋田県庁

おきたい

# 「秋田県庁旧蔵古文書」の再発見と目録作成

「秋田県庁旧蔵古文書」の廃藩置県以前資料は、先行研究において旧秋田藩庁からの引継ぎ文書とされている。菊池氏は、「佐竹文を図など、籍=戸籍=士族と考えて県に引き継がれたと推論した。絵図など、籍=戸籍=士族と考えて県に引き継がれたと推論した。1、秋田県庁旧蔵古文書」の廃藩置県以前資料は、先行研究においてことを指摘した。

田藩の城付文書、すなわち所領支配基本記録と位置付けられる。書だったとした。「秋田県庁旧蔵古文書」の廃藩置県以前資料も秋である。大友氏は、明治期の府県への引継ぎ文書を基本的に城付文氏は、藩庁記録をさらに役人記録と城付文書に分類している。城付氏は、藩庁記録をさらに役人記録と滅付文書に分類している。城付氏は、藩庁記録をさらに役人記録と藩庁記録から構成される。大友一雄さて、大名文書は家伝記録と藩庁記録から構成される。大友一雄

た形跡が見られない。 に新築された県庁舎の書庫に関する記録には、旧藩庁文書を別置しに新築された県庁舎の書庫に関する記録には、旧藩庁文書を別置した形跡が見られない。 変書として扱われ、県庁で新たに作成収受した公文書と同じ書庫に

(特別のように書架上で明確に区画できないため、錯雑する危険性にで、同一書庫内に置かれた旧藩庁文書と県庁文書が、区分され難程で、同一書庫内に置かれた旧藩庁文書と県庁文書が、区分され難程で、同一書庫内に置かれた旧藩庁文書と県庁文書が、区分され難になったと考えても不自然ではない。特に絵図類の場合は、引継に藩庁文書の現用終了後は、県吏の異動や世代交代に伴い、引継

し難い状況になったものと推測される。
し難い状況になったものと推測される。
し難い状況になったものと推測される。
し難い状況になったものと推測される。
し難い状況になったものと推測される。

五m)で、現存する国絵図では最大とされる。軸物の形で木箱に収件う事務引継ぎの際、正保四年(一六四七)の「出羽一国御絵図」にが偶然発見された。幕府に収納された正保国絵図の控で、藩政期にが偶然発見された。幕府に収納された正保国絵図の控で、藩政期にが偶然発見された。幕府に収納された正保国絵図の控で、藩政期にが、選が出来である。幅七間(約一二・七m)、長さ三間(約五・が、のは昭和二十五年のことである。総務部文書課長の人事異動に、「秋田県庁旧蔵古文書」が再発見され、その歴史的価値を認識さ

継ぎ文書として県庁の書庫に保存された。置県当初、

·秋田県庁旧蔵古文書」

の廃藩置県以前資料は、

2、それらも現用旧藩庁からの引

で、長い間貴重な物とは気付かれなかったという。納されていた。巨大な木箱だが、県庁書庫内では下に埋もれた状態

保存された他の古絵図や古文書の状況も調査させている。装して保存することを指示した。また、これを契機に、県庁書庫に二郎を経て報告された。蓮池知事は絵図の歴史的価値を認識し、表「出羽一国御絵図」の発見は、県知事蓮池公咲に総務部長小畑勇

題法」を意識したものである。 では、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議をでは、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議をでは、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議をでは、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議をでは、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議をでは、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議をでは、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議をでは、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議をでは、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議をでは、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議をでは、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議をでは、県が国絵図の発見を機会に「古典の各種資料」の保存協議を関地から」の語句が見られる。明らかに同年八月施行の「文化財保護の「本行うことを報じている。秋田県における「アーカイブズ保存事業」の嚆矢だったとも言えよう。また、起案文書には、「文化財保護の「文化財保護の「方とを報じている。 秋田県における「アーカイブズ保存事業」の「文化財保護の「大会」といる。

とし、会場は県庁舎正庁に設けられた。短時間の開催だったが、秋とを目的とした展示だった。日時は十一月二十日午後一時から二時示」を企画した。補修整備の完了を機会に、広く県民に公開するこ同年十一月、総務部文書課では、「旧藩時代の絵図・文書等の展

しく、新聞各社で報道され普及に大きく貢献した。特に、巨大で極彩色の「出羽一国御絵図」はインパクトを与えたら蔵の古絵図や古文書が、明治四年の開庁後初めて一般に公開された。田県が実施した最初のアーカイブズ展示として特筆される。県庁所田県が実施した最初のアーカイブズ展示として特筆される。県庁所

[絵図の部]と「文書の部」から構成された。 管及効果は前回より遥かに大きかったと推定される。展示内容は、 部及効果は前回より遥かに大きかったと推定される。展示内容は、 部とし(午前九時から午後四時)、会場に県立児童会館の一階二階を使用した。広報活動も格段に充実したため、県民への の一階二階を使用した。広報活動も格段に充実したため、県民への の一階には、日本の の一路には、日本の の一路には、 

確実な保存には、リストによる管理を必要とした。 確実な保存には、リストによる管理を必要とした。 確実な保存には、リストによる管理を必要とした。 確実な保存には、リストによる管理を必要とした。 確実な保存には、リストによる管理を必要とした。 確実な保存には、リストによる管理を必要とした。 確実な保存には、リストによる管理を必要とした。 確実な保存には、リストによる管理を必要とした。 確実な保存には、リストによる管理を必要とした。

| 簿冊之部| 「書状之部」 「古絵図目録」の三冊とも、廃藩置県以

「目録第一集」)に「県庁文書・藩政時代」として収録され

と言えよう 図」が県指定有形文化財になったことは、第一期を象徴した出来事 第一期の地方的展開に位置付けられる。二十七年に 年にかかる秋田県の「アーカイブズ保存事業」は、 開された。この時期、 第一期には、 第二期(文書館設立運動)、第三期(文書館法制定運動)である 運動の歩みを三期に区分した。 国的な史料保存利用運動の歩みに位置付けてみたい。高橋実氏は、 後の資料を含む。点数では「古絵図目録」において圧倒的に多い。 足し、二十六年に文部省史料館が設置された。二十五年から二十六 ここで、秋田県の「アーカイブズ保存事業」を、 歴史資料の散逸を防止し、保存措置を講じる運動が展 昭和二十三年に近世庶民史料調査委員会が発 第一期(史料保存利用運動の前史) 全国的に見れば 戦後における全 出羽 一国御絵

年一冊刊行している。 集協議会に発展した。三十九年からは、『秋田県歴史資料目録』 が始まり、三十六年に至って副知事を会長とする秋田県歴史資料収 文書統計課に置いた。三十三年から編纂事業に伴う県内の資料調査 みでは、 小畑県政下において『秋田県史』編纂事業に着手し、 在任一期を経て、三十年四月に小畑勇二郎が県知事に当選就任した. 昭和二十六年四月、 第一期もしくは第二期の始まりに位置付けられよう。 「秋田県庁旧蔵古文書」は、 右の活動は、 県知事が蓮池公咲から池田徳治に交代した。 前記した史料保存利用運動の歩 『秋田県歴史資料目録』 担当を総務部 第一集

> た。 九年時点で新たに追加が行われたことも指摘された。 A・B・Cに三分類した。また、「古文書目録」の収録分に、三十 藤氏により指摘されている。 昭和二十六年「古文書目録」の分類を基にしたことは、既に佐 簿冊・書状・絵図の形態別に、

九点が収納され、全て明治期以後の絵図類である。 第一号箱から軸第三号箱 号箱に一一点、 ○五点の絵図類である。その過半数は、 目録第一集で追加された資料は、C六○一番から後に配列された 明治十一年以前から十九年までの間と推定できる。 軸第二号箱に一四点、 (総称「軸箱」) に収納されている。 軸第三号箱に四四点の計六 現在、貴重文書書庫で軸 軸箱の製作年代

は、



写真 貴重文書書庫の軸箱

奥右: 軸第一号箱 奥左: 軸第二号箱

手前:軸第三号箱

器を必要とした。 は、収納時に丸められ円筒形になるため、棚に平積みできず保存容図(Wall Map)や製図用硬質西洋紙の登場が考えられる。これら図(Wall Map)や製図用硬質西洋紙の登場が考えられる。これら

発見された可能性は、十分考えられ得る。 ・ 本籍収納分を含む追加資料一〇五点は、昭和二十六年当時、未発 ・ 大観や置き場所等の関係で見落としされていたものだろう。 これら追加資料を再発見する機会が、昭和三十年代に二度訪れた。 で見落としされていたものだろう。 に対していた。 ・ 本籍収納分と含む追加資料一〇五点は、昭和二十六年当時、未発 ・ 本籍収納分を含む追加資料一〇五点は、昭和二十六年当時、未発

目録内容からは読み取れない。

目録内容からは読み取れない。

目録内容からは読み取れない。

目録内容からは読み取れない。

目録内容からは読み取れない。

目録内容からは読み取れない。

目録内容からは読み取れない。

資料群としての範囲は、ほぼ決定付けられたと言っても良いだろう。 しかし、 目録第一集の刊行によって、 「秋田県庁旧蔵古文書」の

になった。出所の錯雑は、目録編集時の考え方に起因している。一部の資料が分断され、「秋田県庁旧蔵古文書」に含有されること所蔵資料」として収録された。この過程で「秋田県庁文書群」からその後、廃藩置県以後の県庁簿冊が、第二集と第三集に「秋田県庁

準を作れなかったのは無理からぬことと言える。 ○年代半ばまで待たねばならなかった。『秋田県歴史資料目録』や、導入されていなかった状況を挙げたい。出所原則の導入は、一九八導入されていなかった状況を挙げたい。出所原則の導入は、一九八非景として、当時、欧米のアーカイブズ学の諸原則が未だ国内に

う。 大名文書と県庁文書の複合文書であることを念頭に置くべきだろ大名文書と県庁文書の複合文書であることを念頭に置くべきだろ、だし、現在、「秋田県庁旧蔵古文書」を利用するにあたっては、

# 2 県庁書庫内での廃藩置県以後資料の保存場所

差はそれのみでは説明できない。本節では、分類別と保存場所との「秋田県庁旧蔵古文書」の中においても、廃藩置県以後資料の含が。前節では出所原則の未導入に触れたが、分類別による含有率のの四二四点中一○点)、県C(絵図類)で約五七・七%(一、一○六点中六三点中一○点)、県C(絵図類)で約五七・七%(一、一○六点中六三点中一○点)、県C(絵図類)で約五七・七%(一、一○六点中六三点中一○点)、県C(絵図類)で約五七・七%(一、一○六点中六三点中一○点)、県C(絵図類)で約五七・七%(一、一○六点中六三点中一○点)、県C(絵図類)で約五七・七%(一、一○四点中一○点)、県B(一紙文書)の中においても、廃藩置県以後資料の含着はそれのみでは説明できない。本節では、分類別と保存場所とのの一つ点が、県田町の一つ点が、県田町の一つにおいても、廃藩置県以後資料の含着はそれのみでは説明できない。本節では、分類別と保存場所とのの一つ点が、場合に、「大田町」では、「大田町」では、「大田町」で、「大田町」で、「大田町」で、「大田町」で、「大田町」で、「大田町」で、「大田町」では、「大田町」では、「大田町」では、「大田町」で、「大田町」で、「大田町」で、「大田町」では、「大田町」で、「大田町」では、「田町」では、「田町)では、「田町」では

資料は、記録媒体の物理的条件によって、保存場所が制約される。 資料は、記録媒体の物理的条件によって、保存場所で錯雑する た方な状況下に置かれていた。「秋田県庁旧蔵古文書」は、現在、 原秩序尊重の原則を適用するにしても慎重を要する資料群と言えよ いっただし、記録媒体の物理的条件によって、保存場所を異にするがループ においても、物理的条件の違いから、保存場所を異にするがループ の秩序に合致しなくなるのである。さらに、同一書庫内に複数の資 の秩序に合致しなくなるのである。さらに、同一書庫内に複数の資 の秩序に合致しなくなるのである。さらに、同一書庫内に複数の資 の秩序で真重の原則を適用するにしても慎重を要する資料群と言えよ で、ただし、記録媒体の物理的条件によって、保存場所が制約される。 の度合いも違ってくる。

海冊類の場合、形状・大きさ・材質など物理的条件は、時代による変化もあるが、一応は均一化に近いと言える。そのため、書架にに成立した秋田県の文書管理制度では、簿冊を部課係別に類別部目に成立した秋田県の文書管理制度では、簿冊を部課係別に類別部目に成立した秋田県の文書管理制度では、簿冊を部課係別に類別部目に成立した秋田県の文書管理制度では、簿冊を部課係別に類別部目に成立した秋田県の文書管理制度では、簿冊を部課係別に類別部目に成立した秋田県の文書管理制度では、簿冊を部課係別に類別部目に成立した秋田県の文書管理制度では、簿冊を部課係別に類別部目を、旧藩庁簿冊との区別に役立っていた筈である。それゆえ、旧藩庁と県庁の簿冊類の区別に役立っていた筈である。それゆえ、旧藩庁と県庁の簿冊類の区別に役立っていた筈である。それゆえ、旧藩庁と県庁の簿冊類の区別に役立っていた筈である。それゆえ、旧藩庁と県庁の簿冊類の区別に役立っていた筈である。それゆえ、旧藩庁と県庁の簿冊類の区別に役立っていた筈である。それゆえ、旧藩庁と県庁の簿冊類に成立した。

一紙文書の場合は、簿冊類のように書架に配列できない。秋田県

後資料の含有率が最も低くなったものと考えられる。 後資料の含有率が最も低くなったものと考えられる。 後資料の含有率が最も低くなったものと考えられる。 後資料の含有率が最も低くなったものと考えられる。 第であれば、引出しごと文書の出所を区分することも可能である。また、近代的文出しごと文書の出所を区分することも可能である。また、近代的文出文書は 第であれば、引出、文書館の設置以前、総務部文書広報課の記録書庫では、書状など公文書館の設置以前、総務部文書広報課の記録書庫では、書状など

第に区別し難くなったものと推測される。

すなわちコンテクスト情報が極端に不足しているのである。図上のは、右のような情報を記載していない。出所の部課係に関する情報、てある。これに対し、県庁の絵図類(絵図、地図、図面等)の大半県庁の簿冊では、表紙に年代・部課係・類別部目を基本的に記載し保存場所の分散に加え、絵図類に特有の問題も大きく影響した。

は、旧藩庁の絵図類との明確な区別が一層困難になった。の穴だったと言えよう。そのため、形状や大きさの似たグループでる。簿冊に関しては全く抜け落ちていた。絵図類の文書管理は制度上絵図類に関しては全く抜け落ちていた。絵図類の文書管理は制度上絵図類に関しては全く抜け落ちていた。絵図類の文書管理は制度上の穴だったと言えよう。そのため、形状や大きさの似たグループであり、旧藩庁の絵図類との明確な区別が一層困難になった。

れるべき問題を提起したとも言えよう。の事例は、今後、絵図類を多く含む資料群を整理する際に共有化さように保存場所での問題に起因していた。「秋田県庁旧蔵古文書」廃藩置県以前と以後の絵図類を区別し難かったのは、以上述べた

# 二 廃藩置県以後資料の構造分析

### 構造分析の方法

1

の廃藩置県以後資料について構造分析を行う。 ISAD(G)の記述単位レベルを応用し、「秋田県庁旧蔵古文書」

係を出所とする資料の場合、内務部がサブ・フォンド、第二課がサフォンドの各レベルを置ぐ。例えば、秋田県庁の内務部第二課調査で、サブ・フォンド、サブ・サブ・サブ・フォンド、サブ・サブ・サブ・サブ・フォンド、サブ・レベルとし、その下に出所組織の階層に対応し 資料群の階層構造に対応したレベルを段階的に設定している。資料 資料群の階層構造に対応したレベルを段階的に設定している。資料

> レベルである。 ベルに該当する。ここまでは、出所組織のピラミッド型機構を表すブ・サブ・フォンド、調査係がサブ・サブ・サブ・フォンドの各レ

「千秋公園設計関係絵図」のシリーズにまとめられる。(県公園、久保田城趾)の設計という同一活動から作成されたため、「千秋公園設計参考図」「公園地」「秋田県公園絵図」は、千秋公園で、同一の活動から生じたために一つの単位として管理される資料、は、同一の活動から生じたために一つの単位として管理される資料、のまとまりである。例えば内務部第二課調査係を出所とする資料、のまとまりである。

ンド以下とシリーズ以下のレベルを結ぶ作業になる。なる部課係名の下に各シリーズ名を配列する。これは、サブ・フォた資料をまとめ、適切なシリーズ名を設定する。その上で、出所と本稿では、右に挙げた例のように、同一活動から作成・収受され

下レベルの混乱を防ぐためである。 第一に、資料が複数点でも一点でもシリーズを設定した。フォンド以級レベルの下に置く記述単位のレベルは、均一化した方が利用の際に扱いやすい。第二に、県庁の機構改正期ごとに時期区分し、当該の場がである。 「Sal のとでもシリーズを設定した。フォンドのでは、構造分析は『秋田県庁文書群目録』の編成方法に準じた。

範囲で調査した。資料自体の内容を分析した他、県庁簿冊や参考文ては、同一シリーズにまとまる資料の作成背景や作成目的を可能なシリーズの設定方法を具体的に説明しておきたい。設定にあたっ

製二十万分一図(参謀本部陸軍部測量局)」のように、括弧書きで まらないものである。その他、収受・購入した地図の場合は、「輯 属する各資料名が同一のものである。後者は、前者の条件に当ては 前者は、資料名から作成背景や作成目的が分かり、かつシリーズに 料名をそのまま使ったケースと、新たに命名したケースとができた。 献等を調査する必要もあった。また、シリーズ名を設定した際、資

作成元を補足しておいた。

だった。しかし、右の方法でも時期区分を特定できなかった資料が 制度の変遷やインフラの整備が急速に進んだ近代ゆえに可能な方法 併・市制施行等、また鉄道路線・公共建築物等の状況である。 構改正期を特定した。地理的情報とは、郡名・大区小区制・町村合 絵図類の場合は、 から当該の機構改正期を特定した。部課係名も記載されない資料で、 記載されない資料の場合は、部課係名を手掛かりに、その存続期間 料の場合、当該年代の機構改正期を容易に特定できた。作成年代が 六点あり、シリーズを設定するまでに留めた。 次に、時期区分の特定方法を説明する。作成年代が記載された資 図上の地理的情報から年代幅を推定し、当該の機 地方

文書群の件名データ(エクセル)を検索した。関係簿冊さえ特定す の語句(地名、人名、事業名ほか)をキーワードに使い、秋田県庁 していない絵図類も少なからず存在した。この場合は、 作成年代が記載され時期区分を特定できたものの、部課係を記載 絵図類の出所である部課係も特定できた。次節の表2に絵図 表題や図上

> 期の職務分掌を調査検討し部課係を推定した。 ーワード検索で関係簿冊を特定できなかった場合は、当該機構改正 ーズでは、 と簿冊の対照結果をまとめてある。特に 多くの絵図類について関係簿冊を検索できた。また、キ 「論地裁定関係地図」シリ

### 2 構造分析の結果

ド+サブ・サブ・フォンド(+サブ・サブ・サブ・フォンド)を表 係名を職務分課の順に従い配列した。部課係名は、サブ・フォン 文書』を検索できる仕組みである。 約により資料名は省略したが、資料番号から目録『秋田県庁旧蔵古 ーズ名の右欄には、所属する資料番号を記載しておいた。紙幅の制 している。部課係名の下には所属するシリーズ名を配列した。シリ 各機構改正下で時期区分し分割してある。各機構改正下では、 表1「『秋田県庁旧蔵古文書』廃藩置県以後資料の構造分析」 部課 は

田県に移管された絵図のシリーズを多く含んでいる。 で旧県(亀田・本荘・矢島・岩崎県、 表中、明治九年六月一日機構改正期の第一課記録掛は、 江刺・山形県の一部) 府県統合 から秋

件名番号および件名を記載した。 た。また資料名の下に括弧書きで、 ズごとに矢印で関係簿冊の資料名を示し、 ることで、より深い資料理解につながる。 として付した。関係公文書から絵図類が作成された背景や目的を知 表2 「絵図(県C)と簿冊(秋田県庁文書群)の対照」 簿冊に綴じられた関係公文書の 右欄に資料番号を記載し 表では、 絵図類のシリー は、 参考資料

### 表1「秋田県庁旧蔵古文書」廃藩置県以後資料の構造分析

### 明治9年6月1日機構改正期

第一課駅逓掛	資料番号	点数
秋田県管内絵図(国絵図写)	県C-367,163	2
第一課土木掛		
第一大区一小区河川水路絵図	県C-716	1
秋田・土崎港間道路改修関係絵図	県C-184-1~6, 185~186	8
第一課記録掛		
太政官布達書	県B-974~975	2
太政官口達書	県B-958	1
大蔵省通達書	県B-931	1
民部省布達書	県B-945	1
初岡敬治他2名家禄没収伺	県B-959	1
旧江刺県花輪御役所絵図	県C-560-1~3	3
旧江刺県鹿角郡花輪通毛馬内通社寺絵図等	県C-466~558, 561~582, 588,	124
	591~592, 594~597	
旧亀田県庁図	県C-287	1
旧亀田県管轄内絵図	県C-286, 288~289	3
旧亀田城下屋敷分布図	県C-299-1~26	26
旧本荘県管轄内絵図	県C-296	1
旧本荘県管轄由利郡大砂川村小砂川村絵図	県C-301-1~3	3
旧本荘県管内砲台場図	県C-302~303, 308	3
旧矢島県管轄内絵図	県C-281~282	2
旧山形県旧矢島県管轄地絵図	県C-280	1
旧山形県管轄由利郡小国村絵図	県C-304-1~2	2
旧岩崎県庁図	県C-8-1~2	2
雄勝郡図	県C-2	1
雄勝郡村々絵図	県C-3	1
兵部省旧亀田城調査関係絵図	県C-290-1~9	9
旧久保田城廓全図	県C-686	1
改正増訂地方凡例録	県A-223-1~8	8
ジョンストン東西半球図	県C-655, 679	2
日本全図(文部省、宮本三郎編)	県C-658-1~2	2
第一課諸務掛		
明治戊辰戦役賊軍侵入地図	県C-613	1
秋田町火消配置願伺	県B-920-84	1
御役所諸品御預書	県B-506	1
第二課勧農掛		
由利郡西目村沼田村出戸村潟新田村開墾手当下何嘆願書	付県C-306	1
仙北郡高関上郷村水利関係絵図	県C-60	1
第二課勧工掛		
管内鉱山景況及道路測量絵図	県C-240-1~23,703~704,707	26
仙北郡荒川銅山検査図	県C-101-1~14	14
仙北郡川口銅山検査図	県C-74-1~4	4
第三課地租改正掛	THO 004 000 0 000 0	
壬申地券(市街地券)発行調査関係絵図	県C-221~239-3, 314-1~10, 314- 12~315-20, 315-22~317-13	104
壬申地券(市街地券)発行再調查関係絵図	県C-157-1~23, 157-25~87	86
工部省鉱山局阿仁分局所管鉱山地価調書	県C-312, 313-2	2

### 明治9年6月1日機構改正期(続)

が出り一つが、日本の中へ正対		
第三課地理掛	資料番号	点数
旧久保田城郭内土地調査図	県C-254~257	4
秋田郡寺内村招魂社内公園関係絵図	県C-260~264	5
第一大区一小区分測図	県C-638	1
秋田郡土崎湊町道路小路絵図	県C-181	1
秋田郡旭川端浜地6町屋敷絵図	県C-177-1~6	6
山本郡鶴形村・飛根村論地裁定関係地図	県C-129-1~4,628	5
秋田郡独古村・味噌内村論地裁定関係地図	県C-625	1
秋田郡麻生村・増沢村論地裁定関係地図	県C-246-1~6,618	7
秋田郡福川村・払戸村論地裁定関係地図	県C-620	1
旧山形県管轄由利郡鈴村・三森村論地裁定関係絵 図	県C-305-1~4	4
秋田郡真山神社・真山村論地裁定関係地図	県C-700	1
山本郡太良鉱山関係図	県C-127-1~5	5
秋田郡阿仁鉱山鉱脈分布絵図	県C-241-1~6	6
院内鉱山坑夫居住地地租改正参考調書	県C-7	1
鹿角郡大湯村官山入会草刈場分割図	県C-313-1	1
第六課公債掛		
賞典禄支給状況調査関係	県A-197	1
佐竹義隣元家人世代明細帳	県B-920-79	1
士族卒系譜及在住関係	県A-168	1

### 明治11年12月6日機構改正期

77/1111千12/70日1成1再5人正常		
庶務課記録掛	資料番号	点数
大日本府県管轄図(内務省地理局測量課)	県C-682	1
東京府管内全図	県C-386	1
地理課地券掛		
壬申地券(市街地券)発行再調查関係絵図	県C-157-24	1
地理課測量掛		
土崎港船川港雄物川深浅測量図	県C-609~612	4
租税課地理掛		
各郡内官林図	県C-463~465	3
旧秋田藩木山絵図	県C-450~457, 459~462	12
北秋田郡板沢村・川口村論地裁定関係地図	県C-636	1
南秋田郡高岡村・浦山村論地裁定関係地図	県C-632	1
租税課測量掛		
秋田県海岸図(天保年間実測図縮写)	県C-669	1

### 明治14年9月2日機構改正期

<b>勧業課農業掛</b>	資	料	番	号	点数
北秋田郡七日市村秣場林等開墾申請関係絵図	県C-200-1~	~214			22
租税課地理掛					
皇国地誌郡村誌編纂関係絵図	県C-422-1~	~8, 70	1		9
鹿角郡花輪村柴内村・岩手県二戸郡田山村論地裁	県C-653				1
定関係地図	NC 000				
教育課学務掛					
仙北郡第12学区連合村略絵図	県C-44				1
唱歌掛図初編	県C-621				1

### 明治16年6月12日機構改正期

収税課総務掛	資	料	番	号	点数
各国財政参照表(大蔵省主税局本部統計課)	県C-630				1
庶務課地理掛					
鹿角郡宮麓村内旧湯瀬村・岩手県二戸郡田山村論 地裁定関係地図	県C-633				1
由利郡小砂川村他9村・山形県飽海郡吹浦村他1 村論地裁定関係地図	県C-619				1

### 明治18年9月12日機構改正期

庶務課第三部	資	料	番	号	点数
山本郡能代町・落合町論地裁定関係地図	県C-719				1
北秋田郡板沢村・川口村論地裁定関係地図	県C-627				1

### 明治19年9月8日機構改正期

第一部文書課	資	料	番	号	点数
輯製二十万分一図(参謀本部陸軍部測量局)	県C-623				1
東京府内各地五千分一地図(参謀本部陸軍部測量局)	県C-660~	668			9
新撰地誌附図日本高低地図	県C-656				1
第一部庶務課					
由利郡馬場村他22村・西沢村他7村論地裁定関係 地図	県C-631				1
飛島泊地略測図(海軍水路部)	県C-683				1
第二部土木課					
平鹿郡旭川測量絵図	県C-637,	643			2

### 明治23年10月20日機構改正期

内務部第一課庶務係	資	料	番	号	点数
仙北郡神宮寺村・北楢岡村論地裁定係地図	県C-646				1

### 明治26年11月29日機構改正期

内務部第一課庶務係	資	料	番	号	点数
沿岸航路港湾深浅測量図(海軍水路部)	県C-640				1
帝国日本郵便電信線路図	県C-647				1

### 明治29年3月31日機構改正期

	内務部第二課調査係	資	料	番	号	点数
Г	千秋公園設計関係絵図	県C-604-1-	~605,	678		4

### 明治31年4月1日機構改正期

知事官房往復係	資	料	番	号	点数
秋田県内各地及隣県境五千分一地図(陸地測量部)	県C-715-1~	-9			9
秋田県地図	県C-671				1
市販秋田県地図	県C-673				1
内務部第一課庶務係					
震災予防調査会報告第一号附図	県C-624-1~	-2			2
内務部第二課土工係					
千秋公園設計関係絵図	県C-614, 70	)5			2
内務部第四課農事係					
秋田藩林制概要・秋田藩山林制法及習例	県A-222				1
大日本帝国台湾島豫開地形図(台湾総督府民政局 殖産課)	県C-651				1

### 明治31年4月1日機構改正期(続)

内務部第四課商工係	資	料	番	号	点数
沿岸航路港湾深浅測量図(海軍水路部)	県C-639,	641			2
内務部第四課第二係					
秋田石油調査会関係地図	県C-644-1	1~2, 67	74		3

### 明治38年4月25日機構改正期

第一部土木課土工係	資	料	番	号	点数
来満街道他14街道改修費調査表	県C-718				1
第二部学務課					
日露戦争戦利兵器学校社寺頒布趣意書	県C-622				1
第二部社寺軍務課兵事係					
奉天会戦戦闘経過図	県C-681				1

### 明治40年7月15日機構改正期

知事官房 知事官房	資料番号	点数
世界改造地図(第一次世界大戦後)	県0-657	1
大日本輿地図(陸地測量部)	県C-698	1
秋田県地図	県C-650	1
市販秋田県地図	県C-670	1
秋田市地図	県0-652	1
水戸連隊区歩兵第二連隊関係絵図	県0-676~677	2
皇太子行啓時献納品礼状	県C-685	1
内務部庶務課		
第1回国勢調査申告書記入法説明用掲図	県C-626	1
内務部土木課		
千秋公園設計関係絵図	県C-615~616	2
金照寺山公園設計関係絵図	県C-617, 706	2
内務部教兵課		
秋田県地図	県C-654	1
市販秋田県地図	県C-649	1

### 昭和10年2月6日機構改正期

	経済部土木課	資	料	番	号	点数
ſ	徵兵旅費計算用県内里程図	県C-689				1

### 昭和16年2月3日機構改正期

経済部経済課	資	料	番	号	点数
戦時下石油開発関係地図	県C-690				1

### 昭和17年11月1日機構改正期

知事官房人事課	資	料	番	号	点数
北白川宮妃行啓礼状	県B-954				1
経済部商工課					
大東亜産業地図(貿易統制会)	県C-694				1

### 昭和19年7月8日機構改正期

知事官房文書課	資	料	番	号	点数
日本地方別奥羽地図	県C-695				1

### 昭和22年9月1日機構改正期

経済部農業改良課	資料番号	点数
等農作業線図(県農事試験場)	県C-688, 696	2
秋田県水田畑地帯区分図(県農事試験場)	県C-697	1
秋田県農業土地利用図(県農事試験場)	県C-675	1
秋田県低位生産地分布図(県農事試験場)	県C-691~692	2

### 昭和43年4月1日機構改正期

総務部文書考査課	資	料	番	号	点数
歯舞群島・色丹島・国後島及び択捉島全図	県C-721				1

### 機構改正年月日不明

1216-72 173 1 173		
出所部課係不明	資料番号	点数
旧大舘城図	県C-197	1
仙北郡角館常光禅院官軍墳墓之図	県C-96	1
南秋田郡本山門前村赤神社絵図	県C-215	1
河辺郡官林調査図	県C-109	1
秋田県管内 9 郡全図	県C-629-1~9	9
雄物川測量図	県C-680	1
日本語活用分布図(方言)	県C-648	1
正保4年「出羽一国御絵図」写真	県C-608	1

計 658

### 表 2 絵図(県 C)と簿冊(秋田県庁文書群)の対照

秋田・土崎港間道路改修関係絵図		
→ 明治9年6~12月「第一課土木掛事務簿」道路橋梁、水利堤防之部 二番	930103-05400	
(30:県下花立町ヨリ土崎港町迄道路測量ニ付人夫下渡決議)	330103 03400	
→ 明治10年1~7月「第一課土木掛事務簿」道路橋梁、水利堤防之部 一番		
(02:秋田郡寺内村星野直吉外一名二等道路仮普請願)	930103-05401	
(22:秋田郡八橋村ヨリ秋田郡土崎港町迄道路修繕等)	330103 03401	
(26:第一大区秋田郡鉄砲町道路修繕方決議)		
→ 明治10年8~12月「第一課土木掛事務簿」道路橋梁渡船之部 弐番	930103-06290	
(24:県下保戸野表鉄砲町ヨリ花立町境道路修繕決議)	000100 00200	
→ 明治10年「第一課土木掛事務簿」道路橋梁、水利堤防之部 追加二冊アリ 全	930103-05403	
(06: 秋田町ヨリ土崎港ニ達スル道路破壊ノケ所修繕決議)	000100 00100	
→ 明治11年7月「第一課土木掛事務簿」道路橋梁、水利堤防之部 追加 八番	930103-05415	
(07:秋田町ヨリ土崎港町ニ達スル道路修繕)	000100 00110	
秋田郡寺内村招魂社内公園関係絵図		
→ 明治9年1~8月「第三課地理掛事務簿」雑之部 一番	930103-04971	
(20:各公園地絵図面差出方地理頭ヨリ掛合)	000100 01071	
旧秋田城郭内土地調査図		
→ 明治6年4~6月「諸官省進達書扣」		
(194:秋田城郭之儀二付伺 陸軍省宛)	930103-11717	
(248:秋田城郭之儀二付伺 陸軍省宛)		
山本郡鶴形村・飛根村論地裁定関係地図		
→ 明治8年3~12月「第三課地理掛事務簿」雑之部 追加二番	930103-04970	
(20:山本郡鶴形村ヨリ飛根村ニ係ル論地一件)	0.50100 01010	

秋田郡独古村・味噌内村論地裁定関係地図	
→ 明治11年7~9月「第三課地理掛事務簿」雑之部 九番	
(43:秋田郡独古村ヨリ味噌内村へ係ル論地一件)	930103-04999
秋田郡福川村・払戸村論地裁定関係地図	
→ 明治11年7月「第三課地理掛事務簿」雑之部 八番	
(04:秋田郡払戸村福川村論地一件)	930103-04998
院内鉱山坑夫居住地地租改正参考調書	
→ 明治5,9,10年「地理課地籍掛事務簿」雑之部 附録	
(10:管内論地境界設立及鉱山坑夫居住地取調見込ノ件)	930103-04963
土崎港船川港雄物川深浅測量図	
→ 明治12年1~6月「地理課測量掛事務簿」測量之部 一番	
(19:土崎港測量之義二付決議)	930103-04826
→ 明治12年7~12月「地理課測量掛事務簿」測量之部 三番	000100 01000
(11:黒田十五等出仕土崎湊海岸等測量落成二付復命)	930103-04828
北秋田郡板沢村・川口村論地裁定関係地図	
→ 明治14年8~11月「租税課地理掛事務簿」論地之部 二番	000100 04000
(07:北秋田郡板沢村ヨリ川口村ニ係ル村界論和解ノ件)	930103-04932
南秋田郡高岡村・浦山村論地裁定関係地図	'
→ 明治13年10~12月「租税課地理掛事務簿」論地之部 二番	020102 04020
(10:南秋田郡高岡村ト浦山村々界論地ノ件)	930103-04930
北秋田郡七日市村秣場林等開墾申請関係絵図	•
→ 明治15年1,3,8,10,12月分「勧業課農業掛事務簿」育種之部 追加	930103-06560
(15:北秋田郡七日市村畠山忠左衛門外三名ヨリ開墾願)	930103-00300
皇国地誌郡村誌編纂関係絵図	
→ 明治9年1~6月「本県達書留」乙一号	930103-11041
(07:皇国地誌編輯例則 乙第七番)	330103 11041
→ 明治14年10月~15年12月「租税課地理掛事務簿」地誌之部 全	930103-05056
(03:地理局長へ地誌編輯進達延期ノ儀掛合ノ件)	330103 03030
鹿角郡花輪村柴内村・岩手県二戸郡田山村論地裁定関係地図	
→ 明治16年4月「租税課地理掛事務簿」論地之部 二番	930103-04939
(01:本県鹿角郡花輪村外一ケ村ト岩手県二戸郡田山村トニ係ル境界論ノ件)	930103-04939
山本郡能代町・落合町論地裁定関係地図	
→ 明治19年2~3月「庶務課第三部事務簿」地理雑之部 壱番	020102 04040
(02:山本郡能代町ト山本郡落合村トニ係ル境界論地指定之件)	930103-04942
由利郡馬場村他22村・西沢村他7村論地裁定関係地図	'
→ 明治21年8~12月「第一部庶務課事務簿」地籍之部 弐番	020102 04040
(08:由利郡馬場村外二十ケ村秣山境界仕分分類ノ件)	930103-04946
仙北郡神宮寺村・北楢岡村論地裁定係地図	•
→ 明治23年2~10月「第一部庶務課事務簿」地籍之部 全	020102 04057
(03:仙北郡神宮寺村北楢岡分離及両村境界既定ノ義内務大臣へ伺)	930103-04957
日露戦争戦利兵器学校社寺頒布趣意書	
→ 明治40年1~12月「第二部学務課事務簿」雑款 全	930103-03099
(63:戦利兵器頒布主意書ノ件)	920102-02099
徴兵旅費計算用県内里程図	
→ 昭和13年「里程調査原図」	930103-05369

### 3 主なシリーズの概要

たは内容説明を要するシリーズを選択した。 概要を紹介する。紙幅の制約により、資料点数の多いシリーズ、ま、以の(絵図類)について、主なシリーズの作成背景や作成目的の

# 秋田県管内絵図(国絵図写)

いたため、陸上水上交通に関する国絵図の情報を必要とした。み写したもの。第一課駅逓掛が管内の交通運輸と通信を分掌して藩政期に作成された出羽と陸奥の国絵図から、秋田県管内部分の

# 秋田・土崎港間道路改修関係絵図

―新潟の航路で、同年から土崎港に三菱会社の汽船が入港。する道路を改修した際の土木関係絵図。東京―函館―船川―土崎明治九年秋から県庁所在地の秋田と海上交通要衝の土崎港を連絡

# 旧江刺県鹿角郡花輪通毛馬内通社寺絵図等

明治四年十一月の府県統合で秋田県に移管。文書も有り。図も含み、毛馬内通は寺院絵図が多く居屋敷諸役免地図も含む。通の村々から提出させた社寺絵図。花輪通は神社絵図が多く除地廃藩置県以前、江刺県花輪御役所が鹿角郡花輪通ならびに毛馬内

# 兵部省旧亀田城調査関係絵図

郭を陸軍省管轄として入札払下げを告示したことと関係か。の籾蔵や弾薬庫ほか諸施設を調査した際の絵図。同年六月に旧城明治五年、兵部省官員が、旧亀田城(旧亀田県から秋田県に移管)

# 壬申地券(市街地券)発行調査関係絵図

町治五年に大蔵省が壬申地券交付を布達した際、それまで無税地明治五年に大蔵省が壬申地券交付を布達した際、それまで無税地明治五年に大蔵省が壬申地券交付を布達した際、それまで無税地明治五年に大蔵省が壬申地券交付を布達した際、それまで無税地明治五年に大蔵省が壬申地券交付を布達した際、それまで無税地明治五年に大蔵省が壬申地券交付を布達した際、それまで無税地

# 壬申地券(市街地券)発行再調査関係絵図

七大区を網羅して残る。
に再編された時期(明治六年九月~十一年十二月)に作成され、に再編された時期(明治六年九月~十一年十二月)に作成され、失した後、再調査して作成された絵図。秋田県が七大区四八小区明治六年八月の県庁舎火災で、市街地券発行調査の絵図を大半焼

# 旧久保田城郭内土地調査図

陸軍省管轄地と境界を明確にするため土地調査をした際の絵図。開墾地が存在。城郭内居住者に壬申地券を交付した後、城郭内の旧久保田城(秋田藩)の城郭内には、藩政期から藩士の拝借地や

# 秋田郡寺内村招魂社公園関係絵図

景勝地・旧跡として公園に制定。
二年に最後の藩主佐竹義堯により創建、六年に大蔵省の達に従い図に近傍の景況を描き入れ提出した絵図の控。寺内村の招魂社は、明治九年三月の内務省地理寮からの通達に対し、各所公園の実測

### 論地裁定関係地図

地など一五か所分。 地など一五か所分。

### 銅山検査図

等の採鉱を委任された。が破産し、県が従業者救済のため、荒川、川口、院内、平良鉱山が破産し、県が従業者救済のため、荒川、川口、院内、平良鉱山された図。明治七年に県内で広く鉱山経営していた京都の小野組仙北郡川口銅山と荒川銅山につき、県が検査を実施した際に作成

### 管内鉱山景況及道路絵図

と各鉱山に至る道路の測量図。 県内に存在した工部省直轄鉱山および県採鉱委任鉱山の景況絵図

### 秋田郡阿仁鉱山鉱脈分布図

;――。 三枚、萱草、市之又、小沢)の鉱脈分布状況(砒通)を描いた断工部省鉱山局阿仁分局が所管した阿仁六か山(二之又、真木山、

# 土崎港船川港雄物川深浅測量図

は汽船入港の障害になっていた。面。藩政期以来、港内が雄物川の流砂で浅くなり、明治十年代に明治十二年四月から七月に実施された深浅測量で作成された図

# 皇国地誌郡村誌編纂関係絵図

した控。南秋田郡新城郷六か村と同郡五十町村の分のみ残る。六分の縮尺で作成された村図。村誌に付して内務省地理局に提出明治六年六月の「皇国地誌編輯例則并着手方法」に基づき、一町

### 千秋公園設計関係絵図

作庭家長岡安平の名声を高めた。金照寺山公園も長岡の設計。十四年の改良設計絵図も残る。千秋公園は全国的な評判を呼び、関係絵図。明治二十九年の築庭時の他、三十五年、四十一年、四東京府土木掛の長岡安平が、県の依頼で築庭した千秋公園の設計

# 震災予防調査会報告第一号附図

耐震度を調査した結果を図示したもの。同会から各府県に送付。置した研究機関。第一号附図は、国内各地の鉄道線路や橋脚等の震災予防調査会は、明治二十四年の濃尾地震を契機に文部省で設

### 秋田石油調査会関係地図

同調査会が参考資料として購入したと推定。協力で秋田石油調査会を設立。市販の油田地図や地質図であり、秋田県では三十四年に新潟県を先進地調査し、翌三十五年に官民明治二十年代、新潟県で石油開発事業が進み、地元企業が発展。

# 来満街道他14街道改修費調査表

鹿・大間越・酒田・院内矢島間・矢島)並びに雄物川河口改修第目・大覚野・荒川・角館・本荘大曲間・湯沢・西・角間川・男明治三十四年十二月の県会で、来満街道他一四街道(阿仁・五城

記載する調査表。『秋田県歴史資料目録』第一集に追加時、C分一次五か年計画を決議。街道改修の工事費五か年分を年度ごとに

### 奉天会戦戦闘経過図

類

会戦と三月の奉天会戦で夥しい死傷者を出した。時、秋田歩兵第一七連隊は第八師団に所属し、同年一月の黒溝台明治三十八年二月下旬から三月十日に至る戦闘経過図。日露戦争

# 水戸連隊区歩兵第二連隊関係絵図

った水戸の縁もあり寄贈された可能性。 茨城県知事の森正隆が秋田県知事に転任した際、佐竹氏の故地だ茨城県知事の森正隆が秋田県知事に転任した際、佐竹氏の故地だ

# 徴兵旅費計算用県内里程図

徴兵事務の必要から準備したと推定。まとめた「里程調査原図」を元に作成。前年に日中戦争が勃発し、徴兵旅費を計算する目的で、昭和十三年に県が各町村に照会して県内各郡において町村間の里程を小径に至るまで調査した地図。

### 結びにかえて

を提供した。出所となる部課係の明確化は、資料の歴史的位置付け旧蔵古文書」の約四分の一を構造分析し、資料のコンテクスト情報以上、明治二十三年から大正十五年まで、本稿では、「秋田県庁

に関しては作成背景や作成目的の概要も紹介した。の簿冊との関係も可能な範囲で明らかにし、絵図類の主なシリーズを理解するために重要である。また、『秋田県庁文書群目録』収録

際に一助となれば幸いである。 (古文書班 しばたともあき) 本稿が、「秋田県庁旧蔵古文書」の廃藩置県以後資料を利用する

### 註

- 古文書(秋田藩関係文書Ⅰ)』(二○○九年)一頁 古文書(秋田藩関係文書目録第6集資料群目録1『秋田県庁旧蔵
- 第十七号、二〇一一年)を参照 竹文庫』の資料構造と形成・伝来過程」(『秋田県公文書館研究紀要』(2)「佐竹文庫」は秋田藩主佐竹宗家の資料群。詳細は、加藤昌宏「『佐
- (3) 笠谷和比古『近世武家文書の研究』(法政大学出版会、一九九八年)
- 文書館研究紀要』創刊号、一九九五年)(4) 菊池保男「館蔵資料の伝来と再整理についての覚書き」(『秋田県公
- 第三号、一九九五年十月)(以下、伊藤報告①) 伊藤勝美「貴重文書書庫収蔵資料の概要」(「秋田県公文書館だより」
- 九六年四月)(以下、伊藤報告②) (6) 伊藤勝美「秋田県庁文書」(「秋田県公文書館だより」第四号、一九
- 紀要』第五号、一九九九年)(以下、佐藤論文①) 佐藤隆「古文書課所蔵の絵図資料について」(『秋田県公文書館研究
- 紀要』第十六号、二〇一〇年)(以下、佐藤論文②)(8) 佐藤隆「『秋田県庁旧蔵古文書』について」(『秋田県公文書館研究
- (9) 佐藤論文② 四八頁
- (10) 佐藤論文①

# (11) 『秋田県庁旧蔵古文書(秋田藩関係文書Ⅰ)』四日

### (12) 佐藤論文②

(3) 福田千鶴『大名家文書の構成される「複合文書」とした。 を開発(こ)(2) 研究報告書、国文学研究資料館史料館、二〇〇三年) を研究(こ)(2) 研究報告書、国文学研究資料館史料館、二〇〇三年) を研究(こ)(2) 研究報告書、国文学研究資料館史料館、二〇〇三年) は、史料館所蔵の津軽家文書を、藩政期の家伝記録と藩庁記録、廃藩後の家政文書の構造と機能に関する基礎的研究―津軽家文 からの流入文書から構成される「複合文書」とした。

### (14) 佐藤論文①

- 期については今後の課題とした。
  二〇〇四年)その後、伊藤氏が近世前中期の職制を分析したが、後抄』の分析を中心に―」(『秋大史学』第五〇号、秋田大学史学会、抄』の分析を中心に―」(『秋大史学』第五〇号、秋田大学史学会、
- (6) 高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」(『利田県公文書管理制度の確立にのいて」(『同』第十一号、二〇〇五年)、「明治後期秋田県の成立について」(『同』第十号、二〇四年)、「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」(『同』第十号、二〇二年)、「昭県の職務分課の変遷について」(『同』第十号、二〇二年)、「昭県の職務分課の変遷について」(『秋田県公文第十一号、二〇〇五年)、「明治後期秋田県の職務分課の変遷について」(『秋田県公文第十一号、二〇〇六年)
- (汀) ISAD(G)は、General International Standard Archival Descriptionの略。「国際標準記録資料記述 一般原則」。国際文書館評議会(ICA)により一九九四年に公表され、第二版が一九九館評議会(ICA)により一九九四年に公表され、第二版が一九九方でルチレベル記述を特徴とする。
- 二〇一一年)(18) 『秋田県庁文書群目録』第一~八集(秋田県公文書館、二〇〇四~(18)
- ーカイブズとしての歴史的位置付けが決まる。(9) 市販の地図であっても、購入した組織や個人の使用目的によってア

### (20) 菊池、前掲論文

### (21) 伊藤報告②

- 究「近世地域アーカイブズの構造と特質」第四回研究会) チの可能性―」(国文学研究資料館平成二十二~二十四年度基幹研(22) 大友一雄「藩庁文書の引継ぎ―編成記述のための歴史学的アプロー
- 論文②で伝来ルートを六つに分けて整理している。家伝記録と藩庁文書を合わせた秋田藩の大名文書については、佐藤

23

- 職員の回顧談)

  ・ の四五九)昭和二十五年十一月二十四日「秋田魁新報」夕刊に掲載の四五九)昭和二十五年十一月二十四日「秋田魁新報」夕刊に掲載の四五九)昭和二十五年「県庁所蔵貴重資料展関係書類」(九三〇一〇三―五
- ○四五九) ○四五九)
- (27) 「出羽一国御絵図」(県C―六〇三)
- かれた近世秋田の地理―』、秋田県立博物館、一九九六年)(28) 菊池保男「公文書館所蔵の絵図について」(図録『絵図をよむ―描
- (29) 文政十年 (一八二七)、十代藩主佐竹義厚の時に軸物に改装された。
- 庁書庫内の調査にも同教授が関わったものと推測される。 秋田大学学芸学部の半田市太郎教授が協力依頼されたことから、県(30) 昭和二十五年十一月と十二月に開催された古絵図と古文書の展示に
- 能性もある。 時の「古文書」には明治期以後の県庁簿冊まで範囲に入れていた可時の「古文書」には明治期以後の県庁簿冊まで範囲に入れていた可(31) 現在、「秋田県庁旧蔵古文書」の総数が二、七〇五点であり、この
- ○四五九) 「世に出る三百年前の地図」(昭和二十五年十一月十九 昭和二十五年「県庁所蔵貴重資料展関係書類」(九三○一○三―五

 $\widehat{32}$ 

- 日 「読売新聞」)
- 「秋田魁新聞」夕刊 (33) 昭和二十五年十一月十九日「読売新聞」「河北新報」、同二十四日
- で開催予告を報せ、県内著名人三○名を集め座談会も開いた。(34) 市町村、学校、公所に展示の開催案内を送付した他、新聞やラジオ
- (35) 昭和二十六年六月十四日、総務部文書課から知事室文書課に機構改た書類の中にあり、一般には公開されていない。 おお、「古文書目録」が完成した。なお、「古文書目た書類の中にあり、一般には公開されていない。
- (36) 佐藤論文②
- (37) 高橋実『文書館運動の周辺』(岩田書院、一九九六年) 一九頁
- 年八月一日に総務部文書統計課に機構改正された。(38) 昭和二十八年一月二十四日に知事室文書課から総務部文書課、三十
- (39) 佐藤隆「秋田県公文書館における地域史料の調査と収集」(『秋田県
- (40) 佐藤論文②
- 図」の文化財指定が関係していたとも推測される。 総図」は、その後、県立秋田図書館に移管された。「出羽一国御絵収録されていた六〇二番「出羽七郡絵図」と六〇三番「出羽一国御収録されていた六〇二番「出羽七郡絵図」と六〇三番「出羽一国御収録されていた、四年」二十六年「古文書目録」に、「秋田県歴史資料目録」第一集(秋田県歴史資料収集協議会、一九
- 八五〇㎜×二九八㎜) (二七五㎜×一、六七二㎜×二五六㎜)、軸第三号箱(四六六㎜×一、(二七五㎜×二九八㎜)
- ョンが置かれたのは明治十一年から十九年までである。 ○三─○四九九九)には、秋田郡独鈷村と味噌内村の論地裁定関係(3) 明治十一年七~九月「第三課地理掛事務簿」雑之部九番(九三○一回九十一年七~九月「第三課地理掛事務簿」雑之部九番(九三○一

- 三十四年十二月七日に新築庁舎(秋田市山王、現庁舎)へ移転した。(44) 昭和三十二年八月十二日に県庁舎(秋田市中通)が失火で焼失し、
- 会、一九六五、一九六六年) 会、一九六五、一九六六年) 《秋田県歴史資料目録》第二集、第三集(秋田県歴史資料収集協議
- って、古文書整理への導入が具体的に検討された。は、一九八〇年代半ば、安澤秀一氏、大藤修氏、安藤正人氏らによ編、二〇〇三年)二五八頁 「出所原則」と「原秩序尊重の原則」(4) 『日本のアーカイブズ論』(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
- 庁書庫の書架配列を模範にしたと推定される。 一○一一年)明治四十四年に県庁内務部が管内郡役所を巡察した際、 一○一一年)明治四十四年に県庁内務部が管内郡役所を巡察した際、 作成の巡察報告書の分析─」(『秋田県公文書館研究紀要』第十七号、 出稿「秋田県における郡役所の文書管理状況について─県庁内務部

47

- (4) 拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」
- 秋田県の文書管理制度の確立について」(5) 拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」「明治後期
- 研究会編訳、北海道大学図書刊行会、二〇〇一年)一六~一七頁(51) 『記録史料記述の国際標準』(アーカイブズ・インフォメーション
- 同 三一~三二頁

52

- をスモール・フォンドとした。いては、全体をビッグ・フォンドとし、機構改正で時期区分した群書館研究紀要』第七号、二〇〇〇年) 経年変化のある資料群につい、 拙稿「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」(『秋田県公文
- の街道改修関係のシリーズを収録(34) 『秋田県庁文書群目録』第四集 一四六~一四八頁、来満街道ほか

# 秋田県公文書館における普及活動の進展

奈

### は じ め に

後の当館における普及活動のあり方について考察する 及事業である「県政映画上映会」での取り組みについて紹介し、 報担当」として取り組んだ業務内容について、第三章では当館の普 みと今後の課題について述べるものである。第一章から第二章にお いて「公文書班齋藤・古文書班太田」(以下、 本稿は、平成二十三年度の当館における普及活動の新たな取り組 筆者)が「普及・広

# 「普及・広報担当」の設置

大きかった。

を課題としてあげた。 張する一方で、普及活動は館として組織的・計画的に取り組むこと るために、その入り口である講座・展示等の普及活動の重要性を主 文書館講座の試みを通して―」において、閲覧室利用者を増加させ 太田は前稿「秋田県公文書館における普及活動の現状と課題―公

> 的活動方針について検討するため諸氏の論文を拝読した。中でも普 チの定義と活動の一試論を述べた清水義仁氏の論文に学ぶところが の具体的な方策を探っていくという方向性が確立した。 及活動の方法として五つの項目を示した白井哲哉氏や、アウトリー これにより両班にまたがる業務が可能になったことに加え、各事業 (各班)間の連携を推し進めながら、館をあげての普及・広報活動 一普及・広報担当」(以下、「担当」)が新設され筆者が任命された。 さて、「担当」に就任し、業務に取り組むにあたり、筆者の基本 新体制となった平成二十三年四月、 太齋 田藤 当館の一分掌として 研美

に「存在を知ってもらう」ための方法を模索することにした。 にて公文書館掲示スペースのポスター・チラシ等を眺めている人 いう特徴をもつ。その図書館利用者の中には、エントランスホール 当館閲覧室は秋田県立図書館閲覧室とワンフロアー体形であると まず、清水氏の定義同様、筆者は「公文書館の存在を知らない人」 図書館から公文書館閲覧室に来て中の様子を見回す人、壁面に

うした人たちに公文書館を知ってもらうためのきっかけとして、さ 館等で偶然当館の刊行物等を手にした人も多く存在するだろう。こ ていないものの、ホームページ等で当館関係の情報を得た人や、 政映画DVDに興味を示し鑑賞する人もいた。一方、直接来館はし 展示している「出羽 らに魅力的な仕掛けをする必要性を感じた。 また、昨年度までは閲覧室展示スペースで常時放映していた県 一国御絵図」を観覧する人が少なからず存在す 他

度は、まさに館をあげての「情報発信」に取り組む体制が整った年 ることは、太田が前掲論文において主張したが、展示・講座以外で アウトリーチ活動におけるミニマム・エッセンスに関して、「担当」 発信」の充実こそ重要であろう。そして「担当」が設置された今年 も当館の存在や活動を知ってもらう方法として、両氏が言う「情報 示・講座等への新規参加により、閲覧室利用者の増加に期待が持て としての筆者の役割は「情報発信」に重点がおかれると考えた。展 次に、清水氏の主張する「情報発信」「展示」「講座・講演会」の

# 「普及・広報担当」としての取り組み

てもらう。そのために今できる普及活動は何なのかを探ることから 「担当」の活動は始まった。 秋田県公文書館を知らない人に存在を知ってもらい、 興味を持つ

> だすための環境整備であり 覧室の新たな活用方法を見い えることにした。ひとつは閲 の任務を次の二つに分けて考 夫」や「配架本の整理」 これには「掲示スペースの工 の推進」があった。筆者はこ つに「公文書館閲覧室利活用 として指示されたもののひと さて、筆者への当面の職務

### エントランスホール掲示スペース

覧室展示スペースの効果的活 」「閲

動であり、これには「ホームページの整備」や「県職員ブログへの 部」の双方に活動対象を置くことによって、総合的な「情報発信」 あげられる。いわば、 投稿」「利用案内リーフレットの更新」「閲覧室案内の充実」などが 用」などがあげられる。他のひとつは閲覧室利用に向けての広報活 につながると考えた。 公文書館閲覧室を中心とした「内部」と「外

ある。 以下は手探りながらも小さな一歩からはじめた取り組みの紹介で

る。二階閲覧室につながる一階エントランスホールにある掲示スペ 秋田県公文書館は秋田県立図書館と施設の多くが共用となってい ①エントランスホールと閲覧室の掲示スペースの工夫 秋田県公文書館における普及活動の進展



して利用している 掲示物の貼り出しスペースと スと閲覧室壁面を当館の広報

主として当館の事業案内・

配分されている。

このスペー

ースも同様にそれぞれの館で

「利用案内」 う点ではどちらも同様だが められてるエントランス掲示 あらかじめ貼り出し範囲が決 刊行物を中心に貼り出しを行 スペースに比べ、閲覧室はそ

た。

である。 化を図り、 態を解消するために、掲示物の大きさの統一・貼り出し場所の集中 てきたため掲示の統一性が無く、散漫な状態に見えていた。この状 の時点で空いている壁面にそれぞれの事業担当者が貼り出しを行っ かりやすく、また必要とされる場所にあること」を考慮した試みで ていたものであり、その存在に気付かない様子も見受けられたもの 離れた閲覧室中央部の柱に、 を受付カウンター脇に移動した。これは今まで受付カウンターから 「利用者が必要とする情報・利用者へ提供した情報が、 最初に利用者が必要とする『利用案内』 かつ利用者の目線より上部に掲示され 『閲覧室案内図』

②配架本の整理

史については当館所蔵分で刊本が揃っていないものも多く、配架の これを修正し利用者のとまどいをなくすよう対応した。県内市町村 変更により、棚表示と現在開架している資料の相違も見られたため、 書館施設の研究紀要等を開架している。 ないものについては隣接の図書館閲覧室の利用を促す掲示を行っ め い県内外市町村史については複数の書架に分かれていた配架をまと 閲覧室には所蔵資料(複製本)の他に行政刊行物・全国 利便性を考え地域別に配架整理を行った。 中でも利用者の利用度の高 度重なる配架場所の (公) 文

平成十七年度より当館閲覧室の一角を利用して行ってきた事業に ③閲覧室展示スペースの効果的活用



展示であった。 覧室展示] 替えがあるものの、この ヶ月から半年と不定期な展示 域展示等を実施してきた。二 実施する『企画展』 七地域に区分して紹介する地 月から後期展示と各一ヶ月間 示資料の再展示、秋田県内を 八月下旬から前期展示、 『閲覧室展示』 がある。 は閲覧室内の常設 約六㎡の壁面 の過去展 毎年 閲

形状と狭さが掲 な資料を制限してしま を主とするスペー 近年は展示の独創 宗可 · スの 図書館長室 読書推進室 会議室1 特別展示室 ロッカー室 6 公文書館 閲覧室

に恵まれたスペースで 空間は来館者が閲覧室 性と新鮮さを失いつつ 目にするという好条件 に入室する際に最初に しかし、 この

2 階平面図(右:公文書館閲覧室 左:県立図書館閲覧室) 図書整理室 公文書館研修会議室 鉄話コー 閲覧室入口 えほんのへや TEST I 非常階段 図書館閲覧室 特別開覧室1 特別開覧室2

方法を検討することとなった。 を決定した。さらなる有効活用ができないか、 あり方等を考えた結果、 閲覧室展示を含めた展示スペースの見直 全職員で多様な活用

覧室内での普及活動 状と展示に限らない あることから、この現

閲 0

### ④ホームページの整備

が難しい。ただ、そのような縛りがある中でも、 設されている当館ホームページは独自の個性や特色を発揮すること 目をチェックし、 しい情報を探しやすいホームページ作成を目指した。 秋田県のホームページの様式が県庁一律であるため、 情報の整理や更新等を行った。 閲覧者が見やすく、 収蔵資料や刊行物 全体の各項 その中に開



### 秋田県公文書館ホームページトップページ

ターネットを活用した広報 の貴重な媒体である。 にとっては情報を得るため

イン

来館を検討している利用者

県外から資料を求めて

る目録を掲載しているた の紹介と共に検索機能

の

あ

考えられる。

【資料1参照】

工夫・改良の余地があると

動を進める上で、

さらに

『美の国あきたネット』

内

秋田県公式ウェブサイ ⑤県職員ブログへの投稿

ブログへの投稿を今年度より開始した。 で元気に!』 した秋田 より身近で」 ⑥利用案内リーフレットの更新 の所蔵資料や普及事業を中心に紹介している。 に馴染みの無い若年層にも受け入れやすいという利点がある。 の内容がやや堅めなことに対し、 のホッ は 「親しみやすく」「気軽に読める」 「秋田県職員が、 な情報を発信する秋田県のサイト」である。 業務であるいはプライベートで接 日記形式で語られるブログは ホームページに掲載される 0 秋田県職員ブログ 記事を作成し、 【資料2参照 秋 この 当 田

当館 情報

館

や内容にとらわれない、利用者目線で考える利用案内の更新を計画的、施設を強く印象づける広報媒体としては大きな存在である。当態ではない。利用案内は初めて来館したお客様が手にするものであい、施設を強く印象づける広報媒体としては大きな存在である。当態を知ってもらうためにどのような情報を載せるか、利用者が知り能を知ってもらうためにどのような情報を載せるか、利用者が知りではない。利用案内は初めて来館者のニーズに応えられている状経ではない。利用案内は初めて来館者用利用案内リーフレットは平成十九年に作成された当館の来館者用利用案内リーフレットは平成十九年に作成された当館の来館者用利用案内リーフレットは

### ⑦閲覧室案内の充実

中である

ガイド団体や歴史研究会など数団体の見学受入れを行った。 また、平成二十三年度に当館では県内外の生涯学習ボランティア

信を行うかという大きな目安になる。今年度の受入れ団体の中には、ジや知りたい情報を把握できるため、今後当館がどのような情報発示したかという反応は、一般の利用者が持つ「公文書館」のイメー見学者からの質問や、こちらのどのような説明に見学者が興味を

と考えている。と考えている。

が多いということである。

に、必要なものはいずれは大きな普及活動につながると思われる小が対象にした公文書館を知らない人に対しての活動を考えたとき講座、刊行本製作等の目に見えるものが主体となる。しかし、筆者公文書館における普及事業として挙げられるのは、やはり展示や

の小さな活動である さな工夫・改良といった基本的な活動ではないかという判断をし まずは「公文書館ってどういう施設?」の質問に向き合うため

### Ξ 県政映画上映会における様々な試み

画展」 文書班が担当し齋藤自身も企画・運営等に携わった「県政映画上映 の論文・記録や彙報を参照していただくこととし、この章では、 ついて理解をしていただいたと思われる。詳細についてはそれぞれ 規参加者は今回の参加により、少なくとも公文書館の存在や活動に ぞれの専門職従事者や研究者に多数参加いただくことになった。 が企画や広報に工夫をこらした成果である。当紀要に掲載した「企 参加者が増加するという実績がいくつかあった。それぞれの担当者 会」での試みについて述べることにする。 今年度は「担当」以外の普及活動においても展示・講座等で新規 や「徳川林政史研究所公開講座」もそのひとつであり、 それ

閲覧室で提供している 映画館で本編映画の前や幕間に上映されていた。この 技術等あらゆる分野にわたり県民に情報を提供することを目的に ョン付きの映像資料である。県政のPRだけでなく、生活・文化 当館では保存するとともに利用者がいつでも視聴できるように 「県政映画」とは、 昭和三十年から秋田県で制作されたナレーシ 「県政映画

> 念日」八月二十九日(開催日は記念日直近の日曜日である八月二十 く機会として平成二十一年に立ち上げた普及事業が「県政映画上映 いて、様々な新しい普及活動に挑戦した。 八日)と、「文化の日」十一月三日に行われた今年度の上映会にお 会」である。明治四年の廃藩置県により秋田県が誕生した「県の記 この「県政映画」をスクリーンで上映し、大勢で鑑賞していただ

①「映画館で一般の映画を楽しむように」

の補足映像を差し込みした一本のDVDに映像の再編集を行った。 映像の遮断を防ぐため、今年度はタイトル・映像の作成年月表記等 像資料をDVDの入れ替えにより上映していた。この入れ替え時の 「県政映画」は一本十分の短編映像であり、上映会では五本の映



平成23年11月3 「県政映画上映会」 日

のDVDを前半・後半に分 ナレーションである。一本 のが職員による上映会中の ラム」や、映像中に流れる 載のあった「本日のプログ 事前配布のチラシにのみ掲 また、A4判四頁のパンフ みの三点目として行われた 載した。そして、新たな試 レットを作成し、前年度は ナレーションの採録等を掲

いとした。 会で見られるのか」と来場者に資料への期待感を持たせることを狙ついての簡単な説明を行うことで、「どんな映像資料が今日の上映離し、前半開始前・前半終了後・後半終了後に上映する映像資料に

って欲しいという担当者の思いから実施したものである。って欲しいという担当者の思いから実施したものである。この三点の試みは「公文書館所蔵の貴重な映像資料を、映画館でこの三点の試みは「公文書館所蔵の貴重な映像資料を、映画館でて欲しいという担当者の思いから実施したものである。

### ②広報活動における新たな工夫

連した資料を織り込んだ。<br/>

連した資料を織り込んだ。<br/>

なく、新聞の中でもより読者に近い情報や読者投稿を掲載している(従来より行ってきた新聞への広報掲載は「総合」「社会」面では

「催事情報」面に依頼した。また、ラジオによる広報は開催日間近に放送される県政ラジオ広報番組を活用した。ラジオ局アナウンサーとの対談という形式や、語りかけ口調での放送は聴く側に柔らかい印象を残した。この新聞とラジオの広報効果は大きく、開催後のアンケートで開催を知った理由として多数の回答が挙げられていたに放送される県政ラジオ広報番組を活用した。ラジオによる広報は開催日間近

### ③小さな普及活動の効果

上記に挙げられた県政映画上映会における活動は、昨年度まで実施された三回の上映会を通じて見えた課題、集客層の分析、来館にして、このような上映会担当者の小さな活動が大幅な来館者増につして、このような上映会担当者の小さな活動が大幅な来館者増について、このような上映会担当者の小さな活動が大幅な来館者増について、このような上映会担当者の小さな活動が大幅な来館者増について、このような上映会と担当者の小さな活動は、昨年度まで実施された。

用者増への流れにつなげることが今後の課題と言える。て公文書館を知り、所蔵資料に興味を持った来館者を今後の閲覧利上映会自体は年数回の普及事業であるが、このような事業を通し

### おわりに

「担当」の設置から始まった平成二十三年度の普及活動であるが、当館の班ごとの業務分掌にこだわらない、館横断的分掌である

小さな活動の重要性を再認識させた。 に限らず、それぞれの担当者に事業運営への自信や意欲を持たせ、されてきた小さな活動が大きな効果を生み出した実績は、「担当」といても新たな取り組みとして活動の輪が広がった。今まで見落とおいても新たな取り組みとして、この一年を通して既存事業に「担当」の小さな活動を起点として、この一年を通して既存事業に

(公文書班 さいとうなみ)でとして掲げるとともに、新たな普及事業の模索への一考としたい。 これを「担当」として一年目の活動を振り返るに当たって、「公文書館を知ってもらう」の次のステッを振り返るに当たって、「公文書館を知ってもらう」の次のステッを振り返るに当たって、「公文書館を知ってもらう」の次のステッとして掲げるとともに、新たな普及事業で来館者を一時的に増やこの小さな「普及活動の芽」を絶やさぬよう、またさらに大きくこの小さな「普及活動の芽」を絶やさぬよう、またさらに大きく

(古文書班 おおた けん)

### 註

- (1) 『秋田県公文書館研究紀要』第十七号 (二〇一一年)
- 学』上巻 柏書房 二〇〇三年)(2)『文書館の利用と普及―利用者の観点から―』(『アーカイブズの科
- 会 二○一一年)中心として─』(『アーカイブズ学研究№十四』日本アーカイブズ学の『アーカイブズにおけるアウトリーチ活動論―大学アーカイブズを

### 資料1



豊の国ネタンホーム>新羅官事内>数発信>公文書館>新養情報 島の国ネタンホーム>新羅官事内>数発信>公文書館>提出映画

[2011年12月21日登録]

### 平成23年度「県政映画」上映会のご報告

~たくさんのご来場、誰にありがとうございました!~

今年度も8月28日(日)と11月3日(末)文化の日に、 「集政映画」上映会~懐かしき昭和30年代の我が秋田~ を、曲館3階多目的ホールにて開催しましたので、ご報告いたします。





「長良味島」上映会 - 本・ボランス・ボータ ・第2回上映会:11月3日(本)文化の日

HAHRIE

- お客様のご思想をいくつかご紹介します。
  ・「昭和34年は就難した年であり、非常に誰かしく思った。負を時代があったと回想している。170代、男性、 「後知義の歴史のからを見ているようで、たいへん感動した。今後も 続けて上映して近しい。160歳以上、男性) 「30年代の秋田の天気を書配した。自然の恵みを来げ、人々が協力 しおう妻がとても印象的、すばらしい全面だ。160代、男性)

- 「今回で3回目だが、珍しい秩俸はかりできを強かしく得見した。次回 は毎日も見せたい。」(70代、男性) ・「相知30年代表中から美なり、京康、政策と、50年前を思い起こす 責責を記録だと思った。(70代、男性) ・「相知30年代の多しい発音が、最かしく得見した。次回も是年間だい。」

- 「相称30年代の参し、映画会、集かしく得見した。次間を是非難だい。」 (フの代、男性) 「集かしかった。音はこうも人がいっぱいで、改めて今日の人口減少が よかしい。」(フの代、男性) 「私も環体になかって帰事っていたので都無量。」(60代、女性) 「高取30年代の株子が大変を変きとともえられていて、発展していく たいう力能さを感じた。」(60代、男性) 「他かし、作業していく姿を振て、風味を思い出し着やされた。」 (フの代、男性)



おかげさまでたいへんご好評をいただきました。

特に文化の日の上映会では午前午後ともほぼ満席になり、複数の報道権 関も取材に訪れ、会様はこれまでにない熱気に包まれました。この日の上映 会の様子は、AKT枚田テレビ「スーパーニュース」や秋田魁新報などで、大き く取り上げられました。



来年度も「集の記念日」(8月20日)と文化の日に合わせて上映会を開催 する予定ですので、皆様のご未填を心からお待ちしております。

◎ ダウンロード

- 8月28日(日)「集査映画」上映会~懐かしき回和30年代の意が牧田~パ
- ンフレット(924KB)(PDF文章)

   11月3日(末)「県政映画」上映会〜懐かし声昭和30年代の程が牧田〜パ ンフレット(1078KB)(PDF文章)

進仕資料を思るためにはビューワソフトが必要な場合があります。詳しくはこちらを ご覧ください。

### 資料 2

### 県職員ブログ「秋田で元気に!」 akitapref.exblog.jp



秋田県職員が、業務である いはブライベートで接した秋 田のホットな情報を発信する 秋田県のサイトです。県公式 ホームベージ美の国あぎる ネットとともにご愛読くださる ようお願いします。

### by akitapref

< January 2012 >

S M T W T F S 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

美の国秋田ネット



www.wssrr ドッ あきたファン・とヨム シカdeゲンキ

アンカ回ケンキ 具体水産 こまちチャンネル でまちが少くなり CHICHANNEL

KOMACHI CHANNI あきた食の国ネット

秋田のグリーンツーリズム 美。山大川・桃。郷、・

秋田の道路情報



(予和田外司専 『のみびり雑様型 中利地域観光ブログ

まるっと鳥海

仙北地域振興局の観光ブロ グ



秋田元気ムラ!

あきたのだねなん うべきてたんせ! あきた元気ムラ! アクセスカウンター

2008.10.28~

累計: 01427463 本日: 0570 昨日: 1071

by UNFINISHED

### 古文書を読んでみませんか?

古文書を学んだことがないというK子職員が古文書解読に挑戦しました。 皆さんも挑戦してみてください。



いかがでしたか?

K子職員の解読状況は次のとおりです。●は読めなかった文字、青字は間違って 読んでしまった文字です。

出羽国秋田山本●●山●平廉

雄勝六郡弐拾万石小野●河内

●●●●内●●八百石余●合

式拾万五千八百石余(目録●別紙)事如前々

充・・・金・領知・状如件 客な四年四日エロ 御花り

寛文四年四月五日 御花押

秋田侍従●

全86文字中、読めなかった文字は19文字、間違って読んだ文字は3文字。64 文字は正解ですから、初めての割にはなかなかよく読めています。

さて、このあとわからなかった文字とこの古文書の内容について学習の開始です。

古文書特有のくずし方「之(の・これ)」や「おおざと」「くにがまえ」は無条件に覚えてしまいましょう。

「出羽国」と「六郡」が解談できており、秋田・山本・雄勝などがあることを話すと、 K子職員はすぐに一行目の「河辺」と「平鹿」に気づきました。(ちなみに一行目「山」 のあとは「乏」で「山乏」は「仙北」のこと)

次によ子職員は漢数字「二十万石」に「・・ハ百石」を合わせた「二十万五千八百石」の計算式を見つけ、複雑にくずされた「五千」の文字を読み解き、さらに「これだけ領地をあてがわれたんですね。維が?秋田侍従が!誰から?」と、詰はどんどんその内容にまで踏み込んでいきました。

この資料は4代将軍徳川家綱が2代藩主佐竹義隆に与えた領地判物の写しです。またまだ奥深い内容が隠されているとでも魅力ある資料なのですが、今日の話はここまでにしたいと思います。

秋田県公文書館では7月9日から「公文書館講座」を開催します。現在受講者受付中です。詳しくは当館ホームベージでご確認ください。

秋田県公文書館ホームベージはこちらから

k.otaでした。





# 小坂鉱山における自家用発電に関する考察

神

居

正

暢

### はじめに

紹介し、県内の電気事業の起源について検証を行うものである。小坂鉱山銚子第一発電所の自家用発電に関して、本館所蔵の資料を本稿では展示に関連して、秋田県の電気事業で最も早く行われた

# 一 小坂鉱山銚子第一発電所について

用した」としている。
『小坂町史』は「小坂鉱山旧銚子第一発電所は、水力発電ではこ『小坂町史』は「小坂鉱山旧銚子第一発電所は、水力発電では、当時わが国においては製造技術はもちろん水車を使用した点では、当時わが国においては製造技術はもちろん水車を使用した点では、当時わが国においては製造技術はもちろんが車を使用した点としている。

した」としている。 した」としている。 した」としている。

治二十八年、精錬所から十八キロ離れた山間の川の水利権が許可さ視察した。このとき水力発電所を構想したのだという。(中略)明治二十五年、伝三郎は小坂鉱山を訪れ(二回目)、大湯川水系をこの他に砂川幸雄氏は『藤田伝三郎の雄渾なる生涯』の中で「翌

る。」と、藤田組創始者である藤田伝三郎の功績を述べている。 鉱山用の発電所としては足尾銅山につぐ日本で二番目のものであ 結石の粉砕、電気分解などのほか、約一千個の電灯をともすことを も目的とした発電所(銚子第一発電所)で、翌年九月に着工した。 本日のとした発電が、・ のほか、約一千個の電灯をともすことを は石の粉砕、電気分解などのほか、約一千個の電灯をともすことを は石の粉砕、電気分解などのほか、約一千個の電灯をともすことを は石の粉砕、電気分解などのほか、約一千個の電灯をともすことを は石の粉砕、電気分解などのほか、約一千個の電灯をともすことを は石の粉砕、電気分解などのほか、約一千個の電灯をともすことを はていたのである。容量百五

これらの研究を整理すると、次の通りになる。

一 明治二十八年に水力発電に関わる水利権を得た。

一 明治二十九年に発電所の工事施設認可を得た。

三明治三十年に銚子第一発電所が稼働した。

五 発電所で使用された水車は藤田組の自家製であった。四 銚子第一発電所は全国の鉱山の中で二番目に稼動した。

年の発電所竣工に向けて、二年前の明治二十八年から大湯川においこれらの研究の成果から、小坂鉱山において藤田組は、明治三十

てその準備を行っていたことが分かる。

いるのではないかと思われる。ルディングス株式会社)側に残された資料等に基づいて記述されて出典が不明な点も見られた。おそらくは、藤田組(現DOWAホー出かし、各研究においては、資料の詳細について記載しておらず、

業の起源を明らかにすることを試みたい。 以下、所蔵資料をもとにこれらの事実をたどり、秋田県の電気事

# 一 小坂鉱山に関する所蔵資料について

着手及び竣工年月日」、「許可期限」、 であった。今回の研究の発端となった資料は、展示に出展した「発 の簿冊の件名が目録化されているわけではなく、 ばその数は多くはない。また、明治・大正期の公文書となれば全て 名でおよそ二百五十件)が、電気ないし発電所に関するものとなれ 二十一項目にわたって詳細な調査を行っている 受理年月日」、「稟伺年月日及び発番号」、「本省認可・地方庁許可年 できないが、 ついてまとめたものである。頁数の関係でその表を掲載することは は、大正十一年十月二十五日に発議され、秋田県から内務省土木局 電水利二関スル雑書」であった。同資料収録の 月日」、「実施設計認可年月日」、「電気に関する許可年月日」、 長に宛てられたもので、県内の水力電気事業者および自家用発電に 「有効落差」、「理論馬力数」、 小坂鉱山に関する資料は本館にも多数所蔵されている(簿冊の件 「取水口及放水口」、「供給区域」、「水路亘長」、「使用水量」、 四十八の事業者(発電設備)について「目的」、 「発電力」、「工費」、「電気工事費」 「取水河川又は水面」、 資料の調査は困難 「発電水力地点調」 「流域面 一工事 「出願

出願受理明治三十八年十月二十五日銀子第一発電所に関する必要個所を抜粋すると次の通りである。

本省認可

明治三十九年二月九日

実施設計認可

明治三十九年二月九日

電気に関する許可

明治二十九年九月十八日

工事竣工

工事着手

明治二十八年十一月一日

明治三十年二月十五日

の点については別資料となる「発電水面使用及水路新設願書」収録 なわれている。一見すると資料に問題があるように思われるが、こ 記録の間に約十一年の差があり、 竣工の後に、出願受理等がおこ

発議)に綴られた「大湯川分水ノ義ニ付願」(同年十月二十四日収 の「水面使用及分水願ニ関スル件」 (明治三十八年十一月二十九日

受)を参照したい

### 大湯川分水ノ義ニ付願

下度此段奉願候也 排水口ニ至ル間ノ薪材川下ケハ鉱業人ニ於テ全部負担シ地元村 号ヲ以テ御許可ヲ得爾来使用致来リ候処今般鉱業上ノ都合ニ依 民ニ対シテハ毫モ損失ヲ加へ不申候間何卒本願速ニ御認可被成 元村民薪材川下ケニ必要ナル水量ヲ本川ニ分チ且ツ分水口ヨリ テ固ヨリ耕地灌漑等二毫モ支障無之ハ勿論従来ノ慣行ニ依ル地 リ別紙設計書ノ通リ変更致度候尤モ右分水箇処ハ山間僻地ニシ 指令庁甲第四一一号及右二十九年二月十九日指令庁甲第二五八 川ニ於テ分水路開削ノ義ハ去ル明治二十八年四月十二日秋田県 当山鉱業用第一第二発電所ニ要スル水車場建設ノ為メ本郡大湯

### 秋田県鹿角郡小坂鉱山鉱業人

合名会社藤田組業務代表社員 右鉱業代理人 社長 藤田伝三郎 武田恭作

秋田県知事岡喜七郎殿

前書願出二付依テ奥印候也

明治三十八年十月二十三日 秋田県鹿角郡大湯村長諏訪駒次郎

三〇号命令書」によれば、明治三十九年二月八日に秋田県知事清野 長太郎が、分水路の変更を許可している。 田組より提出された「請書」に添付された「秋田県指令土甲第一三 出があったことが分かる。また、割愛となるが、同資料群にある藤 治二十九年二月に行われ、 資料から、銚子第一発電所に関わる工事は明治二十八年四月、 明治三十八年十月に新たに水路変更の願 明

のである事がわかる。また、同資料は、 願受理年月日」「実施設計認可年月日」については、一日のずれは 憑性も高いと言えよう。 の資料や、事業者への調査を当時の担当者がまとめたものでその信 あるがほぼ一致し、それらは新たな水路変更の際の期日を記したも この事から、先に紹介した「発電水力地点調」に記載された「出 県庁に保管されていた同様

に大湯川の分水に関わる工事が始まっていたことが明らかになっ と「大湯川分水ノ義ニ付願」(明治三十八年)から、「明治二十八年. そして、先述した研究成果や、「発電水力地点調」(大正十一年)

明治三十八年十月

た。これを基に行った調査結果を次節でまとめる。

# 三 「鹿角郡小坂鉱山鉱業人代理者分水願」について

類が綴られている。

する動向を整理する。

以下、巻末の翻刻資料を古い順に参照し銚子第一発電所建設に関

以下、巻末の翻刻資料を古い順に参照し銚子第一発電所建設に関

にしたものである。件名番号は収録順番号、件名は内容からの仮題、

での表は「鹿角郡小坂鉱山鉱業人代理者分水願」を収録順に目録

の借用を申請し、その翌月に秋田大林区署から認可された。資料Ⅰ

資料Aによれば、藤田組は明治二十七年十一月九日に大川目官林

件名番号	件名	年月日	巻末翻刻記号
1	知事の決裁案	明治28年4月12日	Р
2	第二区土木監督署長から知事宛の上申書	明治28年4月6日	0
3	鹿角郡長から知事宛の副申書	明治28年2月8日	Е
4	藤田組から知事宛の大湯川分水願	明治28年1月25日	В
5	藤田組から鹿角郡役所宛の図面および設計書	明治28年2月25日	Н
6	藤田組から知事宛の分水に関する取調および工事設計書	明治28年2月	I
7	大林区署長から藤田組宛の官林借用に関する指令書	明治27年12月17日	A
8	知事から第二土木監督署長宛の分水に関する照会	明治28年3月22日	N
9	大林区長から知事宛の乙第73号文書	明治28年3月14日	M
10	知事から大林区署長宛の分水に関する照会	明治28年3月7日	L
11	鹿角郡長から内務部長宛の鹿第491号文書	明治28年2月17日	J
12	大湯村長から鹿角郡長宛の村会閉会届	明治28年2月6日	D
13	大湯村長から鹿角郡長宛の村会議事録	明治28年2月6日	С
14	鹿角郡長から内務部長宛の分水に関する上申書	明治28年2月27日	K
15	内務部長から鹿角郡長宛の指示書	明治28年2月13日	G
16	大湯村青山兼松から知事宛の上申書	明治28年2月8日	F
17	藤田組から知事宛の請書	明治28年4月17日	Q
18	藤田組から知事宛の工事着手届	明治28年10月28日	R

付属の実測図面によれば、大川目官林は大湯川の北側の川岸一帯に

位置している。

地を願い出たのかは不明である。御許可ヲ得候」とあるが、どのような使用目的で大林区へ官林の借いて分水願を提出した。資料B中の「鉱業上使用ノ為(中略)借地年が明け明治二十八年一月二十五日、藤田組は大川目官林内にお

注目すべきは同資料中の「右地二建設ノ鉱業用水車場へ右水流ヲ対岐致度見込二御坐候」の一文である。資料の中に「電気」や「発電所」の記載はないが、先ほどの実測図面を見ると「水車場建家」の発電所の場所とも合致している。このことから、この資料に登場する「鉱業用水車」は銚子第一発電所であると見て間違いない。なお、この願出は一月二十五日に作成され、二月八日に大湯村長なお、この願出は一月二十五日に作成され、二月八日に大湯村長の奥印が付され、秋田県に提出された。

会でこの件について検討した内容である。 資料Cはこの願いが出され、県に提出されるまでの間に大湯村議

いては異議がなく可決されたが、分水の件については二日間にわた公民権を停止された議員の解職についてであった。議員の解職につ好と、一つは藤田組の分水願に関するもので、もう一方は日後に再招集するも定員に達しなかったが村議会は開催された。案村議会は、明治二十八年二月一日に開催したが定員に達せず、三

、 、 引い合きは養量)合きであって議論されている。議論の内容について整理すると次の様になる。

)内の番号は議員の番号である。

四日 否決 (四番)、延期 (二番)、賛成 (八番)

五日 否決(四番)、延期(二番)修正(九番)、賛成(八番)

採決 修正(一、五、六、七、九、十番)

延期 (二、四番) 賛成 (八番)

は村長からの提出を受けて鹿角郡長が作成したものである。の「議事録」とDの「村会閉会届出」が出された。資料E「副申書」修正案が可決され、二月六日に大湯村長から鹿角郡長宛に資料C

り、村会の中でも議論の中心であったと考えられる。については、資料Fの「請願書」で青山兼松がその詳細を述べてお追加されたものである。三「村方毎戸ノ需要薪木其他用材ノ川流」追加されたものである。三「村方毎戸ノ需要薪木其他用材ノ川流」資料中の一二三は、大湯村議会での議決内容である。二の「分水

事録、Dの村会開催届、Eの副申書を内務部長宛に提出した。明治二十八年二月八日、鹿角郡長は資料Bの分水願、Cの村会議

専用されてしまい薪材木材の川流について時期が制約される事」ノ又川の水量が減少し水揚が妨害される事」、「川が藤田組によってじる損害を次の四項目にわたって挙げている。「分水による水量のじる損害を次の四項目にわたって挙げている。「分水による水量の鹿角郡長が提出したのと同じころ、大湯川村の青山兼松が知事宛

「薪木の川下しの際多人数が必要となる事」である。

行為があることが明らかになり、議会は紛糾した。番の議員が村長に質問し、大湯川の分水の見返りに藤田組から寄付と、村議会は無意味な条項を一文付けただけで分水を承諾した。四と、村議会の議決に対する問題点を指摘している。要約する

角郡長に宛てたものである。と、青山兼松から出されたFの内容を精査した上で、内務部長が鹿資料Gの指示書は、鹿角郡長から提出された資料B、C、D、Eが生じるため、分水については熟考すべきであると知事に上申した。

目の調査を行うよう命じている。 ため、藤田組に対し、大湯川の水量や分水工事の内容について六項いことから不受理としたが、分水についても判断できない点があるいことから不受理としたが、分水については、順序を踏まえていな

宛てたもので、藤田組の実測調査の報告を受けて作成されたもので、資料Jは、明治二十八年二月二十七日に、鹿角郡長が内務部長に

了承の方向であることがわかる。明治二十三年の県令第八十四号にも該当しないとし分水願についてマル」とあるように水門と排水口を建設するだけのものであって、テ分水使用ヲ目的トスモノニシテ川下へ水門及排水口ヲ設クルニ止ある。分水工事は「単二大湯川ヨリ拝借ノ官地へ水路ヲ開通シ而シ

国り苦情書ヲ提出為致」とし私怨によるものとしている。 国がないとの見解を示している。また、村議会紛糾と青山兼松の上 関がないとの見解を示している。また、村議会紛糾と青山兼松の上 関がないとの見解を示している。また、村議会紛糾と青山兼松の上 関がないとの見解を示している。また、村議会紛糾と青山兼松の上 関がないとの見解を示している。また、村議会紛糾と青山兼松の上 とでして、 とでして、 とでして、 とでして、 とでしている。 のとしている。 のとしている。 のとしている。 のとしている。 のとしている。 のとしている。 のとのである。 郡長は、分水に関わ は、分水に関わ は、分水に関わ がテ反対ヲ試ミ傍ラ文盲ノ材木渡世ノ者ヲ煽動シ青山兼松の上

督署へ質問状を送り回答を受けている。これらの地元の意見を受けて、平山知事は大林区署と第二土木監

知事に支障がない旨を返答している。 案を提示している。資料Mはその回答で三月十四日へ大林区署長がとについて問題が無いか確認するとともに、分水工事に関する決裁とについて問題が無いか確認するとともに、分水工事に関する決裁といい、三月八日、大林区署長に官林内において分水使用するこ

Nは、大林区署では支障がない旨であることを説明し、第二土木監大林区署への照会後、第二土木監督署にも照会が行われた。資料

報告していることが分かる。 督署には工事に関する問題点の有無を実地調査書と実測図面を添え て確認し、資料Oで、第二土木監督署長が問題ない旨を四月六日に

を届け出ている。 対する請書を提出している(資料Q)。そして、資料Rは、実際の 案」および「秋田県訓令乙 となった。資料の前半の伺部分は県庁内での起案文書で、「御指令 工事に着手する届けであり、 れた書類の原案であり、六つの条件を付けて分水を許可している。 明治二十八年四月十七日、 以上の事務手順を経て明治二十八年四月十二日、Pの知事決裁案 号」が大湯村役場および藤田組に下さ 知事の許可を得て藤田組はこの許可に 同年十一月一日より工事を開始する旨

### 四 むすびにかえて

わる一連の動向は次のように整理できる。 第一発電所の建設開始年とする位置づけで間違いなさそうである。 の起源は、第一節の研究成果で示された明治二十八年すなわち銚子 これまで紹介してきた資料を総合すれば銚子第一発電所建設に関 これまで見てきたように本館所蔵の資料から、 秋田県の電気事業

明治二十七年十二月十七日

明治二十八年一月二十五日 大川目官林の借用認可(「第二課地理係事務簿雑款之部一番」)

> 藤田組から分水願が提出 (「同」)

明治二十八年四月十二日

知事が分水を許可 (「同」)

明治二十八年十一月一日

藤田組が分水工事に着工 (同)

明治二十九年九月十八日

電気に関する許可(「発電水利ニ関スル雑書」)

電気事業の認可(「明治四十年電気事業要覧」

明治三十年二月十五日

工事竣工(「発電水利二関スル雑書」)

明治三十年六月二十九日

電気の使用認可 (「明治四十年電気事業要覧」)

の段階で残っていた諸官庁の文書が使用されていると考えられ、信 後の資料での確認にとどまった。これらの資料の記述は、明治時代 証は不可欠である。 憑性は十分あると思われるが、やはりリアルタイムの資料による論 での動向について、その当時の資料で確認することができた。 今回の調査では、 明治二十九年から明治三十年までの電気に関する直接の記述は 明治二十七年十二月から明治二十八年十一月ま

態は藤田組の社宅であったとされる)に電灯を供したという点で、 と位置づけられるとともに、秋田県内において初めて一般家庭(実 小坂鉱山銚子第一発電所は全国の鉱山で二番目に電化された鉱山

本県の一つの画期とされてきた。

呈し重要視された証を示すものである。 「出五年にはすでにあり、同二十七年には開発が始まっており、本二十五年にはすでにあり、同二十七年には開発が始まっており、本二十五年にはすでにあり、同二十七年には開発が始まっており、本二十五年の出来事ではなく、着工に向けた構想は二年後の明治」か

(公文書班 かみいまさのぶ)

### 註

- 四五一~四五二頁参照(1)小坂町史編さん委員会『小坂町史』(秋田県鹿角郡小坂町一九七五)
- 頁参照 果大正昭和期の研究』秋田文化出版 一九九四)一六五~一六六県大正昭和期の研究』秋田文化出版 一九九四)一六五~一六六(2) 古内龍夫「秋田県の電気事業史」(『古内龍夫著作集第二巻秋田
- (3) 古内氏は北部逓信局「管内電気事業概覧」や『小坂鉱山鉱業誌』等
- 頁、一六〇頁参照 頁、一六〇頁参照 「 一九九九) 一五七
- 三―一〇八八七) 三―一〇八八七)
- 五四七七) 五四七七) 五四七七)
- 三─五○八四) 三─五○八四)
- (8) 前掲 (7) に同じ
- (9) 前掲 (5) に同じ

- (1) 逓信省通信局「明治四十年電気事業要覧」(国立公文書館所蔵)
- (11) 前掲(1)『小坂町史』四五四頁参照

### [資料翻刻]

# A 大林区署長から藤田組宛の官林借用に関する指令書

秋田大林区署指令鹿第二七六号

小坂鉱山鉱業人合名会社藤田!

社長

藤田伝三郎代人

仙石

組亮

明治二十七年十一月九日出願

鹿角郡大湯村大字大湯字大川目官林

一 反別一町五反七畝八歩此一ケ年料金十五円七十二銭七厘

但使用期限自明治二十八年一月至右三十二年三月

四年三ケ月間

右貸渡ノ義御届候条本年度分料金納入ノ上地元ノ受取方花輪小

第日署へ申出ルベシ

但料金ハ其都度発付ノ告知書ニ依リ納入スベシ

明治二十七年十二月十七日

秋田大林区署長 林務官戸次重見

# B 藤田組から知事宛の大湯川分水の願出

大湯川分水之義ニ付願

鹿角郡大湯村大湯官林字大川目ニ於テ先般鉱業上使用ノ為メ山

相成度実測図面等相添此段奉願候也 相成度実測図面等相添此段奉願候也 相成度実測図面等相添此段奉願候也 相成度実測図面等相添此段奉願候也 相成度実測図面等相添此段奉願候也 相成度実測図面等相添此段奉願候也 相成度実測図面等相添此段奉願候也 相成度実測図面等相添此段奉願候也 相成度実測図面等相添此段奉願候也 相成度実測図面等相添此段奉願候也

小坂鉱山鉱業人

合名会社藤田組社長 藤田伝三郎

右代理 仙石 亮

明治二十八年一月二十五日

秋田県知事平山靖彦殿

前書願出二付依テ奥印候也

明治二十八年二月八日

鹿角郡大湯村長 諏訪駒次郎

C 大湯村長から鹿角郡長宛の村会議事録

大湯村会議事録

ヲ宣告シテ閉会ス名ニシテ定員三分ノニ以上ナラサルヲ以テ議長再招集スヘキ旨明治ニ十八年二月一日出席議員一番佐賀直智十番玉井祐寿ノニ

以上ナラサルモ再招集ナルヲ以テ開会ス業佐惣治五番青山善六八番千葉広人ノ五名ニシテ定員三分ノニ右四日午前第十一時出席議員一番佐賀直智二番谷地源太四番千

事ヲ各員ニ諮ル各員異議ナキニ依リ之ニ決ス議長第一号及第二号議案ニ対シ総テ一次会ヲ以テ確定議トセン

佐惣治五番青山善六七番千葉力之助八番千葉広人九番諏訪巳代右五日午後第三時出席議員一番佐賀直智二番谷地源太四番千葉

治十番玉井祐寿ノ八名ナリ

二番ノ説ニ賛成ス採決ニ当リ九番ノ修正説一番五番七番十番ノノ説並ニ二番消雪ヲ待テ現場踏査ノ上支障ノ有無ヲ決スヘシトノ三説ニ分レタリ午後第六時四番議員退席総議員七名トナル午メー切村内ニ妨害ヲ加ヘサル事ト修正シ八番ハ原案ヲ可トスルメー切材内ニ妨害ヲ加ヘサル事ト修正シ八番ハ原案ヲ可トスルメーラ議案分水ノ件ハ四番ノ否決説及九番ノ第二項ヲ分水ノ為第一号議案分水ノ件ハ四番ノ否決説及九番ノ第二項ヲ分水ノ為

葉広人九番諏訪巳代治十番玉井祐寿ノ五名ナリ右六日午後第三時出席議員一番佐賀直智七番千葉力之助八番千多数賛成ヲ得タリ依テ之ニ決ス

本会確定セルモノ左ノ如シ

大湯川筋小字白沢地内分水二関スル件

公民権停止議員解職ニ関スル件

右ハ書記瀬川重範議員一番七番八番九番十番出席ノ場ニ於テ之

ヲ朗読ス

明治二十八年二月六日 議長諏訪駒次郎

議員佐賀直智

(以下議員四名省略)

### D 大湯村長から鹿角郡長宛の村会閉会届

村会閉会届

大湯川筋小字白沢地内分水事件外壱件ニ付村会開設ノ旨及御

届置候所本日悉皆議了閉会案別紙議事録謄本相誌此如及御届

候也

明治二十八年二月六日

大湯村長諏訪駒次郎

鹿角郡長小田嶋由義殿

### Ε 鹿角郡長から知事宛の副申書

分水ノ義ニ付副申

別紙ノ通出願相成候処分水上支障ノ有無ニ対シ本村会ニ於テ決 合名会社藤田組社長藤田伝三郎代理仙石亮ヨリ大湯川分水ノ義 今般本村大字大湯小字白沢官林地内二於テ本郡小坂鉱山鉱業人

議ノ要領有之

- 銚子滝ノ風致ヲ害スヘカラサル事
- 分水ノ為メー切村内ニ妨害ヲ加ヒサル事
- 材ノ川流ヲ妨ケサルハ勿論新水路成功ノ上起業人ニ於テ 従来ノ慣行ニ依リ川下ケスル村方毎戸ノ需要薪木其他用

右三項分水起工人ニ於テ履行スルトキハ本件ニ対シ支障ナキモ 使用セサル場合ハ何時ニテモ村方ノ使用ニ供スル事

テハ其他公益上ノ障害トナルヘキ点モ無之義ト被認候条此段副

ノトスト議決シ出願人ニ於テハ総テ履行スル旨申出相成候ニ就

申候也

明治二十八年二月八日

鹿角郡大湯村長諏訪駒次郎

秋田県知事平山靖彦殿

# 大湯村青山から知事宛の上申書

合名会社藤田組社長藤田伝三郎代理仙石亮ヨリ出願ニ係ル 大湯川筋分水之件二付上申

及木材川流ニ妨害ヲ為ス事少ナラサルニ付五ケ条左ニ詳記上申 大湯川筋分水ノ件ハ実ニ本村及入会町村并ニ他鉱山ノ需要薪木 今般合名会社藤田組社長藤田伝三郎代理仙石亮ヨリ出願ニ係ル 二及候也

分水ハ銚子滝ノ水量ヲ減シ滝壺ヲシテ井ノ少クナラシムル

二依リ渦中ヨリ薪木及木材ヲ引揚ケル手数ノ為メ費用ヲ増

シ時間ヲ費シ事多ク甚損害少カラサル事

一 分水ハ従来滝壺渦流水中ヨリ水揚仕候ニ付利用シタル湯ノ

三 分水ハ小坂鉱山ノ為ニ水利ヲ専用セラルルニ依リ薪木材木又川ノ水流ヲ損シ水揚ヲ妨害スル事

川流時機ヲ制セラレ大ニ損害ヲ被ル事

四 川普請処々二有之候為メ薪木川下ノ際多人数ヲ要ス損害少

カラサル事

五

員ハ収賄ニ類似シタル申込ナリト論ス一場紛議ニ相候成候実ナリヤト問ニ対シテ村長事実ナリト答弁仕候ニ付四番議

二モ不係お申上之通実地調査モ不致軽々敷可決致之義不都

右条々ニ依リ本村及入会町村ノ不利益実ニ不少次第ニ御座候合之義ト奉存候事

間知事閣下ニ於テ御恫察御熟考ノ上分水願之義ハ御許可御差

止相成度当村人民一統連印之上此段上申仕候也

明治二十八年二月八日

秋田県鹿角郡大湯川村 青山兼松

(他一六名省略

他木材一同

秋田県知事平山靖彦殿

# G 内務部長から鹿角郡長宛の指示書

ル処有之候間左案ヲ以テ郡役所へ御照会相成仕候度義此段相伺付受理セラルヘキモノニ無之見込候又分水願ニ於テモ判断セサレサル様致度旨別紙上申有之候右上申ハ順序ヲ尽サヽルモノニ路開通致度段地元村長副申ヲ以テ別紙之通願出有之候条大湯村鹿角郡小坂村小坂鉱山鉱業人代理仙石亮ヨリ大湯川ヲ分水シ水

\_

候也

左ノ廉判断セサルニ付願人ヲシテ取調為致御回送有之度仙石亮ヨリ大湯川分水方別紙之通地元村長副申ヲ以テ願出シ処貴郡小坂村小坂鉱山鉱業人合名会社藤田組社長藤田伝三郎代理

但水量ヲ施行シタル所ノ位置ハー 大湯川水量ノ平水時ハ何個アリヤ

ルヲ要ス但水量ヲ施行シタル所ノ位置ハ図面ヲ以テ相当ナラシム

## 大湯川ノ平水面ト最低水面ノ差

- 一 分水スヘキ水量ハ何個ナリヤ
- ヘキヤ 前項ノ水量ヲ分水スルトキハ大湯川平水ノ深サ何寸ヲ減ス
- 一 分水口二関スル工事ノ方法及設計書
- 一 前項工事ニ付大湯川水面ヲ使用スルモノトセハニ十三年県

右願書正副及地元村長副申書相添此段御照会候也

令第八十四号二基キ願書訂正ヲ要ス

明治二十八年二月十八日 内務部長

### 鹿角郡長宛

申相添此段申進候也処右ハ順序ヲ履行セサル書面ニ付其旨御指示都而相成度該上処方ハ順序ヲ履行セサル書面ニ付其旨御指示都而相成度該上追テ大湯村青山兼松他十七名ヨリ御願許可差止方上申有之候

# H 藤田組から鹿角郡役所宛の図面及び設計書の鑑文

リニ有之候間右様御了承相願度此段及御回答候也 こそ有之候通川布地ニ堰林ハ設ケズ格別水面ハ使用致サザル積 県令第八十四号ニ基キ願書訂正可致様トノ仰ニ候処別紙設計書 差出候間御落手被下度尤モ水面ヲ使用スルモノトセバニ十三年 差出候間御落手被下度尤モ水面ヲ使用スルモノトセバニ十三年 が至急回答可仕旨被申越委細拝承即チ別紙図面及設計書等相添 は、一、日付鹿第四三二号状ヲ以テ本郡大湯村大湯官林字大川 去二十一日付鹿第四三二号状ヲ以テ本郡大湯村大湯官林字大川

小坂鉱山鉱業人合名会社藤田組社長 藤田伝三郎

右代理 仙石 亮

明治二十八年二月二十五日

鹿角郡役所郡務課長 郡書記 佐藤武友殿

# 大湯川分水二係ル取調及工事設計書 藤田組から知事宛の分水に関する取調べ及び工事設計書

大湯川ノ水量(平水)ハ一秒時間ニ凡ソ二百八十七立方尺ナ

IJ

一分水スベキ水量ハ一秒時間ニ凡ソ百立方尺ナリー大湯川ノ平水面ノ最低水面トノ差ハ凡ソー寸一分ナリ

### (付属実測図面省略)

# J 鹿角郡長から内務部長宛の鹿第四九一号

鹿第四九一号

所理相成者此如一応及御回答候也

明治二十八年二月二十七日

鹿角郡長小田嶋由義

申書ハ却下為同村長相達置候間御承知相成者右申誌候也追テ大湯村青山兼松他十七名ヨリ提出シタル本願許可差止メ上内務部長 書記官檜垣直右殿

### 村会開設御届

二於テ村会開設候条此如及御届候也来ル二月二日午前第十時ヨリ左記事件議決之為メ大湯小学校内

明治二十八年一月二十九日

大湯村長諏訪駒次郎

印

鹿角郡長小田嶋由義殿

記

大湯川筋小字白沢地内分水ニ関スル件

一公民権停止議員解職ノ件

# 鹿角郡長から内務部長宛の分水に関する上申

Κ

ヲ試ミ傍ラ文盲ノ材木渡世ノ者ヲ煽動シ青山兼松他十七名ヨリヲ試ミ傍ラ文盲ノ材木渡世ノ者ヲ煽動シ青山兼松他十七名ヨリラ試ミ傍ラ文盲ノ材木渡世ノ者ヲ煽動シ青山兼松他十七名ヨリヲ試ミ傍ラ文盲ノ材木渡世ノ者ヲ煽動シ青山兼松他十七名ヨリヲ試ミ傍ラ文盲ノ材木渡世ノオヲ帰事ニ関シ平素悪感情ヲ懷キ居候ヨリ議場ニ於テ反対相見得候ニ付今般特ニ吏員ヲ派シ該地ニ就キ熟ト調査為致候処相見得候ニ付今般特ニ吏員ヲ派シ該地ニ就キ熟ト調査為致候処相見得候ニ付今般特ニ吏員ヲ派シ該地ニ就キ熟ト調査為致候処相見得候ニ付今般特ニ吏員ヲ派シ該地ニ就キ熟ト調査為致候処相見得候ニ付今般特ニ吏員ヲ派シ該地ニ就キ熟ト調査為致候処相見得候ニ付今般特ニ吏員ヲ派シ該地ニ就キシ財に対している。

テ御参考迄二此段及御内牒候也目下ハ更ニ動揺ケ間敷義無之趣ニ候間御承知相成度御回答旁併二罹レルノ不理ナルヲ悔ミ除名出願セント致居タル場合ニシテ苦情書ヲ提出為致候内然レトモ該書面連印ノ者共モ後ニテ教唆

明治二十八年二月二十七日

鹿角郡長小田嶋由義

内務部長 秋田県書記官檜垣直右殿

# L 知事から大林区署長宛の分水に関する質問状

鉱業用分水願二付伺

二見込候条左案秋田大林区署へ御照会相成リ可然哉此段相伺候長意見書并取調書類等回送ニ依リ調査スルニ孰レモ差支無之哉けル処等アリ該郡長ノ御照会相成候処村会議事録筆記謄本及郡於テ大湯川分水ノ儀出願地元村長副申ノ旨モ有之候得共判断セ鹿角郡小坂村小坂鉱山鉱業人代理仙石亮ヨリ同郡大湯村地内ニ

但大林区署二於テ差支ナシトセハ第二土木監督署へモ御照会

ノ見込ニ有之候

也

筿

業用ニ供シ度旨願出有之候処右分水路敷地ハ官林ニ係ルヲ以テ郎代理仙石亮ヨリ同郡大湯村大湯地内ニ於テ大湯川ヲ分水シ鉱管下鹿角郡小坂村小坂鉱山鉱業人合名会社藤田組社長藤田伝三

面相添此段及照会候也貴署御差支ノ有無承知致度願書及工事ニ関スル取調書并実測図テハ他ニ差支モ無之ニ左記ノ条件ヲ付シ許可ノ見込ニ有之候条使用替ノ儀更ニ出願可致様ニ有之候依テ調査スルニ分水上ニ於

但御回答之旨願書類御返戻有之度候

明治二十八年三月八日

秋田大林区署長宛

一分水口及排水口ハ本願図面ノ位置ヲ変更スルコトヲ得ス

分水路番地ハ秋田大林区署へ出願許可ノ後該工事ニ着手スへ

シ但着手ノ場合ハ其旨本庁へ届出スヘシ

一分水口及排水口ヲ開設スルノ外大湯川水面又ハ水底ニ一切手

入ナスヘカラス

防セシムルコトアルヘシ若シ之ヲ怠リタルトキハ本庁ニ於テトスルコトアルトキハ願人ノ費用ヲ以テ之ヲ除カシメ又ハ予一分水口及排水口開設工事等ノ為メ他ニ障害ヲ加へ又ハ加ヘン

之ヲ執行シ其費用ハ願人ヨリ徴収ス

ケル川流ノ慣行方法ニ依リ該水路ニ於テ薪炭材其他用材ノ流一分水路成功ノ上願人ノ使用ヲ妨ケサル限リハ従来大湯川ニ於

通ヲ妨クヘカラス

費用ヲ以テ原形ニ復スヘシ若シ之ヲ怠リタルトキ又ハ不完全一分水ノ使用ヲ廃止シタルトキハ其旨本庁へ届出同時ニ願人ノ

ヲ命スルコトアルヘシ此場合ニ於ケル費用ハ願人ノ負担トスト認ムル処アルトキハ本庁ニ於テ之ヲ執行シ又ハ願人ノ手直

# M 大林区署から知事宛の乙第七十三号指令

乙第七三号

何等差支無之候条此段及御回答候也敷地実地支障有無御照会ノ趣了承即チ取調候書右ハ当署ニ於テ本月八日秋甲第四五三号ヲ以テ仙石亮出願ニ係ル官林内分水路

但別出願書類及御返戻候也

明治二十八年三月十四日

秋田大林区署長 林務官戸次重見

秋田県知事平山靖彦殿

# N 知事から第二区土木監督署長宛の分水に関する案

鉱業用分水願ノ件

之通回答有之候条左案土木監督署へ御照会相成可然哉此段相伺二関スルヲ以テ秋田大林区署へ御照会相成候処差支ナキ旨別紙鹿角郡小坂村小坂鉱山鉱業人ヨリ出願ニ係ル分水願ノ儀ハ官林

### 案

郎代理仙石亮ヨリ同郡大湯村大湯地内ニ於テ大湯川ヲ分水シ鉱管下鹿角郡小坂村小坂鉱山鉱業人合名会社藤田組社長藤田伝三

関スル取調書并実測図面相添此段御照会候也条件ヲ付シ許可可致ト存候条貴署御意見承知致度願書及工事ニ業用ニ供シ度段願出ニ依リ調査為致候処差支モ無之ニ付左記ノ

但回答ノ旨願書類御返戻有之候

明治二十八年三月二十二日 知事

第二区土木監督署長宛

条件ハ秋田大林区署へ御照会ノ通

# 第二区土木監督署長から知事宛の上申書

0

水之義ニ付支障有無書類添へ御照会之趣了承右当署ニ於テハ別秋甲第五七四号ヲ以テ御管下鹿角郡大湯村地内ニ於テ大湯川分

明治二十八年四月六日

二差支無之候此段及回答相也

第二区土木監督署長小林八郎

秋田県知事平山靖彦殿

追テ別紙書類及返戻候也

### P 知事の決裁案庁甲四一一

分水願之儀ニ付伺

へ御照会相成候処差支ナキ旨別紙回答有之秋田大林区署二於テ業人合名会社藤田組ヨリ出願ニ付支障ノ有無第二区土木監督署鹿角郡大湯村大湯地内ニ於テ大湯川分水ノ儀小坂村小坂鉱山鉱

処分左案御指令相成可然哉地元役場へ御訓令案共併テ相伺候也

### 御指令案

願之趣聴届候条左之通相心得十日以内ニ受書差出スヘシ

一 分水路番地ハ秋田大林区署へ出願許可ノ後該工事ニ着手ス

分水口及排水口ハ本願図面ノ位置ヲ変更スルコトヲ得ス

- へシ但着手ノ場合ハ其旨本庁へ届出ルヘシ
- 切手入ナスへカラス 一 分水口ヨリ排水口ヲ開設スルノ外大湯川水面又ハ水底ニー
- 二於テ之ヲ執行シ其費用ハ会社ヨリ徴収スハ予防セシムルコトアルヘシ若シ之ヲ怠リタルトキハ本庁ントスルコトアルトキハ会社ノ費用ヲ以テ之ヲ除カシメ又分水口及排水口開設工事等ノ為メ他ニ障害ヲ加ヘ又ハ加へ
- 於ケル川流ノ慣行方法ニ依リ該水路ニ於テ薪炭材其他用材分水路成功ノ上会社ノ使用ヲ妨ケサル限リハ従来大湯川ニ
- 等流通ヲナスモ之ヲ妨クヘカラス
- ノ費用ヲ以テ原形ニ復スヘシ若シ之ヲ怠リタルトキハ又ハ分水ノ使用ヲ廃止シタルトキハ其旨本庁へ届出同時ニ会社
- 社ニ手直ヲ命スルコトアルヘシ此場合ニ於ケル費用ハ会社不完全ト認ムル処アルトキハ本庁ニ於テ之ヲ執行シ又ハ会

明治二十八年四月十二日 知事

ノ負担トス

秋田県訓令乙第

号

鹿角郡大湯村役場

田組社長藤田伝三郎代理仙石亮ノ出願ニ対シ別紙ノ条件ヲ付シ其村大湯地内ニ於テ大湯川分水ノ儀小坂鉱山鉱業人合名会社藤

聴許候条此旨心得へシ

明治二十八年四月十二日明治(三十八年四月十二日)

知事

### Q 藤田組から知事宛の請書

### 御請書

十二日付甲第四一一号ヲ以テ御聴許ノ箇条謹テ御受申上候也明治二十八年一月二十五日付大湯川分水出願之件ニ付本年四月

小坂鉱山鉱業人合名会社藤田組 社長 藤田伝三郎

代理 仙石 亭

明治二十八年四月十七日

秋田県知事平山靖彦殿

# R 藤田組から知事宛の工事着手届

大湯川分水工事着手届

路開鑿及水車場建設工事之儀ハ来十一月一日ヨリ着手致候此段本年四月十二日付甲第四一一号ヲ以テ御許可相成候大湯川分水

御届申上候也

小坂鉱山鉱業人合名会社藤田組社長 藤田伝三郎

### 右代理 仙石 亮

明治二十八年十月二十八日 秋田県知事平山靖彦殿

前書之通届出相違無之依而奥印候也

明治二十八年十一月四日

鹿角郡大湯村長 諏訪駒次郎

### 彙報

(平成二四年一月現在)

### 展示

### ○企画展

# 「公文書館資料に見る近代秋田の電気事業」

日程および観覧者数

期 八月二六日~九月二六日

三一日間

観覧者三、八九四人

7 一月二日~一一月三〇日

二九日間 観覧者二、六二五人

一日平均 "一〇九人計六〇日間"六、五一九人

·展示内容

I電気事業のはじまり

Ⅱ電気事業の取締(明治二○年年代)

(一) 帝国議事堂の出火と電気

(二) 電気営業取締規則

(一)ト坂鉱山銚子第一発電所Ⅲ鉱山と電気(明治三○年代前半)

(一) 小坂鉱山銚子第一発電所

Ⅳ家庭と電気(明治三○~四○年代)(二)阿仁鉱山茶屋倉発電所

(一) 近江谷 栄次

(二) 井坂 直幹

三)松浦 千代松

V県内の電気会社の勃興(大正年間)

(一) 秋田電気株式会社

①秋田県電気会社系統図(二) 大正期の電気事業

②水力発電地点調書

Ⅵ県外の電気会社の進出(昭和初期)

(一) 盛岡電灯の進出

(二) 県外企業の進出図

(一) 防空灯火官制 ™統制の時代 (戦中)

(二) 记官充則令上東匕记

(二) 配電統制令と東北配電

Ⅲ復興と電源開発(戦後)

(一) 鎧畑発電所

(二) 無灯地区の点灯

以秋田県の電気事業(現在)

(一) 家電製品の普及

(二) 地熱発電開発

(三) 秋田県の発電所

(神居 正暢)

### 二講座

# ○徳川林政史研究所公開講座 in 秋田

の森林」をテーマに、徳川林政史研究所(東一一月二六日(土)「史料に見る江戸時代

年間) ホールを会場に開催された。 京都豊島区) 主催の公開講座が、

当館多目的

り、盛況に終えることができた。て、秋田県外の方を含む七五名の参加者があめての試みであったが、五○名の定員に対し県外研究機関との共催は、当館にとって初

続して取り組んでいきたい。 ただいた。情報発信のひとつの形として、継は今後の継続を期待する好意的な声を多くい共催事業という企画について、参加者から

紀要本文に掲載した。なお、報告と質疑・討論の概要については

(加藤 昌宏

### ○公文書館講座

コース制で以下のとおり実施した。当館では、本年度も「公文書館講座」を三

・古文書入門コース(全六回)

して、六回連続の講座を実施した。の基礎知識や解読の初歩を学ぶことを目的とはじめて古文書を学ぶ方を対象に、古文書

実施日 七月九日・七月二三日

九月三日・九月一七日八月六日・八月二〇日

(いずれも土曜日)

・古文書解読コース(四回)

り深めることを目的として実施した。 いる方などを対象に、解読の知識や方法をよ 現在勉強されている方、及び地域で活動して これまでに古文書を読んだことがある方、

回 七月二二日(金

「正徳二年の公儀御触書」

(講師 嵯峨稔雄)

[宝暦銀札事件の一断面]

第二回

八月五日

(金)

第三回 八月一九日 金 (講師

加藤民夫)

江戸後期秋田藩の藩政改革 中

(講師 渡部紘一)

| 久保田から江戸までの旅中日記| 九月二日(金

第四回

(講師 菊地利雄)

がある方を対象に、当館の資料利用方法や、 アーカイブズコース 歴史資料や公文書館の諸活動に興味・関心 (四回)

第一回 一〇月七日(金)

を目的として実施した。

資料保存活動などについて理解を深めること

続・戦国時代の秋田

秋田藩家蔵文書の世界Ⅱ~」

講師 佐藤

隆)

第二回 〇月二一日 金

> 「「県政映画」 から見る秋田の世相

松尾直樹)

第三回 一一月四日 金

「公文書館資料に見る近代秋田の電気事業

(講師 神居正暢

第四回 一一月一八日 金

「佐竹文庫、 . 魅力再発見

五六年ぶりの目録改訂より~」

座を開講したい。 加していただいた。来年度もより充実した講 なお、三コースあわせて四二一名の方に参 太田 加藤昌宏) 研

○県政映画上映会

第一回 平成二三年八月二八日 (日)

来場者数 七七名

第二回 平成二三年一一月三日 (木)

(会場:当館三階多目的ホール) 来場者数 一一四名

やしたうえ、午前午後と二回繰り返し上映し、 は上映本数を五本(上映時間約五○分)に増 から好評であったことから、翌二二年度から く目的で、平成二一年度に始まった。初年度 これを年二回開催することとなった。 を県民の皆様にスクリーンでお楽しみいただ 当上映会は、 昭和三〇年代の 「県政映画

> 館の普及行事として定着させる年となった。 とし、また館としてこれまで以上に県政映画 をPRすることとしたことから、今年度は当 過年度のアンケート結果を踏まえたパンフ 今年度も引き続き前年度と同様の開催方法

がより深まるように工夫した。 ターによる解説を加えるなど、 結果は大好評であり、 来場者数は二回合計 来場者の理解

レットを配布し、さらに冒頭と中間にナレー

もほぼ満席となり、複数の報道機関も取材に した。特に文化の日の上映会では午前午後と 一九一名と、前年度一三一名から大幅に増加

ビ「スーパーニュース」や秋田魁新報などで 訪れ、会場はこれまでにない熱気にあふれた。 この日の上映会の様子は、AKT秋田テレ

大きく取り上げられた。 リピーターの割合も、 昨年度の文化の日が

文化の日に合わせて開催する予定である。 確実に定着しつつあることを実感した。 三〇%と着実に増えており、当館行事として 一三%、今年度八月が一九%、同文化の日は 来年度も、「県の記念日」(八月二九日)と

裕久)

○古文書相談日

平成二一年度に始めた古文書相談日も、 今

に準備するため、前日までの予約制にした。意識を啓発することも目指している。今年度通して歴史的資料である古文書に対する保存援助や保存方法等の相談を目的とし、相談を援助や保存方法等の相談を目的とし、相談を

された。

(柴田 知彰)

### **一 研修・協議会**

# ○第三七回全国歴史資料保存利用機関連絡協

れから目指すべき公文書館機能とは何か討議を出から目指すべき公文書館機能とは何か討議を出ている。各自治体においても公文書館機能が未だ整備されていない自治体な文書館機能が未だ整備されていない直治体まっている。各自治体においても公文書館機能が未だ整備されていない直治体まっている。各自治体においても公文書館機管理法が施行され、既に国ではその運用が始まっている。各自治体においても公文書館機管理法が施行され、既に国ではその運用が始まっている。各自治体においても公文書館機能とは何か討議

日本大震災を忘れることはできない。被災地での歴史資料・公文書レスキュー活動について報告があった。文書が失われてしまうとそて報告があった。文書が失われてしまうとそこに住む人の歴史又は活動記録も消えてしまう。人命・生活の救助は何より大切であるが、方。人命・生活の救助は何より大切であるが、方。人命・生活の救助は何より大切であるが、方。人命・生活の救助は何より大切であるが、されて、この震災のように広域に被災すると近隣自治体の相互扶助も不可能になる。ない域との日頃の交流・助け合いが必要とのく地域との日頃の交流・助け合いが必要とのく地域との日頃の交流・助け合いが必要とのことであった。

せた福田康夫元首相の言葉である。公文書館んの業務責任は重大である。」とは大会に寄「文書を失うことは歴史を失うこと。皆さ

の責任を強く感じた大会であった。

(松尾 直樹)

# ○平成二三年度アーカイブズ研修Ⅰ

一名出席した。
一名出席した。
一名出席した。
一名出席した。
の研修は、国及び地方公共団体の公文書での研修は、国及び地方公共団体の公文書での研修は、国及び地方公共団体の公文書

研修内容は、大きく三つに分かれ、公文書

移管、 歴史公文書等の利用等の法制度の解説。 実施している実務の紹介。 公文書の整理・目録作成、 書等の管理に関する法律、情報公開及び特定 社会に果たす役割など根本理念の講義。 グループ討論から成り立っていた。 管理に関する講義、先進自治体の事例報告 事例の紹介。国立公文書館の建物内で行われ は理論と中央官庁、 イブズ、公文書館が国家及び地方自治・地域 講義については、全部で一一科目。アーカ 紙資料の保存と修復等国立公文書館で 神奈川、 電子公文書等への 評価選別について 沖縄県等の実施 受入 公文

管理条例を施行している大阪市の例。これも事例報告では、政令指定都市で唯一公文書

たカウンター実務等であった。

文書作成の仕方、公文書の定義の仕方などは、 も興味深い報告であったが、特に大阪市の公 例が当該県の担当者から発表された。どちら 本県としても見習うべき点があった。 計画を進めている福岡県の例。 全国唯一県及び市町村の共同公文書館の設置 二つの先進事

して分かった。 得られなかった。しかし、かえってそれぞれ の状況があまりに違い過ぎて、容易に結論が になり、条例案作成の上での注意点が実感と 公文書の再定義が必要であることが浮き彫り の自治体における公文書館の役割及び歴史的 ーマ例示としてあげたグループは、各自治体 れて三回に分けて行われた。 公文書館のあり方」等六つのテーマ別に分か 例えば「公文書等の管理に関する法律と地方 グループ討論では、講義に関連したテーマ、 私が参加したテ

とに感謝し、今後の実践にも役立てていきた のような研修に参加する機会を与えられたこ を聞くこともでき、大いに参考になった。こ た。そのうえ各自治体の参加者から直接実例 た平易かつ比較的ハイレベルのものであっ 五日間の研修科目は、総じて実務に立脚し 畑田 正樹)

# ○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議

及び歴史資料担当者を集めて開催した 一一月八日、各市町村の公文書管理担当者

た。 財・歴史資料レスキュー―新潟県を中心に 俊文氏をお迎えし、「地震災害・水害と文化 学部教授、災害・復興科学研究所兼務の矢田 済活動に豊富な経験をお持ちの新潟大学人文 今年度は地震などで被災した歴史資料の救 というテーマで基調講演をしていただい

実際と課題について話された。 キュー活動の紹介をまじえて、保全・救済の クを中心とした被災文化財・歴史資料のレス 講演では、新潟県歴史資料救済ネットワー

る。 体・組織の平時からの連携が非常に重要であ きに大きな働きをする。そのためには自治 織やボランティア団体の存在がいざというと 史資料の救済を行うことを役割とした公的組 組織でなければならない。また、日頃から歴 平時も災害時も地域文化の保護に責任を持つ 在していることが重要である。その組織は、 化財・歴史資料の救出を職務とする組織が存 誰かが取りかからないと「文化」も守れない。 救済の後回しにされてきたが、被災後直ちに では誰がそれを行うかというと、行政側に文 被災地では、「文化」の保護は生命・生活 特に今回の震災のように広域災害となる

る。

て話された。 にスムーズに動ける、 査等、災害前から取組を始めておけば災害時 と県単位、 の支援体制も必要となる。歴史資料の所在調 隣県の支援のみならず遠隔地から などと実体験を踏まえ

それぞれ報告があった。 制定について、大仙市から文書選別の状況に 代の秋田~秋田藩家蔵文書の世界」について、 ついて、仙北市から公文書館巡回展 情報交換では、 秋田市から公文書管理条例 (松尾 「戦国時

### 四 資料調査

### ○県外古文書所在調査

平成二三年九月一四日~一五日 二月一日~三日

国文学研究資料館(東京都立川 巿

開されていた約九○○点分の資料について、 すでにマイクロフィルムでの収集を終え、現 在当館閲覧室で複製本を公開中の資料群であ 「佐竹南家文書」は、平成一二年に当時

が確認できた。資料館の担当者との検討など 当時に未公開であった約七六○点の追加公開 的で資料館を訪問したところ、マイクロ収集 この公開分についての目録化を検討する目

討を進めることとした。 開分についての調査およびマイクロ収集の検をふまえ、目録化の当初予定を変更し追加公

二度にわたる調査の結果、追加公開分は近世後期から明治期にかけての知行支配の実態関係の資料が中心で、一束のまま整理されている書状類などを丹念に数えると、二、三○以る書状類などを丹念に数えると、二、三○関係の資料が中心で、一束のまま整理されて関係の資料がとなることが判明した。既公世後期から明治期にかけての知行支配、財政世後期から明治期にかけての知行支配、財政世後期から明治期にかけての知行支配、財政世後期から明治期にかけての知行支配、財政世後期から明治財政が表面を表えられる。

○県内古文書所在調査

り実施した。
平成二三年度の県内資料調査は左記のとお

①一〇月六日(木)北秋田市立阿仁公民館

②一〇月一五日(土)羽後町歴史民俗資料館

北秋田市立森吉公民館

③一〇月一八日 (火)

横手地域局地域振興課横手市教育委員会文化財保護課

(旧横手市史編さん室)

進められている文書群があること、整理後の①では、他県の大学の研究会により整理が

る範囲が広く苦労しているとの話があった。 を確認した。 広域合併のため教委のカバーす 公開や保管場所に関しては検討中であること

資料の目録化などの対応が困難な状況である。新たに町内の旧家である長谷山家の資料を預かっている。職員減に対応する体制作りが求められているが、正職員が一人もおらずが求められているが、正職員が一人もおらずり、研究を預かっている。

③では、横手市の文化財保護課において、金確認し、今後の保存管理の見通しについてを確認し、今後の保存管理の見通しについてを確認し、今後の保存管理の見通しについて、金確認し、今後の保存管理の見通しについて、大け、大古文書や戦前役場文書の保管・整理状況が未把を確認し、今後の保存管理の見通しについてを確認し、今後の保存管理の見通しについても担当者の話を伺った。

(佐藤隆・柴田知彰・太田研

### 五 寄贈資料

〇「岡田清一収集資料」一点

程并御境目迄」 「佐竹義宣公御一世覚書ヨリ御領内道

接来館して寄贈。

(平成二三年一一月二四日付)

### 六 当館刊行物

『…「こそにキー…「耳そにキーも』(刊行物については年度内のものを示す)

(秋田藩関係文書Ⅲ)

0

〇『宇都宮孟綱日記』 第七巻

所蔵古文書目録第八集・資料群目録三

万延二年正月~元治元年一二月

る。

〇『公文書館だより』第二七号

〇『古文書倶楽部』第四〇~四六号

(太田 研)

### 七 受贈刊行物

ページ以下に示す) (平成二三年一月から一二月までの分を次

### 〈各公文書館からの受贈刊行物〉

	資 料 名
北海道立文書館	
福島県歴史資料館	福島県歴史資料館収蔵資料目録 第42集 県内諸家寄託文書 (36)
茨城県立歴史館	茨城県史研究 第95号
次城州五正文品	茨城県立歴史館報 第38号
	茨城県立歴史館史料叢書 14 一橋徳川家文書 覚了院様御実録 [
	茨城県立歴史館史料目録 55 常陸松岡中山家中高橋家文書目録
In the transfer	茨城県立歴史館運営要覧 平成23年度
栃木県立文書館	栃木県史料所在目録 第40集 矢板肇家文書
	学校教材史料集 第7号 一授業に使うとちぎの史料―
	栃木県立文書館研究紀要 第15号
	栃木県立文書館年報 平成22年度/第25号
	栃木県立文書館企画展示図録 開館25周年記念企画展「宇都宮国綱とその時代-
	戦国大名から豊臣大名へ-」
群馬県立文書館	群馬県行政文書件名目録 第22集 明治期法務・雑事編
	群馬県立文書館双文 第28号
	群馬県立文書館収蔵文書目録 29 多野郡鬼石町譲原山田松雄家文書
埼玉県立文書館	埼玉県史料叢書 11 古代・中世新出重要史料一
	埼玉県立文書館紀要 第24号
	埼玉県立文書館文書目録 第50集 川田氏収集文書目録
	埼玉県立文書館要覧 平成23年度/第29号
千葉県文書館	千葉県文書館展示図録 平成23年度/企画展「ふさのくに商いはんじょう記」
東京都公文書館	東京市史稿 産業篇 第五十一、五十二
神奈川県立公文書館	神奈川県立公文書館年報 平成22年度
TAMARAAA	神奈川県立公文書館神奈川古文書史料所在目録 第27集、第28集
新潟県立文書館	新潟県立文書館年報 平成22年度/第19号
福井県文書館	福井県文書館研究紀要 第7号、第8号
III////   III	福井県文書館年報 平成22年度/第8号
	福井県文書館資料叢書 7 越前松平家家譜 慶永4
長野県立歴史館	長野県立歴史館企画展示図録 平成23年度/春季展「図録武士の家宝~かたりつ
及对朱五压又阳	がれた御家の由緒~」
	長野県立歴史館企画展示図録 平成23年度/夏季企画展「激動を生きぬく~信濃
	武士市河氏の400年~]
	長野県立歴史館企画展示図録 平成23年度/秋季企画展「観光地の描き方-浮世
京都府立総合資料館	絵版画から観光パンフレットまで    京都府立総合資料館紀要 第39号
兵庫県公館県政資料館	新兵庫県の歴史 第3号
岡山県立記録資料館	岡山県記録資料叢書 6 岡山県史料六(北条県史・上)
<b>卢</b> · [ ] ·	岡山県立記録資料館紀要 第6号
広島県立文書館	広島県立文書館紀要 第11号
	広島県立文書館資料集 6 村上家乗 明治二年-四年
山口県文書館	山口県文書館研究紀要 第38号
化自用工业事件	山口県文書館行政文書件名目録 3 山口県布達集Ⅲ—明治15~19年—
徳島県立文書館	徳島県立文書館年報 第13号
	徳島県立文書館企画展示図録 第42回企画展「阿波引札の世界―三舟コレクショ
<b>无</b> 加思去去去处	ンを中心として一」
香川県立文書館	香川県立文書館紀要 第15号
大分県公文書館	大分県公文書館事業年報 平成22年度
	大分県公文書館大分県地方史料叢書〈七〉 縣治概畧Ⅳ、V、Ⅵ
沖縄県公文書館	沖縄県公文書館研究紀要 第13号
大阪市公文書館	大阪市公文書館年報 平成22年度/第23号
福岡市総合図書館	福岡市総合図書館古文書資料目録 平成22年度/16
	福岡市公文書資料目録 平成22年度版/〔CD-ROM版〕
	福岡市総合図書館研究紀要 第11号
小山市文書館	小山市文書館要覧 平成22年度/第3号
小山市文書館 藤沢市文書館	小山市文書館要覧 平成22年度/第3号     藤沢山日鑑 第28巻
藤沢市文書館	藤沢山日鑑 第28巻
	藤沢山日鑑 第28巻
藤沢市文書館	藤沢山日鑑 第28巻
藤沢市文書館 寒川文書館	藤沢山日鑑 第28巻 藤沢市史研究 第42~44号 寒川文書館年報 平成22年度/第4号 松本市文書館紀要 松本市史研究 第21号
藤沢市文書館 寒川文書館 松本市文書館	藤沢山日鑑 第28巻 藤沢市史研究 第42~44号 寒川文書館年報 平成22年度/第4号 松本市文書館紀要 松本市史研究 第21号

### 〈 県内市町村史関連図書 〉

	Ver in the first
発 行 機 関	資 料 名
秋田市	秋田市歴史叢書 5 最後の空襲土崎の記録
	秋田市遺跡確認調査報告書 平成22年度
	秋田市地蔵田遺跡 ─旧石器時代編─
	黒澤家日記解読資料集 天保七年/(十二) 黒澤家日記
	秋田市の図書館 平成23年度
	秋田市少年補導センターの概要 平成23年度
	秋田市文化シンポジウム事業報告書 郷土の偉人―石井露月を知る―
能代市	能代市史   資料編   近世二
横手市	横手市史 通史編 近現代、通史編 近世
大館市	大館郷土博物館研究紀要 火内 第10号
	大館市文化財調査報告書 第4集 大館市内詳細分布調査報告書 (2)
男鹿市	男鹿市総合計画
	男鹿市の文化財 第一七集 『秋田半島新報』(昭和五年刊行分) 復刻版Ⅱ
湯沢市	佐竹南家御日記 第八巻
鹿角市	鹿角市文化財調査資料 100 柏崎館跡発掘調査報告書Ⅱ、102 秋田県鹿角市遺
	跡詳細分布調査報告書―高清水地区 分布調査― ―下内野Ⅱ遺跡・下内野Ⅲ
	遺跡範囲確認調査―
	上津野 No.36
潟上市	天王町誌 自然と人のあゆみ 砂丘に生まれたまち
美郷町	美郷町埋蔵文化財調査報告書 第11集 「本堂城跡」 ―本堂城跡整備第2次3か
	年計画に基づく調査報告Ⅱ―、第12集 「仲ノ町遺跡」 ―県営農地集積加速化
	基盤整備事業(本堂城回地区)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―
八峰町	八峰町の古文書 第26号 塙村文書 第三集

### 〈国機関からの受贈刊行物〉

発行機関	資 料 名
宮内庁	書陵部紀要 第62号、第62号 〔陵墓篇〕
防衛省	戦史研究年報 第14号
	戦争史研究国際フォーラム報告書 2011年3月/太平洋戦争と枢軸国の戦略―ドイ
	ツを中心に
外務省	外交史料館報 第24号
財務省	租税史料叢書 第五巻 酒税関係史料集Ⅱ~大正時代から昭和終戦直後~
	租税史料年報 平成21年度版
厚生労働省	労働市場年報 平成22年度
国会	国立国会図書館月報 平成22年12月号/No.597~平成23年10月号/No.607
国立公文書館	北の丸 国立公文書館報 第43号
	アーカイブズ 第42号~第45号
	公文書館専門職員養成課程修了研究論文集 平成22年度
その他	歴博 第164号 特集 洛中洛外図
	国立歴史民俗博物館要覧 平成23年度版
	国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇 第7号 (通巻第42号)
	国文学研究資料館紀要 文学研究篇 第37号
	国文学研究資料館史料目録 第91集 信濃国松代真田家文書目録(その12・完)
	国文学研究資料館史料目録 第92集 愛知県下諸家文書目録 (その1)
	国文学研究資料館史料目録 第93集 尾張国名古屋元材木町犬山屋神戸家文書目
	録 (その4)
	国文学研究資料館展示図録 特別展示 「近衛家陽明文庫 王朝和歌文化一千年
	の伝承」

### 〈 県外自治体史 ほか 〉

発 行 機 関	資 料 名
北海道	札幌市文化資料室研究紀要 第3号 ―公文書館への道―
	北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 第17号
	北海道立アイヌ民族文化研究センター年報 平成22年度
	北海道立アイヌ民族文化研究センター企画展示図録 2011/企画展「アイヌ語地
	名を歩く―山田秀三の地名研究から― 稚内」
	北海道立アイヌ民族文化研究センター企画展示図録 2011/企画展「アイヌ語地
	名を歩く―山田秀三の地名研究から― 名寄」
青森県	青森県史叢書 平成22年度/津軽の仏像―東青・中南黒地方寺社所蔵文化財調査
	報告書—
	青森県史 資料編 近世5 南部2 八戸藩領
	新編八戸市史 民俗編、近現代資料編Ⅳ、近世資料編Ⅲ
岩手県	岩手県立博物館研究報告 第28号
	岩手県立博物館年報 平成22年度

発 行 機 関	
岩手県	もりおか歴史文化館特別展示図録 開館記念特別展「南部家の至宝―名品が伝え
	る盛岡の歴史一」
	もりおか歴史文化館企画展示図録 第2回企画展「あの日あの時の盛岡―昭和レ
宮城県	トロの世界一    東北歴史博物館研究紀要 12
呂城宗	東北歴史博物館年報 平成22年度
	仙台市史 通史編8 現代1
福島県	原町市史 第3巻 資料編 I 「考古」
	表郷村史 第二巻 資料編
茨城県	写真でたどる日立百年のあゆみ ―日立鉱山創業105年・日立製作所創業100年―
le Luc	十王町史 通史編
栃木県	小山市立博物館報 平成21年度版   小山市立博物館展示図録 第10回収蔵展 小野塚イツ子記念館開館記念 故小野
	「小山市立時初時成小凶跡 第10回収蔵版 小野塚イノ」記念時用時記念 以小野塚イツ子氏遺贈品展
	氏家町史 史料編 渡辺清絵日記、史料編 近代の文化人
埼玉県	さいたま市新聞記事目録 平成21年版
	行田市郷土博物館展示図録 特別展「石田三成と忍城水攻め」
千葉県	佐倉市史研究 第24号
	松戸市立博物館紀要 第18号
市古郷	松戸市立博物館年報 平成22年度/第18号
東京都	品川歴史館紀要 第25号、第26号 豊島区立郷土資料館企画展示図録 2010年度/企画展 「豊島郡の村絵図」
	豊島区地域地図 第7集 東京近郊1万分1地形図〈改訂版〉
	東京都江戸博物館紀要 第1号
	東京都江戸博物館資料目録 占領期カラースライド
	自由民権 24
	民権ブックス 24 明治の学び舎
	八王子市史研究 創刊号
神奈川県	しょうけい館年報 平成22年度/第5号 金澤文庫研究 第325号、第326号
でまりが	市史研究横須賀 第10号
	新横須賀市史 資料編 古代・中世 補遺、資料編 近現代Ⅲ、通史編 近世
	横浜開港資料館紀要 第29号
	横浜市史資料室紀要 第1号
	海老名市史 10 別編ダイジェスト えびな歴史ものがたり上
石川県	石川県史資料 近世篇(10) 諸士系譜(三) 石川県史資料 近世篇(10) 諸士系譜(四)
長野県	石川県史資料 近世篇(10) 諸士系譜(四)   真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録 ―香道具・遊具―
民日乐	真田宝物館企画展示図録 平成23年度/特別企画展 「大名の旅—松代藩の参勤
	交代一
	松代 2010年/〈付・年報〉 第24号
静岡県	嘉永七甲寅歳地震之記
TO her till	沼津市明治史料館史料目録 43 沼津兵学校関係者他資料目録
愛知県	愛知県史研究 第15号
	変知原史   貝科編13   緘豆3   新修名古屋市史   資料編   近世2、資料編   近世3
	初形石口座市文 賃付欄 近世公 賃付欄 近世3 須成祭 (映像記録DVD)
三重県	三重県史研究 第26号
	三重県史史料調査報告書 24 県史編さんグループ所蔵 考古文献目録
To the To	三重を語る・三重を知る
京都府	京都市歴史資料館紀要 第23号
	字治市歴史資料館展示図録 開館記念特別展 「宇治茶―名所絵から製茶図へ―」 宇治市歴史資料館展示図録 市制施行40周年記念特別展 「源氏物語の世界―王
	寸行中産史員科時展示凶球   中制肥月40同年記念特別展
	宇治市歴史資料館展示図録 特別展   「宇治人物誌―日記・物語・肖像―」
大阪府	大阪の歴史 第75号、第76号
奈良県	奈良市文化財調査報告書 平成22年度 月ヶ瀬梅渓関係資料調査報告書―月ヶ瀬
	梅渓保勝会所有資料・奈良市所有資料―
岡山県	倉敷の歴史 第21号
広島県	アーカイブスふくやま 第2号 東京阿部家資料 文書編(1)/2010年3月、文書編(2)/2011年3月
山口県	東京阿部家貨料   又書編 (1) /2010年3月、又書編 (2) /2011年3月   山口県史研究   第19号
愛媛県	四口県史研究 第19号   愛媛県歴史文化博物館展示図録 平成22年度/特別展 「伊予の城めぐり―近世
«м/N	域郭の誕生—]
高知県	高知市立自由民権記念館紀要 第19号
福岡県	久山町歴史資料目録 第2集 宇和文書目録
大分県	大分県立先哲史料館研究紀要 第15号、第16号
宮崎県	佐土原藩嶋津家江戸日記 (十二) 宮崎県文化講座研究紀要 平成22年度/第三十七輯

### 〈 大学からの受贈刊行物 〉

	No.
発 行 機 関	
青山学院大学文学部史学研究室 秋田県立大学システム科学技術	〒山史子 - ポ29万   平成22年度公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部業績報告書 (平成
秋田県立八子システム科子技術   部	十成22年度公立八子伝八秋田県立八子システム科子技術子印来積報ロ音 (十成   18~21年度)/第3号
Lab.	平成23年度公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部業績報告書 (平成
	22年度) /第4号
秋田公立美術工芸短期大学	秋田公立美術工芸短期大学紀要 2010/第15号
秋田公立美術工芸短期大学2011	平成23年秋田公立美術工芸短期大学卒業・修了制作作品集
年卒業・修了制作展実行委員会	平成25平秋田公立美術工云起期入子平果・修丁桐作作品果 
秋田大学企画広報課	秋田大学概要 平成23年度版
秋田大学史学会	秋大史学 第57号
鷹陵史学会	鷹陵史学 第37号
大阪商業大学商業史博物館	大阪商業大学商業史博物館紀要 第12号
学習院大学史学会 神奈川大学日本常民文化研究所	学習院史学 第49号 井上勲先生退任記念号   民具マンスリー 第43巻7~12号、第44巻1~6号
仲尔川八子口平市氏文化研九別	国際シンポジウム報告書 I 海民・海域史からみた人類文化
	国際シンポジウム報告書Ⅱ "モノ" 語り 一民具・物質文化からみる人類文化一
	神奈川大学日本常民文化研究所アチック写真 アルバム12・13、vol.3~5
	神奈川大学日本常民文化研究所調査資料目録 青木繁男家文書目録 山城国乙訓
	郡大山崎荘(京都府乙訓郡大山崎町)
	神奈川大学日本常民文化研究所調査資料目録 松井幸信家文書目録 山城国綴喜
	郡松井村 (京都府田辺市)
神奈川大学国際常民文化研究機	神奈川大学国際常民文化機構年報 2009年度/1、2010年度/2
構	
神奈川大学非文字資料研究セン   ター	神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター要覧  神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター年報 非文字資料研究
2 '	特示川八子日本市以文化明元川弁文丁貝科明元とフラー 平和 - 弁文丁貝科明元   第7号
川村学園女子大学図書委員会	川村学園女子大学研究紀要 第22巻第1号、第22巻第2号
関西大学史学・地理学会	史泉 第113,114号
九州大学附属図書館付設記録資	
料館 九州文化史資料部門	九州文化史研究所紀要 第54号
京都大学大学文書館	京都大学大学文書館研究紀要 第9号
	『戦後学生運動関係資料』解説・目録 Ⅲ
	京都大学大学文書館展示図録 常設展 「京都大学の歴史」
京都西山短期大学	西山学苑研究紀要 第6号
熊本史学会 慶應義塾福澤研究センター	熊本史学 第93・94号   近代日本研究 2010年度/第26巻 小特集・福沢諭吉生誕七十五年 福沢と大阪
慶應我整個倖切九ピンター	<u> </u>
高知海南史学会	海南史学 第49号
神戸女子大学史学会	神女大史学 第27号
国史学会	国史学 第202~204号
国士舘大学日本史学会	国士舘史学 第15号
「佐賀学」創成プロジェクト	活動報告書「佐賀学」創成プロジェクト 平成22年度/「佐賀学」創成にむけた
	地域歴史文化の総合的研究 第3回 地域学シンポジウム報告書 「地域学と歴
   佐賀大学地域学歴史文化研究セ	史文化遺産」
佐貝八子地域子歴史文化研允と   ンター	佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要 第5号
滋賀大学経済学部附属史料館	滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要 第44号
MACON THE PROPERTY OF THE PROP	西川伝右衛門家文書総目録 平成23年2月
	滋賀大学経済学部附属史料館展示図録 平成23年度/企画展 「江戸時代の近江
	を旅する一湖東・湖北の名所を中心に一」
駿台史学会	駿台史学 第141~143号
専修大学大学史資料課	専修大学史紀要 第3号
事修大学歴史学会 創 <del>年上</del> 学人文学会	専修史学 第49号、第50号
創価大学人文学会   高崎経済大学経済学会	創価大学人文論集 第23号 高崎経済大学論集 第53巻第3,4号、第54巻第1,2号
高崎経済大学地域政策学会	尚呵莊併入子禰朱 第53巻第5,4号、第54巻第1,4号   地域政策研究 第13巻第2・3合併号,4号、第14巻第1号
中央大学	中央大学創立125周年記念展示図録 学びのたから 中央大学の起源・絆・記憶
中央大学史料委員会専門委員会	タイムトラベル中大125
	中央大学史資料集 第23集
	中央大学史紀要 第16号
中央史学会	中央史学 第34号
帝京大学文学部史学科	帝京史学 第26号
東海大学学園史資料センター	東海大学資料叢書 1 航空科学専門学校開設認可申請書類
東京大学資料編纂所	東京大学資料編纂所報 (2009年度)/第45号
	東京大学史料編纂所研究紀要 第20号

発行機関	資 料 名
東北芸術工科大学東北文化研究	
ヤンター	- [
629 -	一切前海川神国百記」が猟剣派文件架(十成22年度文部件子首オーノン・リリーチ・センター整備事業「東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態的
	総合研究]) 第1巻/平成23年2月、第2巻/平成23年9月
市北土労労策次派研究公則よい	秘口研九」) 第1台/十成20年2月、第2台/十成20年3月
東北大学学術資源研究公開セン	東北大学史料館紀要 第6号
ター史料館	
東北大学大学院文学研究科東北	東北文化研究室紀要 2010年度/通巻第52集
文化研究室	
東北大学大学院文学研究科大学	平成20年度大学院教育改革支援プログラム(大学院GP) 「歴史資源アーカイ
院GP事務室	ブ国際高度学芸員養成計画」
	組織的な大学院教育改革推進プログラム(大学院GP) 「歴史資源アーカイブ
	国際高度学芸員養成計画」平成21年度院生プロジェクト成果報告書
	組織的な大学院教育改革推進プログラム(大学院GP) 「歴史資源アーカイブ
	国際高度学芸員養成計画」平成21年度事業成果報告書
	組織的な大学院教育改革推進プログラム(大学院GP) 「歴史資源アーカイブ
	国際高度学芸員養成計画」平成22年度事業成果報告書
	組織的な大学院教育改革推進プログラム(大学院GP) 「歴史資源アーカイブ
	国際高度学芸員養成計画」平成20~22年度歴史資源アーカイブ成果報告書
東洋大学井上円了記念博物館	井上円了記念博物館資料調査報告書 辻善兵衛家文書目録
南山学園	南山学園史料集 6 南山大学の人類額
南山大学史料室	アルケイア - 記録・情報・歴史- 第5号
新潟史学会	新潟史学 第66号
新潟大学災害復興科学センター	災害と資料 第3~5号
アーカイブズ分野	火告と貝科 第3~3万
日本近代史研究会	近代史料研究 2010/第10号
日本大学史学会	史叢 第83~84号
奈良女子大学史学会	寧楽史苑 第56号
鳴門史学会	鳴門史学 第24集
ノースアジア大学総合研究セン	
ター経済研究所	経済論集 第8・9号
ノースアジア大学総合研究セン	MAGENTAL TO HER THE STREET OF
ター教養・文化研究所	教養・文化論集 第6巻第1号 (通巻第10号)、第6巻第2号 (通巻第11号)
弘前大学国史研究会	国史研究 第130,131号
弘前大学地域社会研究会	地域社会研究 第4号
広島史学研究会	史学研究 第270~273号
広島大学文書館	広島大学文書館紀要 第13号
	広島大学文書館所蔵沖原豊関係文書目録
法政大学史学会	法政史学 第75,76号
聖園学園短期大学	聖園学園短期大学研究紀要 第41号
三田史学会	史学 第79巻第4号、第80巻第1,2·3号
武蔵大学人文学会	武蔵大学人文学会雑誌 第42巻第2,3・4号、第43巻第1号
武蔵野美術大学大学史史料室	武蔵野美術大学大学史史料集 昭和二十二(一九四七)年-昭和二十五(一九五
	〇)年/第八集 金原省吾日記
	Archive&Archives 02 田中珍彦氏オーラルヒストリー、03 根岸正名誉教
	授オーラルヒストリー、04 根岸正名誉教授オーラルヒストリー、05 美術学校
	生が制作した戦争画一宮木薫氏の話を中心に一
明治大学	大学史紀要 第15号 三木武夫研究Ⅱ
明治大学史資料センター	大学史資料センター報告 第32集 大学史活動 特集 大学創立者をめぐって、
ツカロハ丁又具行じイブ	ス子丈貞科ピンター報ロ 第32条 入子丈佰勤 特集 入子前立有をめてりて、 第31集 大学史活動 特集 大学創立者をめぐってⅡ
山形大学歴史・地理・人類学研	
田形八子歴史・地哇・八類子研     究会	山形大学歴史・地理・人類学論集 第12号
光云   米沢史学会	米沢史学 第27号
木沢史子云   立正大学史学会	立正史学 第108号、第109号 坂巻清教授退職記念号
立正人字史字云   歴史人類学会	
歴史人類子芸   和歌山大学紀州経済史文化史研	史境 学校創立30周年記念号 61、62
和歌山天字紀州絟済史又化史研   究所	紀州経済史文化史研究所紀要 第31号
1 37 PH	
76771	正図造され 日本中学の技士と
早稲田大学史学会	西岡虎之助 民衆史学の旅立ち 史観 第164,165冊

### 〈関係機関からの受贈刊行物〉

発 行 機 関	資 料 名		
総務部	秋田県税務統計書 平成21年度/No.58		
	県税のあらまし 平成23年度		
企画振興部	秋田県読書活動推進基本計画 平成23年3月、概要版/平成23年3月		
	毎月勤労統計調査地方調査報告 平成21年/-賃金・労働時間・雇用の動き-		
	秋田県の工業 平成21年/-工業統計調査結果-		
	工業統計調査結果速報 平成22年		
健康福祉部	国民健康事業状況 平成21年度		
	秋田県健康福祉部医務薬事課業務概要 平成23年度		
	秋田県立医療療育センター業務概要 平成22年度		
生活環境部	平成22年度年次報告 あきたの男女共同参画		
	環境自書 平成22年版/(本編)、(資料編)、概要版		
	秋田県水道施設現況調査 平成21年度		
	秋田県健康環境センター年報 平成22年度/第6号		
農林水産部	秋田県農林水産業・農山漁村振興基本計画 ふるさと秋田農林水産ビジョン 本		
	編、概要版		
	平成22年の水稲作柄低下要因と今後の技術対策		
	稲作指導指針 平成23年度		
	農林水産業及び農山漁村に関する年次報告 平成22年度		
	秋田県農林水産業関係施策の概要 平成23年度		
産業労働部	秋田県産業技術総合研究センター事業年報 平成22年度		
地域振興局	北秋田地域振興局普及活動年報 平成22年度		
- 2 / / / /	山本地域振興局普及活動年報 平成22年度		
	能代山本の農林水産業 平成23年度		
	仙北地域振興局普及年報 平成23年度		
教育庁各課	出羽路 第148号		
3X13/3 LBK	秋田県文化財調査報告書 2010/第466集 払田柵跡調査事務所年報 払田柵跡一		
	第141次調查調查概要─、第467集 秋田県重要遺跡調查報告書Ⅱ─檜山安東氏城		
	能跡(大館跡)調査—		
	秋田県文化財調査報告書 第468集 秋田県指定有形民俗文化財 尾去沢鉱山資		
	料一文化財収録作成調査報告書一		
図書館	秋田県立図書館要覧 平成23年度		
博物館	秋田県立博物館研究報告 第36号		
144070	秋田県立博物館年報 平成23年		
埋蔵文化財センター	秋田県文化財調査報告書 第460集 狼穴Ⅱ遺跡——般国道7号大館西道路建設事		
生成人に対しフク	業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書―~465集 遺跡詳細分布調査報告書、469集		
	前田表遺跡――般国道7号仁賀保本荘道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報		
	告書—~472集 小谷地遺跡—地方道路交付金事業主要地方道男鹿琴丘線建設事		
	古音		
	秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第25号		
7 0 14	秋田県埋蔵文化財センター年報 平成22年度/29		
その他	秋田県立増田高等学校研究紀要 平成22年度		
24 V = 25 H	秋田県立大館高等学校研修集録 平成22年度/第17号		
議会事務局	秋田県議会十一月臨時会十二月定例会会議録(写) 平成22年		
	秋田県議会二月定例会会議録(写) 平成23年		
	秋田県議会五月臨時会六月定例会会議録(写) 平成23年		
人事委員会事務局	人事委員会年報 平成22年度版		

### 開館時間

- ●平日(4月~10月)····午前10時~午後6時(暫定)(11月~3月)····午前10時~午後6時(″)
- ●土曜・日曜日・祝日・・・・午前10時~午後6時

### 休 館 日

- ●毎月1回(平日の初日〈12月、1月を除く〉)
- ●年末年始(12月28日~1月3日)
- ●特別整理期間(毎年12月上旬)※H24は10月上旬



 秋田県公文書館研究紀要 第十八号

 平成二十四年三月二十三日発行

 発行

 秋田県公文書館

 秋田市山王新町一四一三一

 電話 〇一八 (八六六) 八三〇一

その経費は一部あたり二二○円ですこの印刷物は六五○部作成し、

題字

寿松木

毅